

常葉大学

点検・評価報告書

令和7(2025)年度 大学評価申請用



常葉大学
TOKOHA UNIV.

目次

序章	P. 1
大学概況	P. 5
第1章 理念・目的	P. 7
第2章 内部質保証	P. 14
第3章 教育研究組織	P. 25
第4章 教育・学習	P. 31
第5章 学生の受け入れ	P. 48
第6章 教員・教員組織	P. 60
第7章 学生支援	P. 71
第8章 教育研究等環境	P. 83
第9章 社会連携・社会貢献	P. 93
第10章 大学運営・財務	
(1) 大学運営	P.107
(2) 財務	P.122
終章	P.129

序章

(1) 常葉大学の概要

学校法人常葉大学が設置する常葉大学は、平成25年4月に法人傘下の常葉学園大学、浜松大学及び富士常葉大学を統合し、開学した。その際に、本法人の建学の精神である「より高きを目指して～ Learning for Life～ 常に青々とした葉を繁らせ、純白な花を咲かせて黄金の実を結ぶ橘こそ、常葉の象徴。美しい心を持ち、より高い目標に向かってチャレンジし、学び続ける姿勢こそ、常葉の精神」を踏まえつつ、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を教育理念として定めた。また、本法人発祥の地である静岡市葵区水落に新たに静岡水落キャンパスを開設し、静岡瀬名キャンパス、浜松キャンパス及び富士キャンパスの4キャンパス体制で教育研究を開始した。なお、静岡水落キャンパスには新たに法学部法律学科、健康科学部看護学科及び健康科学部静岡理学療法学科を開設した。

平成30年4月、静岡草薙キャンパスを開設し、静岡瀬名キャンパスの2学部2研究科(教育学部、外国語学部、学校教育研究科及び国際言語文化研究科)と富士キャンパスの全3学部1研究科(経営学部、保育学部、社会環境学部及び環境防災研究科)を静岡草薙キャンパスに移し、富士キャンパスを閉鎖し、静岡草薙キャンパス、静岡瀬名キャンパス、静岡水落キャンパス及び浜松キャンパスの4キャンパス体制となって現在に至っている。なお、各キャンパスの設置学部・学科や収容定員などは「大学概況(p5)」を参照されたい。

本学の学生数は令和6年5月1日現在で7,445人となっており、そのうちの9割強が静岡県内の高校出身者である。また、卒業生の8割強が県内に就職しており、地元に着目した大学としての使命を果たしている。特に、3大学統合前の本学の原点ともいえる常葉学園大学では、まず教育学部を開設し、小学校教員養成校として多くの教員を輩出して静岡県内の初等教育を支えている。また、保育学部保育学科、健康プロデュース学部こども健康学科では短期大学部保育科とあわせて、県内で最も多くの保育者を輩出している。その他の学部・学科も教育研究並びに学生の地域貢献活動を通して、地域と共に歩む常葉を目指して活動を進めている。

大学運営に当たっては「主役は学生」を基本方針とし、「主役は学生プロジェクト」を展開し、学生と教職員が意見を交換しながら共に力を合わせて魅力的な大学作りに努めている。この方針に基づき、平成29年度から学友会代表と大学役職者との意見交換会及び学部学生代表と学部教員との意見交換会を実施している。令和4年度からはこの取組を「とこは未来教育教職学協働事業」として強化し、学友会が主体となって「授業」「生活」に関する課題を選定し、各キャンパスで学友会を中心に学生の意見集約を行い、学友会代表及び教職員による懇談会を通して、課題の解決・改善に向けて取り組んでいる。また、令和6年度からは大学の(全学)教務委員会と(全学)学生委員会に学友会代表も前期と後期それぞれ1回ずつ参加した。今後も「主役は学生プロジェクト」を進化・深化させ、学生の各種委員会への出席も促進し、教職員と学生が力を合わせて充実した学びの場を整えていく「教職学協働」による大学運営を強化していきたい。

(2) 大学運営の進め方 PDCAサイクルを機能させるために

本学における内部質保証の基本的な考え方は、「教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することによって、教育研究活動等の質の向上・改善を推

進する」(大学公式ホームページ「内部質保証に関する大学の基本的な考え方」参照)というものである。

大学の運営は中期計画に基づき行われているが、各事業を計画的に遂行するために、中期計画の内容を毎年度策定する「常葉大学運営方針(重点事業等)」に盛り込んでいる。この「常葉大学運営方針(重点事業等)」は、年度当初に示される各部署及び各センターへの諮問事項とも連動している。諮問事項の作成に当たっては、前年度の諮問事項に対する各部署及びセンターからの答申に基づき、学長が必要に応じて自己点検・評価委員会や大学企画運営会議に諮り、各部署及び各センターを所掌する副学長とも協議して決定している。こうして策定された諮問事項を、各部署及び各センターは担当副学長と相談しながら実行し、年度末には答申として各事業の取組状況と課題を学長へ報告している。答申を受けた学長は、答申にある積み残し事項を確認し、上記のような手順を踏んで翌年の諮問事項に盛り込み、確実に中期目標が達成されるように努めている。

この仕組みに至るまでは、学長諮問は毎年度の重点目標と答申を基に、必要に応じて副学長の意見を聞きながら、学長が作成していたが、令和2年度に会議録の書式を改正するとともに、答申書には当該年度の未達成事項及びその年度に生じた課題を明確にし、所掌する副学長とも協議の上、答申書を提出すようにした。その結果、各部署及び各センターの自己点検・評価が進み、トップダウンとボトムアップの運営が機能し、各部署及び各センターの教職協働も前進した。

学長諮問から答申への流れについては、学内のすべての全学委員会においても行っており、年度途中で解決すべき課題が生じた場合には、学長から副学長を通じて、関係する部署やセンターあるいは全学委員会へ諮問を追加し、常に改善する体制をとっている。また、当該年度内に確実に達成すべき諮問事項については、中間報告書を求めることによって、進捗状況を把握している。令和6年度には文部科学省の支援事業である「改革総合支援事業 タイプ3：地域社会の発展への貢献(地域連携型)」に採択され、この仕組みが機能していることの表れであると考えている。

この流れをさらに強固にし、なお一層組織的に実施していくための課題としては、学長直属の「大学企画運営会議」の役割をさらに明確化し、他の会議体との有機的な連携が挙げられる。その点に関して、令和6年度には大学企画運営会議において改善に向けて協議を進めており、令和7年度から新たな体制で運営していく予定となっている。

(3) 前回の大学認証評価の受審状況と改善向上に向けた取組の概要

本学の大学認証評価は「大学基準協会」を評価機関として、平成30年度に受審し、「2018(平成30)年度大学評価の結果、常葉大学は本協会の大学基準に適合していると認定する」との判定を受けた。しかし、改善すべき課題として、「学習成果の評価手法や評価指標の確立と測定結果の活用」、「大学院固有のファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)活動」、「定員管理を含めた学生の受け入れ」などが指摘された。

これらの指摘に対して、本学では改善に向けて様々な観点から分析と検討を加えたうえで対応策を講じ、改善に向けて全学的に取り組んでいる。

まず、教育機関として最大の課題と認識している「内部質保証システムに係る組織間の関係性や役割分担などに関する課題」については、「常葉大学 全学内部質保証推進組織と内部

質保証の指針」(平成31年3月18日策定)及びこの指針を図式化した「内部質保証システムの実施図」を策定し、本学における内部質保証システムに係る組織間の役割や連関性を明確にした。

当該システムに従って自己点検・評価を行った結果、課題となった事項については(全学)FD・SD委員会が研修の企画を行い、全学で課題事項を共有し、教育改革及び改善を進めている。その成果の一つが、同じく前回の認証評価で指摘された「学習成果の評価手法や評価指標の確立」ということであり、令和3年度末に「大学全体レベル」としてのアセスメント・ポリシーを作成し、全学科(課程)がカリキュラムマップを作成し、科目のナンバリングを行い、科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連を示した。中でも一番困難を極めたのが学習成果の可視化であったが、令和6年度にはすべての学部・学科においてルーブリックなどの成果の評価方法と指標を定め、それに基づいて各学生が評価を行い、その結果を部長会で報告した。次なる課題は、学生アンケートやルーブリックによる学生個々の学習成果の結果などを活用し、さらなる教育の改善につなげていくことである。これには、(全学)FD・SD活動から部局のFD・SD活動へ比重を変えていくことを検討すべきである。なお、FD・SD活動については、夏季休業中などの長期休暇中を除き、前年度の自己点検・評価から抽出された課題をテーマとして毎月開催することとしているが、研修疲れが出ていないかの点検が必要となっている。また、「大学院固有のファカルティ・ディベロップメント」実施の指摘があったが、現在では、毎年、研究科ごとにも研修を行うようになっている。

「学生の受け入れ(学部の定員管理の徹底)」については、入学者選抜に関する意思決定プロセスを見直して、再構築し、学部の定員管理を徹底するよう改善策を講じた。その結果、指摘を受けた学科の定員管理に改善が見られたものの、近年の入試制度の多様化に伴う合格者の歩留まり率の不確定さ、さらには18歳人口の減少などもあり、さらなる定員管理の課題も生じている。大学全体の定員管理は修学支援金の機関要件への影響などから極めて重要であり、教育の質保証を前提としつつ、学部・学科の定員管理とそれとの兼ね合いには難しい課題がある。

「常葉大学 全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」に従って、PDCAを回していくとき、一番の課題は、各部署との有機的な連携であるが、その課題の解決に向けては先述のとおり、各部署やセンターや全学委員会の諮問と答申の有機的なつながりを作った。この仕組みが今後さらに有効に機能するよう改善に努めていく。

本学では、平成30年度の認証評価以後、新たに定めた「常葉大学 全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」に従い、自己点検・評価に基づく内部質保証システムの確立と「主役は学生プロジェクト」を通した学生を主体とした大学運営を鋭意進め始めたとき、新型コロナウイルスに襲われた。コロナ禍における教育研究活動は困難を極めるものと思われたが、全教職員の英知と学生の理解及び協力によって、令和2年6月には多くの大学に先駆け、オンライン授業も併用しながらの対面授業を開始することができた。また、Zoomなどのオンライン授業に関しては、教育学部の先駆的な教育と研究を行っていた一部の教員を除き全くノウハウのない状況であったが、知識をもった教員と経験豊富な情報システム課の大学職員との連携の下、全教職員による教職協働の意識の高まりと相まって、コロナ禍にあっても教育研究活動を中断することなく実施できた。この取組はスポーツ庁のホームページにて「大学における課外活動での感染対策の取組例」として取り上げられた。

その後、令和 4 年、“MIRAI TOKOHA”をユニバーシティ・ビジョンとして定め、“beyond the limits”、「#できないことなんてない」を合言葉に、教育理念の一つである「未来志向」を実践し、建学の精神である「より高きを目指して」改革改善を進めている。その結果として、「とこは未来 6 プロジェクト」が生まれ、「主役は学生プロジェクト」の狙いである、学生と教職員が共に課題を解決する「教職学協働」による大学運営の基礎もできてきた。この「主役は学生プロジェクト」では、先述のとおり、学長や副学長などの大学執行部と学友会代表との懇談会や、学部長・学科長と学部の代表学生との懇談会を実施している。初めの頃は「教室の時計が止まっている」あるいは「学食の値段が高い」といった不満だけが出されていたが、よりよい環境で学生生活を送るためには自分たちの大学をどうすべきであるかということを中心に考え、意見を出してくれるようになった。課題は、このような大学の取組が全学生に浸透していない点である。

大学企画運営会議などの会議体が機能し、さまざまな取組が「とこは未来プラン」に結実した。このプランは令和 5 年度の法人主催の「教職員研修会」において、全学の教職員に周知し、それに基づいた大学の運営が始まっている。この取組は、今後の少子化を見据えた施策であり、必要に応じて修正を加えながら、この施策を着実に実行し、少子化に耐える大学運営を行っていく。

(4) 常に青々とした「常葉」であり続けるために

本学では、前回の平成 30 年の認証評価以後、教育の質保証のための PDCA サイクルを回す仕組みを整え、研究力を強化し、よりよい教育を行うように鋭意努めてきた。コロナ禍にあっては教職協働が進み、「主役は学生プロジェクト」も機能して学生の協力も得られて、教育研究活動を止めることなく、教育を通して地域社会に貢献するという本学の使命を果たしてきた。

現在、本学では、令和 10 年を目途に、浜松駅からバスで 1 時間程度を要する現在の浜松キャンパスを浜松駅南口から徒歩 7 分のところに移転する予定となっている。これによって交通の利便性も高まり、他大学との交流をはじめ、地元自治体や企業との交流も促進されることが期待される。本学では、この移転を追い風として、これまでの知見をさらに生かし、地域に開かれた大学としての本学の使命をなお一層果たしていきたいと考えている。

今回の認証評価に当たり、いろいろな観点から本学のこれまでの取組を評価していただき、本学が常に青々とした「常葉」であり続けてこれまで以上に充実した教育研究活動ができるように、委員の皆様からの忌憚のないご意見とご助言をいただきたい。

大学概況

- (1) 大学設置年 1980（昭和 55）年
- (2) 所在地 静岡県静岡市駿河区弥生町 6 番 1 号
- (3) 理念・目的 常葉大学は、「より高きを目指して～Learning for Life～」という建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるため、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」の 3 つを教育理念としている。また、教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、建学の精神及び教育理念にある知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家、社会及び地域に貢献せしめ、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを教育目的としている。常葉大学大学院は、常葉大学の教育理念及び教育目的に則り、学部教育の基盤の上に学術の理論及び応用を教授研究すると共に、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを教育目的とする。
- (4) 学部・研究科等 教育学部、外国語学部、造形学部、法学部、健康科学部、経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部、社会環境学部、保育学部
国際言語文化研究科、健康科学研究科、環境防災研究科、学校教育研究科（専門職）

(5) 収容定員

学部・研究科名	課程・学科名		収容定員（人）
			令和 6 年 5 月 1 日現在
教育学部 （学士課程）	学校教育課程		480
	生涯学習学科	生涯学習専攻	220
		生涯スポーツ専攻	140
		計	360
心理教育学科		360	
外国語学部 （学士課程）	英米語学科		440
	グローバルコミュニケーション学科		340
造形学部 （学士課程）	造形学科		400
法学部 （学士課程）	法律学科		720
健康科学部 （学士課程）	看護学科		320
	静岡理学療法学科		240
経営学部 （学士課程）	経営学科		1290
健康プロデュース学部 （学士課程）	健康栄養学科		320
	*こども健康学科		200
	*心身マネジメント学科		440
	健康鍼灸学科		120
	健康柔道整復学科		120

保健医療学部 (学士課程)	理学療法学科	160
	作業療法学科	160
社会環境学部 (学士課程)	社会環境学科	440
保育学部 (学士課程)	保育学科	640
国際言語文化研 究科 (修士課程)	英米言語文化専攻	20
	国際教育専攻	20
健康科学研究科 (修士課程)	健康栄養科学専攻	10
	臨床心理学専攻	20
環境防災研究科 (修士課程)	環境防災専攻	20
学校教育研究科 (専門職課程)	高度教職実践専攻	40

*令和7年4月から「健康プロデュース学部 こども健康学科」を「健康プロデュース学部 保育健康学科」に、「健康プロデュース学部 心身マネジメント学科」を「健康プロデュース学部 スポーツ健康科学科」に名称変更

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	学校法人常葉大学 規程集
寄附行為又は定款	学校法人常葉大学 寄附行為
学則、大学院学則	常葉大学学則、常葉大学大学院学則
履修要項・シラバス	https://www.tokoha-u.ac.jp/campuslife/support/syllabus/
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
常葉大学学則第1条	常葉大学学則
常葉大学大学院学則第1条	常葉大学大学院学則
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
教育学部	常葉大学学則第6条第1項	常葉大学学則
外国語学部	常葉大学学則第6条第2項	常葉大学学則
造形学部	常葉大学学則第6条第3項	常葉大学学則
法学部	常葉大学学則第6条第4項	常葉大学学則
健康科学部	常葉大学学則第6条第5項	常葉大学学則
経営学部	常葉大学学則第6条第6項	常葉大学学則
健康プロデュース学部	常葉大学学則第6条第7項	常葉大学学則
保健医療学部	常葉大学学則第6条第8項	常葉大学学則
社会環境学部	常葉大学学則第6条第9項	常葉大学学則
保育学部	常葉大学学則第6条第10項	常葉大学学則
国際言語文化研究科	常葉大学大学院学則第6条第1項	常葉大学大学院学則
健康科学研究科	常葉大学大学院学則第6条第2項	常葉大学大学院学則
環境防災研究科	常葉大学大学院学則第6条第3項	常葉大学大学院学則
学校教育研究科	常葉大学大学院学則第6条第4項	常葉大学大学院学則
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等	https://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/vision-plan
学校法人常葉大学第2期中期計画	https://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/vision-plan
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

●大学の理念や教育研究活動の目的の明確化

本学では、「より高きを目指して ~Learning for Life~」という建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるため、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を教育理念として設定している(資料 1-1【ウェブ】)。それぞれの教育理念の内容は次のとおりである。

常葉大学 教育理念

○知徳兼備

幅広い教養と高度な専門性を身に付け、総合的な判断力と豊かな人間性を備えた人材を育成する。

○未来志向

先見性をもって社会の課題やニーズをとらえ、いかなる苦難も乗り越え、主体的かつ創造的に行動する人材を育成する。

○地域貢献

地域社会や産学官と連携しながら、地域の発展及び新たな社会づくりに向けて率先して行動し、活躍する人材を育成する。

この教育理念は、平成 25 年度に「常葉学園大学」「浜松大学」「富士常葉大学」の 3 大学を統合し、「常葉大学」を開学した際に設定したものである。統合から 10 年が経過し、社会情勢や大学に求められるニーズも変化していることから、令和 5 年度に教育理念の点検を行ったところである。点検の結果、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」の教育理念は変更せず、教育理念の内容を説明する文言については、学生を含めたステークホルダーにより分かりやすく表すように見直すこととなった。見直しにあたっては、教育の企画・運営を担う大学企画運営会議の中にワーキンググループを設置し、その検討結果を大学企画運営会議にて協議し(資料 1-2)、全学的審議機関である部長会にて決定し、令和 6 年度から現在の文言に変更したところである(資料 1-3)。

また、大学の目的については、常葉大学学則において「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、建学の精神及び教育理念である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家、社会及び地域に貢献せしめ、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを目的とする。」と掲げており、教育基本法及び学校教育法に則った目的を適切に定めている(基本情報一覧「常葉大学学則」)。また、学部・学科の目的については、我が国の教育並びに学

術文化の進展に寄与するという大学の理念・目的に沿って各学部の目的を次のとおり定めている。

教育学部は、教育という視点から社会に貢献できる、幅広い教養、豊かな人間性、実践的な指導力を兼ね備えた人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進を目的とする。

- (1) 学校教育課程は、学校教育の基礎としての小学校教育を中心に、中・高等学校教育、特別支援学校教育をも担うことのできる人材を育成する。
- (2) 生涯学習学科は、社会教育をはじめとする生涯学習社会の様々な教育分野で活躍できる人材を育成する。
- (3) 心理教育学科は、人間のこころの領域を科学的に把握してコミュニケーションでき、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成する。

外国語学部は、実践的な外国語運用能力を身に付け、真のコミュニケーション能力を持った人材の育成と、その基盤となる研究の推進を目的とする。

- (1) 英米語学科は、英語運用能力の獲得及び英米の文化、歴史、社会などの広い知識を修得させ、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成する。
- (2) グローバルコミュニケーション学科は、国際語としての英語のみならずその他の言語の運用能力とグローバルな視野を持ち、社会の様々な分野で活躍できる人材を育成する。

造形学部は、多様なアートやデザインの分野で高度な知識と技術が求められる時代において多方面にわたり活躍できる人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進を目的とする。

法学部は、幅広い教養と高い公共性・倫理性に加えて法的知識やリーガルマインドを身に付けることにより、積極的に社会を支え、あるいは改善に導くことのできる人材の育成を目的とする。

健康科学部は、幅広い教養と豊かな人間性を身に付け、看護学や理学療法学の専門知識と技術の修得のみならず、医療を支える優れたケアを提供するための最善の仕組みを創造し、実践する能力を有する人材の育成を目的とする。

- (1) 看護学科は、看護学の専門知識と技術に加え、医学的・科学的根拠に基づいた適切な判断能力と問題解決能力を有し、他の医療専門職と連携を図りながら包括的な医療・保健サービスを実践できる人材を育成する。
- (2) 静岡理学療法学科は、理学療法学の専門知識と技術に加え、医学的・科学的根拠に基づいた適切な判断能力と問題解決能力を有し、他の医療専門職と連携を図りながら包括的な医療・保健サービスを実践できる人材を育成する。

経営学部は、「個の成長・社会との調和」をめざし、経営学の基本理論を修得し、その専門的応用・実践力をもって地域社会に貢献できる知恵と徳操を具備する人材の育成と、その育成の基盤となる研究の推進を目的とする。

健康プロデュース学部は、人が現代社会を健康に過ごすために、健康についての確かなサポートができる人材を育成し、健康を有機的総合的に捉えて 21 世紀に必要とされる新たな健康概念を模索、創造する研究の推進を目的とする。

- (1)健康栄養学科は、多様な専門領域に関する基本となる能力や高度な栄養管理に必要とされる知識・技能、態度及び考え方の総合的能力、またチーム医療の重要性を理解し、その一員として責務を果たし得る能力及び他職種の人々や患者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を有する人材を育成する。
- (2)保育健康学科は、「こどもにとっての真の意味での『健康』とは何か」を現代科学の最先端に立って多角的に考究すること及びそこから得られた専門的知見に基づき、「こどもの健康」を保育・幼児教育の立場から総合的に実現できる人材を育成する。
- (3)スポーツ健康科学科は、「人間が生きていく」ことに直結する「身体」「心理」の領域を統合させながら学際的な視点で学び、それらを取り巻く「社会」の領域でこれらを補完することによって、健康増進にとどまらず、21世紀社会に求められる積極的な生き方やそこから生み出される健康づくりに貢献できる人材を育成する。
- (4)健康鍼灸学科は、広い教養を身につけると同時に、西洋近代医学・東洋伝統医学の知識を土台にし、高度な東洋臨床技術を身につけた鍼灸師を養成する。また、鍼灸を医療にとどまらず健康運動、介護福祉、美容、経営などの様々な分野へ展開し得る人材を育成する。
- (5)健康柔道整復学科は、西洋医学の知識を土台にし、柔道整復の臨床技術を身につけ、モラルと品格を備えた人間性豊かな柔道整復師を養成する。また、柔道整復学を通じたスポーツクラブ・介護施設での運動指導や、今後の超高齢社会に向けた高齢者の健康増進と健康寿命の伸長に貢献できる人材を育成する。

保健医療学部は、高齢化にともなう慢性疾患の増加、医学の進歩がもたらす救命率の上昇などによる疾病構造の変化にともない、保健・医療・福祉のさらなる充実が求められている状況の中で、リハビリテーション医療の役割がますます増大している。倫理観と使命感に溢れ、幅広い教養と高度な専門知識及び技術を合わせもった理学療法士・作業療法士を育成し社会に送り出すことで、国民の健康及び生活の質の維持・増進に資することを目的とする。

- (1)理学療法学科は、医療専門職として高い倫理観、使命観を備え、現代の理学療法分野において特に要請されている「運動障害」「神経障害」「内部障害」の領域について豊富な知識と高度な専門技術をもつ人材を育成する。
- (2)作業療法学科は、医療専門職として高い倫理観、使命観を備え、現代の作業療法分野において特に要請されている「身体障害」「精神障害」「発達障害」「高齢期障害」の領域について豊富な知識と高度な専門技術をもつ人材を育成する。

社会環境学部は、環境問題の解決や社会の安全のための社会システムの構築を目指し、関連する自然科学分野の知識と理解と、それらを前提とした社会科学分野の視点に基づく問題解決型の教育研究に重点をおき、複数専門分野の教員による学際的内容とするために授業を展開し、地球環境や防災のために貢献できる人材の育成を目的とする。

保育学部は、社会環境の変化の中で、保育・幼児教育が社会的に有用な存在として、その機能を十分に果していくために、「人間性を育む教育」「障がい児教育・環境教育」「健康教育」「感性教育」の4つの理念の下、高い人間性と保育技術の向上に加え、特

別支援教育等新たなニーズに対応できる人材の育成を目的とする。

大学院の目的については、常葉大学大学院学則において「本大学院は、常葉大学の目的に則り学部教育の基盤の上に、学術の理論及び応用を教授研究すると共に、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めており（基本情報一覧「常葉大学大学院学則」）、各研究科もこの大学院の目的に沿って、次のとおり定めている。

国際言語文化研究科は、国際化の担い手となる職業人や国際教育の専門家等、国際交流や国際的視野に立って問題を解決できる人材を養成することを目的とする。

健康科学研究科は、健康な身体づくりを目指した「食」のケアと、住環境や社会環境の変化そして人間関係のストレスに起因する「心」のケアを目指して、地域住民の保健・医療・福祉の発展・活性化に貢献できる人材を養成することを目的とする。

環境防災研究科は、自然災害や環境の急激な変化、環境問題を環境の緩慢な悪化と捉え、これらにより社会が受ける影響や被害・災害からの回復、復興経過の究明など環境と社会に関する専門的知識を持った人材を養成することを目的とする。

学校教育研究科は、確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）や、より実践的な指導力・展開力を備えた新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成することを目的とする。

●理念・目的の教職員及び学生への周知と社会への公表

上記の理念・目的については、次のとおり、様々な機会を通して、教職員及び学生に周知するとともに社会に公表している。

まず、教育理念については、入学式で配布する『式次第』（資料 1-4）をはじめ、教員紹介『Introduction of Faculty Members』（資料 1-5）、に掲載するなど、様々な機会を活用し、学生及び教職員へ広く周知を図っている。また、学部・学科及び研究科の目的については、常葉大学学則又は常葉大学大学院学則に明示している。また、学生及び教職員に配布している『学生便覧』にも教育理念、学則（学部・学科及び研究科の目的）を掲載しており（資料 1-6 p1, p113【ウェブ】）、十分に周知を行っているといえる。

教育理念並びに学部・学科及び研究科の目的については、大学公式ホームページにも掲載し、社会に対しても公表している（資料 1-1【ウェブ】）。その他、令和 5 年度からは本学の教育研究活動などを広く周知するため、産業界、行政機関、卒業生などを対象として作成しているリーフレット『常葉大学のご紹介 常葉大学の教育力ー未来を生き抜く人材養成を目指してー』においても、教育理念や学部の学びの内容を掲載し、社会に対して公表している（資料 1-7）。なお、前述の『学生便覧』についても大学公式ホームページに掲載し、社会に対して公表している（資料 1-6【ウェブ】）。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

●組織・財源などの裏付けを伴う実現可能な中・長期の計画等の内容

中・長期の計画その他の諸施策の策定については、平成27年度に第1期中期計画（平成28年度～令和2年度）を策定し、その達成状況並びに大学内外を取り巻く状況に鑑み、令和3年度からは第2期中期計画（令和3年～令和7年度）を策定している。また、それらの事業を計画的に推進するため、毎年度策定する「常葉大学運営方針（重点事業等）」にその事業を計画的に盛り込み、教育理念・目的の達成に向けて教育研究等の諸活動を行っている。大学の重点目標は各部署・センター及び各種委員会への学長諮問に盛り込まれ、組織的に遂行している（資料1-8）。

また、大学の重点目標は法人本部企画部の法人全体の重点事業とも連動しており、法人の財務計画に反映されている。事業予算の策定に当たっては、各キャンパスから出された予算について学長を中心とした予算ヒアリングが行われたのち、法人本部との協議を経て決定し、大学並びに法人が協働して事業実現に努めている。

さらに、「常葉大学運営方針（重点事業等）」は、年度当初の合同教授会にて学長から教職員に周知することによって学内の理解を促し、全学を挙げて組織的に実現に向けて取り組んでいる（資料1-9）。さらに、毎年度その実施状況を点検し、『事業報告書』にてその内容を公表するとともに（資料1-10 p.44【ウェブ】）、中期計画の実施状況についても『実績報告書』として大学公式ホームページにて公表している（資料1-11【ウェブ】）。

●中・長期の計画等の諸施策の進捗及び達成状況の定期的な検証

この「常葉大学運営方針（重点事業等）」は、年度当初に示される各部・センターへの諮問事項とも連動しており、重点事業や諮問事項の作成に当たっては、各部・センターから前年度の諮問事項の答申を受けた学長が必要に応じて自己点検・評価委員会や大学企画運営会議に諮り、各部・センターを所掌する副学長とも協議をして決定している。こうして策定された諮問事項を、各部・センターは担当副学長と相談しながら、計画・実行し、年度末には答申として各事業の進捗状況と課題を学長へ報告している（資料1-12）。

このように、中・長期計画を計画的に推進していく体制を整備するとともに、PDCAサイクルを機能させることによって進捗状況や課題を把握し円滑に解決している。なお、当該年度内に確実に達成すべき諮問事項については、中間報告書を求めることによって、進捗状況を把握している。以上のように「常葉大学運営方針（重点事業等）」は、大学内外の状況を分析して作成された中期計画に基づくものであり、法人本部の企画部及び財務部の方針とも連動している。また、諸施策の進捗及び達成状況も定期的に把握し、未達成の事項は再度重点事業に盛り込み着実に達成できるようにしている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教育理念については、大学公式ホームページをはじめ、『学生便覧』『大学案内』、教員紹介『Introduction of Faculty Members』など、様々な媒体を通して、学生のみならず広くステークホルダーに対し周知している。大学広報においてもこれを活用し、オープンキャンパスなどの各種行事を通して社会へ公表している。

令和4年度には、教育理念に基づき本学が目指す方向性を学生、教職員及び社会に表明

するためにユニバーシティ・アイデンティティを策定した（資料 1-13【ウェブ】）。建学の精神のもと、ユニバーシティ・ビジョンとして「MIRAI TOKOHA」を掲げ、スローガンとして「Beyond the Limits」を旗印として定めたところである。しかし、このユニバーシティ・アイデンティティについては、学生には十分に浸透しているとはいえ、今後様々な機会を活用し周知を図っていく必要がある。

中・長期の計画その他の諸施策策定については、前述のとおり、中・長期計画に基づき毎年度「常葉大学運営方針（重点事業等）」を策定して計画的に進めており、掲げられた重点事業等は学長諮問として、各部・センターへ具体的な事業計画の立案・実施を求めている。

「常葉大学運営方針（重点事業等）」及び学長諮問の策定にあたっては、前年度の各部・センターからの答申に基づき、必要に応じて自己点検・評価委員会や大学企画運営会議に諮り、各部・センターを所掌する副学長とも協議をして決定している。このように、中長期計画を計画的に遂行するための組織的な仕組みを確立させるとともに、「学長諮問」→「実施」→「答申」→「答申内容の確認並びに課題の洗い出し」→「翌年度の学長諮問」→「実施」という PDCA サイクルを機能させることによって、諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証し、着実に中期計画を進めるようにしている（資料 1-14）。

課題としては、単年度では実施の難しい事業や課題への対応が挙げられる。このような事業については次年度の学長諮問とすることで、積み残しのないよう取り組んでいるが、事業によっては数年かかるものもあることから各部・センターと連携を取りながら迅速に対応していくこととしている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

以上のことから、大学の教育理念・目的及び学部・研究科の目的を適切に設定し、将来を見据えた長期ビジョン及び中期計画についても適切に設定している。また、予算についても法人本部財務部と連動することによって事業を実現させている。さらに、多様な媒体によって、事業の進捗状況並びに実施状況を学内外に十分に周知することができている。

中期計画については、「常葉大学運営方針（重点事業等）」及び学長諮問と答申を通し、実現可能な重点目標を策定することによって、着実に実行している。なお、令和 5 年度には、中期計画を点検し、急速に変化する時代にあわせ一部見直しを図った。今後も自己点検を怠ることなく実施し、必要に応じて長期ビジョン、長期計画も含め時代に即したものとしていく。

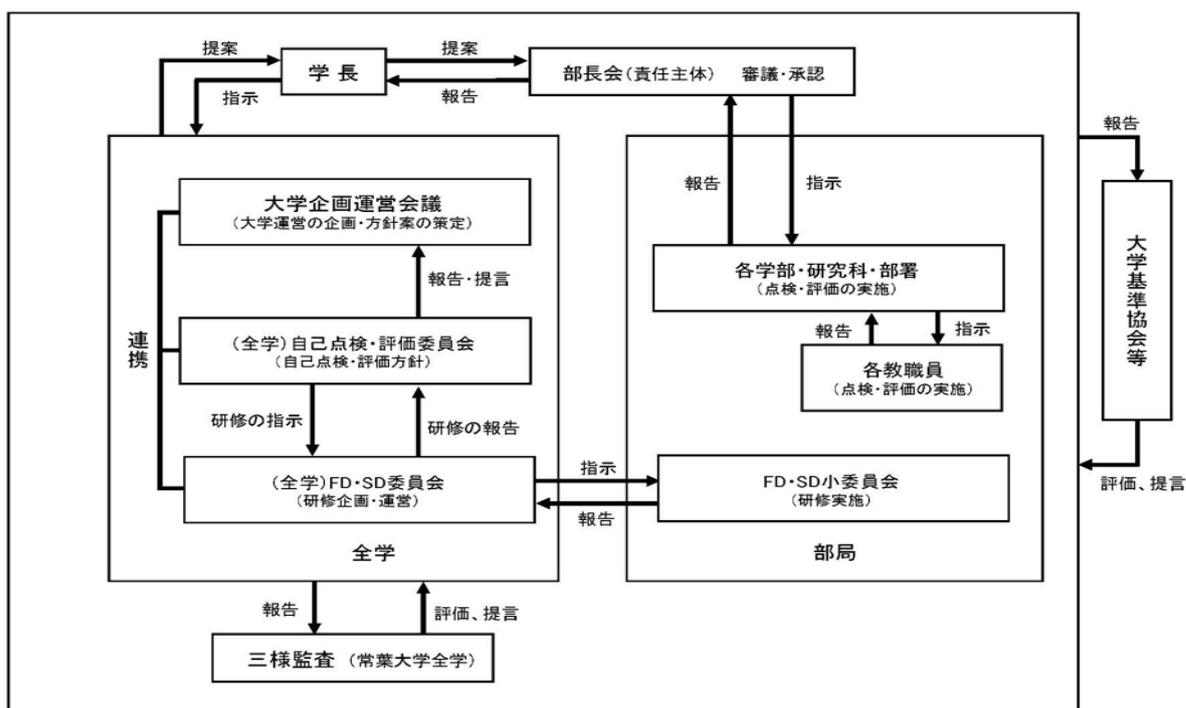
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針	内部質保証推進組織と内部質保証の指針 内部質保証について 大学・短大案内 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県) (tokoha-u.ac.jp)
常葉大学内部質保証システムの実施図	内部質保証システムの実施図 内部質保証について 大学・短大案内 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県) (tokoha-u.ac.jp)
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
部長会 大学企画運営会議 (全学) 自己点検・評価委員会 (全学) FD・SD委員会	<部長会> 内部質保証に関する事項の決定 <大学企画運営会議> 教育の企画設計のほか、内部質保証に関する改善案や重点目標案の策定 <(全学) 自己点検・評価委員会> 自己点検・評価及び認証評価の企画、実施のほか、自己点検・評価結果に伴う改善方策の策定 <(全学) FD・SD委員会> (全学) 自己点検・評価委員会から指示された事項について、研修の企画立案
	名簿 (URL・印刷物の名称)
	令和6年度部長会構成員一覧 令和6年度研究科科長会構成員一覧 令和6年度企画運営会議構成員一覧 令和6年度各種委員会構成員一覧
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
指摘事項 (改善)	○既設学科等(外国語学部グローバルコミュニケーション学科)の入学定員超過の改善に努めること。	令和元年	履行済	収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書(令和2年5月1日現在)
遵守事項 (認可)	○健康プロデュース学部こども健康学科の定員未充足の是正に努めること	令和5年	履行中	収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書(令和6年5月1日現在)
指摘事項 (改善)	○保健医療学部理学療法学科の収容定員超過の改善に努めること ○健康プロデュース学部こども健康学科の定員未充足の是正に努めること	令和5年	履行済 履行中	収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書(令和6年5月1日現在)
備考:				

※その他、文部科学省からの勧告等に関する場合は、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	Microsoft Word - 改善報告書(常葉大学)(tokoha-u.ac.jp)
改善報告書検討結果 URL [※]	230331ninsho.pdf (tokoha-u.ac.jp)
備考:	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
学校教育研究科	教育課程連携協議会 学校教育研究科 大学院 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県)(tokoha-u.ac.jp) R6 年度教育課程連携協議会委員名簿
備考:	

※関係法令: 大学設置基準第 42 条の 8 条、専門職大学設置基準第 11 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	大学 認証評価 認証評価 大学・短大案内 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県)(tokoha-u.ac.jp)
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1 教育研究上の目的 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県)(tokoha-u.ac.jp)
教育研究上の基本組織	教育研究上の基本組織 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学:10 学部 19 学科の総合大学(静岡県)(tokoha-u.ac.jp)
学位授与方針	基準 4

	3つのポリシー 大学諸活動の方針 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
教育課程の編成・実施方針	基準4 3つのポリシー 大学諸活動の方針 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
学生の受け入れ方針	基準5 3つのポリシー 大学諸活動の方針 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織、教員数、教員の業績等 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	入学、卒業・修了及び進路の状況 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況	就職実績の情報について 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	授業科目、授業の方法・内容・計画 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	施設・設備その他の教育研究環境 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	大学 学費・奨学金・教育ローン（提携） キャンパスライフ・学友会 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	学生生活および就職活動支援について 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp） 大学 学費・奨学金・教育ローン（提携） キャンパスライフ・学友会 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	教育課程連携協議会 学校教育研究科 大学院 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
財務情報	財務情報 学校法人の基本情報 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	—
学位の取得状況	卒業・修了の要件及び取得学位等 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）

学生の成長実感・満足度	2024年度 学生による授業アンケート集計結果 学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	就職実績の情報について 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	入学、卒業・修了及び進路の状況 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
学修時間	学生による授業アンケート集計結果 自己点検・評価 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	入試結果 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
教員一人あたりの学生数	教員組織、教員数、教員の業績等 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
学事暦の柔軟化の状況	—
履修登録単位の登録上限の状況	2024年度 常葉大学 学生便覧 静岡草薙・瀬名キャンパス（ shizuoka-ebooks.jp ） 2024年度 常葉大学 学生便覧 静岡水落キャンパス（ shizuoka-ebooks.jp ） 2024年度 常葉大学 学生便覧 浜松キャンパス（ shizuoka-ebooks.jp ） 2024年度 常葉大学 大学院 学生便覧（ shizuoka-ebooks.jp ） 2024年度 常葉大学 大学院 学生便覧（ shizuoka-ebooks.jp ） 2024年度 常葉大学 大学院 学生便覧（ shizuoka-ebooks.jp ）
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	授業科目、授業の方法・内容・計画 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	—
FD・SDの実施状況	FD・SD 研修会 内部質保証について 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表【教職課程】

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）
卒業者の教員への就職の状況に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10 学部 19 学科の総合大学（静岡県）（ tokoha-u.ac.jp ）

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	教職課程の教育情報 教育情報の公表 情報公開 大学・短大案内 常葉大学：10学部19学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証(本文)

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

●本学における内部質保証の考え方や体制など

本学における内部質保証の基本的な考え方については、序章にも記したが、大学公式ホームページにて、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を公表している。また、本学学則及び大学院学則に次のとおり明示し、教育研究活動等の質の向上・改善を推進することとなっている。

○常葉大学学則

(自己点検・評価及び認証評価等)

第3条 本学は教育研究水準の向上を図り、第1条に掲げる目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びに検証を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 前2項の措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

○常葉大学大学院学則

(自己点検・評価及び認証評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価並びに検証を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

3 前2項の措置に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受ける。

大学においては学則第3条2項、大学院においては学則第2条2項に基づき、「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」(基本情報一覧「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」)を策定し、内部質保証の「基本的な考え方」「内部質保証推進組織の権限と役割」「全学内部質保証推進組織と学部・研究科その他の組織との役割分担」「教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」を示している。また、「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」を具体的に示すため、「常葉大学内部質保証の指針(実施図)」を策定し、大学公式ホームページにおいて公表している(基本情報一覧「常葉大学内部質保証システムの実施図」)。さらに、「常葉大学自己点検・評価実施方針」(資料2-1)においては、自己点検・評価の「実施目的」「実施方法」「外部評価」「点検・評価結果の反映」についても定めている。これらによって、内部質保証に関する大学の基本的な考え方及び方針を明示している。

●教育の企画・設計とその実施等に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

全学における内部質保証については、本学学則第57条によって、「教育及び研究に関する基本方針」や「大学の将来計画に関する事項」など、本学の運営に関する重要な事項を審議する最高意思決定機関である「部長会」(資料2-2)を責任主体としている。それに加え、学長が大学の運営方針を決める際に、学長を補佐し、また学長の指示を受けて、企画・調整並びに、内部質保証を含めた教育研究や学生支援などの企画・方針を策定する組織である学長直属の「大学企画運営会議」(資料2-3)と、内部質保証システムを推進する「(全学)自己点検・評価委員会」、及び「(全学)FD・SD委員会」の3つの会議体が連携し、内部質保証

への取組を推進している。具体的には、「大学企画運営会議」が、「(全学)自己点検・評価委員会」及び「(全学)FD・SD委員会」からの成果や課題などの報告をもとに、次年度へ向けての改善案及び重点目標案を作成し「部長会」へ提案する。「部長会」は、各学部・研究科・各部・センターへ自己点検・評価の実施を指示し、報告を受ける。

この体制のもと、令和5年度の「(全学)自己点検・評価委員会」において、教学マネジメント指針(追補)を踏まえ、3つの方針(全学レベル)の点検を行うこととし、担当部署である入学センターと教務部へ点検を指示している(資料2-4)。この点検結果に基づき「大学企画運営会議」において協議した結果(資料2-5)、カリキュラム・ポリシーについては、令和7年度から改正を予定している新たな教養教育の方針に合わせて見直しを行い、部長会にて決定した(資料2-6)。また、アドミッション・ポリシーについても、教学マネジメント指針(追補)に則して見直しを行い、全学レベルだけでなく学科レベルについても見直しを進め、完了している(資料2-7、資料2-8)。なお、ディプロマ・ポリシーについてはプログラム毎、育成する資質・能力に変更がないため、改正は行っていない。さらに「(全学)自己点検・評価委員会」は、学部の自己点検・評価において課題として挙げられた「学修成果の測定結果に基づく改善への取り組み」と、より効果的な研究倫理教育が行えるように「分野別の研究倫理教育」を研修テーマに加えるよう「(全学)FD・SD委員会」に対し指示している(資料2-9)。これを受け「(全学)FD・SD委員会」では、令和6年度全学共通・学部学科別研修会において、これらに関する研修会を実施した(資料2-10【ウェブ】、資料2-11【ウェブ】)。なお、全8回の研修会のうち、2回は各学部・学科のFD・SD計画に基づいて研修を行っている。このように、「大学企画運営会議」と「自己点検・評価委員会」と「FD・SD委員会」とが連携し、全学的な調整や必要となる研修支援に努めている。

●自己点検・評価の客観性の確保などについて

先述のように、本学では定期的な自己点検・評価の結果を活用して教育研究に係る改善・改革を進めているが、点検・評価における客観性、妥当性を確保するための取組として、「常葉大学自己点検・評価実施方針」を設定し、四段階による評価を実施している(資料2-1)。第一段階評価では、定められた点検・評価項目につき、毎年5~6月に、各学部・部署・センターへ点検・評価を指示し、学部単位、部局単位による自己点検・評価を実施している。第二段階評価は、第一段階の自己点検・評価結果を受け、「(全学)自己点検・評価委員会」によるその結果に対する適正さの点検・評価を行い、第三段階評価は「(全学)自己点検・評価委員会」による大学全体の観点からの点検・評価、そして第四段階評価は外部有識者による点検・評価を行っている。特に第四段階評価においては、幅広い見地に立ち、客観性や妥当性をもった評価を実施するために、地方自治体や産業界からの外部有識者3名による外部評価委員会を設置し、本学の点検・評価に対する意見を求めている(資料2-12、資料2-13)。令和元年度からは毎年度、外部評価委員会を開催し、令和5年度の外部評価委員会では「課題についても、真摯に抽出・分析し、適切に対応を図ろうとしている姿勢が表れている」、「自己点検・評価はおおむね適切に行われている」などの評価を受けた。

また外部評価に加え、全学的な「学生による授業アンケート」及び「学生生活アンケート」の実施をするとともに(資料2-14【ウェブ】、資料2-15【ウェブ】)、コロナ禍以前に実施していた学長と学友会役員との昼食会を発展させた、「ここは未来教職学協働事業」を令和4年

度から設定し、教務部と学生部が主となり、定期的に教職員代表と学生代表とが意見交換を行い、学生の要望把握、並びに大学の運営方針の理解促進を図っている。さらに令和6年度からは学生代表が学生委員会あるいは教務委員会に必要なに応じて参加し、教職員と学生が一体となって大学運営を行っていく機会を設けている（資料2-16、資料2-17、資料2-18）。

●認証評価への対応について

前回の平成30年度の認証評価受審における指摘事項は全部で7件であった。その内訳は、是正勧告として学生の受入れに関する事項が1件、改善課題は、内部質保証に関する事項が1件、教育課程・学習成果に関する事項が3件、学生の受入れに関する事項が1件、教員・教員組織に関する事項が1件であった。本指摘事項については令和元年度から「部長会」「大学企画運営会議」「(全学)自己点検・評価委員会」を中心に改善に取り組み、令和4年7月、大学基準協会へ「改善報告書」を提出した（基本情報一覧「改善報告書」）。大学基準協会からは「改善に向けた大学全体の取り組みとして、学長が委員長を務める『(全学)自己点検・評価委員会』において、大学としての課題を明確にし、課題ごとに改善を担当する部署の部長に対し、改善策を検討するよう諮問した。各部局長は指示を受けて課題に対する改善策を検討し、必要に応じて『大学企画運営会議』に検討内容を諮り、大学の意思決定機関である『部長会』において改善策を決定し、これに基づき課題の解決に取り組んでいる。」との評価を得た（基本情報一覧「改善報告書検討結果」）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

●教育研究活動や自己点検・評価結果などの公表

大学公式ホームページに「情報公開」項目を設定し、大学に関する情報を公開している（基本情報一覧「情報公表」）。本サイトでは、学校教育法施行規則172条の2に基づき公表している教育情報の他、「学則・学生便覧」「事業報告書」「財務情報」「ガバナンス・コード」「入試結果」「国際交流・社会貢献等の概要」「設置計画履行状況報告書」など、保有する情報を積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

●学生の学習実態や成果の公表

学生の学習実態などを示す「学生による授業アンケート」の結果（資料2-14【ウェブ】）、学習上の成果を示す一つの指標として「学部学科別進路情報」（資料2-19【ウェブ】）を具体的な数やグラフを用いて公表している。さらに、自己点検・評価結果についても認証評価の結果の他、毎年度実施している自己点検・評価結果を公表するとともに、研究に関するサイトを設け、日ごろの教員の研究についても情報を広く公開している（資料2-20【ウェブ】）。なお、教職課程に関する点検・評価については、教職支援センター運営委員会にて点検・評価を行い、大学公式ホームページにてその結果を公表している（資料2-21【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

●内部質保証の点検

本学においては、第1章「2 分析を踏まえた長所と問題点」でも述べたとおり、「学長諮問」→「答申」→「答申検証並びに課題の洗い出し」→「翌年度の諮問・実施」というPDCAサイクルを機能させることによって、諸施策の進捗及び達成状況を定期的に点検し、諸施策を着実に進めている（資料1-14）。

自己点検・評価に基づく内部質保証システムにおいても、自己点検・評価に際しては、各学部・部署・センターなどから出された改善課題を検討している。また、内部質保証システムの基盤となる教育・研究や学生支援などの企画・方針を策定する「大学企画運営会議」と内部質保証システムを推進していく「(全学)自己点検・評価委員会」、「(全学)FD・SD委員会」と、この三合議体を支える各種委員会の答申にも次年度の課題や改善点を求めており（資料1-22）、それらを基にした授業アンケートの内容の更新や、卒業生を対象にしたアンケート並びに卒業生の就職先企業へのアンケートを実施している（資料2-23）。また、令和元年度から開始したFD・SD研修会も自己点検・評価の結果を受け、内容や回数を定め、全学での実施とプログラム毎の実施バランスを調整しながら、より効果的で有意義な研修になるように努めている（資料2-10）。

なお、令和5年度には、「(全学)自己点検・評価委員会」において「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」の点検を実施し、一層充実した取組の向上に努めている（資料2-9）。以上のように、本学では組織的にPDCAサイクル機能を発揮させた取組を着実に実施できていると判断する。

●点検・評価結果に基づく改善

本学では内部質保証システムを定期的に点検・評価し、その結果を教育改革及び学生支援の向上に向けて活用している。

「教育改革」においては、平成25年度の3大学統合時から大幅な改編を行わずに運用してきた全学共通科目を、教養教育科目へと名称を変更した。改編においては現在の開設科目に加え、本学が設置する10学部19学科の分野を超えた専門知を組み合わせた新たな科目を開設し、「健康な人生を生きるための科目群」「豊かな人生を生きるための科目群」「社会を知るための科目群」「未来社会を生きるための科目群」の4つの柱に編成した。さらに、「数理・データサイエンス・AI」の基礎的な能力（リテラシーレベル）を修得できる科目を配置した。本改編にあたっては、学長から教養教育協議会へ諮問として検討が依頼され、教養教育協議会からの答申を「大学企画運営会議」、「教授会」、「部長会」において協議を重ねた。さらに外部評価委員会からも意見聴取し、決定した（資料2-24、資料2-25、資料2-26、資料2-27、資料2-28、資料2-29、資料2-30、資料2-31、資料2-32、資料2-33、資料2-34）。「入試改革・募集強化」においては、総合能力入試「リーダー育成型」を創設した（資料2-

35)。その目的とするところは、少子化が加速する状況の中で、少数であっても各専門分野のリーダーとなる人材を育成することによって、地域に貢献する人材育成という本学の社会的使命を果たすことを目指した入試制度である。大学院学校教育研究科では、令和5年度の大学院設置基準の改正を受け、教育学部学校教育課程と連携した5年一貫教育プログラムの構築を進めている（資料2-36）。

また、「高大連携活動の推進」では、高等学校における「総合的な探究の時間」への講師派遣事業を開始するとともに「総合的な探究の時間」の成果発表の場として、「しずおか高校生探究フェスタ」を静岡県教育委員会と共催にて開催し、静岡県内の多くの高校生が探究の成果発表を行った。（資料2-37、資料2-38【ウェブ】）。

さらに「学生（就職）支援強化」では、前述の「とこは未来教育教職学協働事業」（資料2-16、資料2-17、資料2-18）を開始し、加えて「研究推進・産官学の協力体制の強化」では企業との共同研究の推進をはじめ「とこは未来研究推進事業」を推進している（資料2-39）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

平成30年度に「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」を定め、それに基づき自己点検・評価を毎年行い、その結果を踏まえ、「人生100年時代」「Society 5.0時代」「VUCA」を見据えた教育と個性を生かす教育（学修者本位の教育）を進めていく方針を固めていくことができた。さらに、入試、高大連携活動、学生（就職）支援、研究推進など、なお一層魅力のある大学づくりの実現に向けてやるべき課題も明らかになり、令和5年度にそれらを取りまとめて「とこは未来プラン」を策定した（資料2-40）。このプランの策定にあたっては、「大学企画運営会議」において協議を重ね、5つの柱（教育改革、入試改革・募集強化、高大連携活動の推進、学生（就職）支援強化、研究推進・産官学の協力体制の強化）にまとめ、「部長会」において決定し、事業を展開することとなった。

このように未来に向けてのプランが成立したのは、内部質保証システムが十分に機能していることの表れであると考えている。しかし、評価①の「自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか」という観点では、学生との懇談会や第4段階評価における外部識者の意見を取り入れてはいるものの、学生からの意見が十分に内部質保証システムの有効性の点検に活かされているかについては課題が残る。また、内部質保証システムを構築し、それに基づいて実行しているが、システムを開始して6年余りが経過しているため、全面的な点検と見直しを開始した。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学長のリーダーシップのもと、内部質保証システムを稼働させて、魅力ある大学づくりの実現に向けて「とこは未来プラン」を策定し、大学全体で内部質保証への取組を進めてきた。また内部質保証システムの全面的な点検と見直しを始めたところであり、今後は、学生の意見をさらに取り込むための仕組みや点検・評価によって新たな事業を企画・運営する際の教職員の負担増についての対応策も考慮し、内部質保証システムが効果的に機能するように改善し、より一層、魅力ある大学運営の実現に向けた取組を強化していく。

さらに、内部質保証の責任母体となる「部長会」においては、令和2年度から「手続き的

性格から改革実行のための会議へ」という標語を会議次第に掲げ、報告事項を必要最小限にとどめ、教養教育の改革、高大連携担当組織の改組、退学者数の分析、入試制度改革等の検討を行い、連絡会的な会議から改革を進める会議に変えてきた（資料 2-41）。今後は、内部質保証システムがさらに発揮できるシステム構築を目指し、組織体制の見直しとともに、自己点検・評価の方法の妥当性を検討するとともに、検証方法の見直しを図り、PDCA サイクルの充実を目指していく。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

●大学の理念・目的を踏まえた教育研修組織の構成

本学は、建学の精神である「より高きを目指して ～ Learning for Life ～」を踏まえつつ、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を教育理念に掲げている（資料 1-1【ウェブ】）。また、大学の目的は、学則第 1 条に「本学は教育基本法及び学校教育法に則り、一般的教養を授けると共に深く学術教育の理論及び応用を教授研究し、建学の精神である知徳を兼備して豊かな情操と不屈の精神とをもつ有為な人材を育成し、国家、社会及び地域に貢献せしめ、我が国の教育並びに学術文化の進展に寄与することを目的とする。」と定め、同様に研究科の目的も大学院学則第 1 条に「本大学院は、常葉大学の目的に則り学部教育の基盤の上に、学術の理論及び応用を教授研究する共に、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めている。

これらの目的及び時代や社会の要請を踏まえ、静岡県の中等中等教育の教員養成を担う教育学部及び学校教育研究科、同じく県内の幼稚園及び保育園を支える保育学部、人口減少が進む我が国において外国人受け入れ政策に必要な外国語や異文化理解教育を推進する外国語学部及び国際言語文化研究科、時代や地域社会が求める新しい価値を創造することに力を注ぐ造形学部、法的知識を地域の活性化に役立てられる人材育成を目指す法学部、地域産業の特色を理解し、地域の要請に応じつつ活躍できる経営人を育てる経営学部、人生 100 年時代の地域社会の心と体の健康に貢献する人材を輩出している健康科学部、健康プロデュース学部、保健医療学部及び健康科学研究科、近年の異常気象や想定される大地震などに対する防災科学を文理横断型に教育・研究を行う社会環境学部及び環境防災研究科を設置している（図 3-A、大学基礎データ表 1）。

また、これらの教育研究組織を支えるために、次のセンターなどを設置している。

- ・「臨床心理教育実践センター」（図 3-A）：地域住民への心理相談サービスと大学院生の実習を目的としている（資料 3-1【ウェブ】）。
- ・「とこは鍼灸接骨院」（図 3-A）：健康鍼灸学科及び健康柔道整復学科の臨床実習における教育を目的として設置している（資料 3-2【ウェブ】）。
- ・「社会災害研究センター」（図 3-A）：防災に係る社会科学分野を中心とした研究及びその成果の普及を目指している（資料 3-3【ウェブ】）。
- ・「入学センター」（図 3-A）：入試広報・学生募集の戦略、入学者の選抜及び高大連携推進などに関する業務を担っている（資料 3-4【ウェブ】）。
- ・「キャリアサポートセンター」（図 3-A）：学生の就職に向けた様々な支援の他、キャリア教育の企画戦略及び外部就職団体との連携に関することを目的としている（資料 3-5【ウェブ】）。
- ・「図書館」（図 3-A）：各学部及び各研究科における教育・研究活動に必要となる図書、

資料などを収集し、利用者に提供する施設として、静岡草薙キャンパス、静岡瀬名キャンパス、静岡水落キャンパス及び浜松キャンパスにそれぞれ「附属図書館」を設置している（資料3-6【ウェブ】）。

- ・「地域貢献センター」（図3-A）：本学の教育理念の一つである「地域貢献」の具現化並びに地域社会の活性化・進展を図ることを目的としている（資料3-7【ウェブ】、詳しくは第9章 社会連携・社会貢献を参照）。
- ・「情報センター」（図3-A）：大学 ICT 戦略の企画・立案並びにネットワーク、教育・研究システム、事務処理システム、情報セキュリティ及び機器の導入、整備、維持管理及び運用に関することを目的としている（資料3-8 p.8）。

図3-A 教学組織図（令和6年12月11日現在）

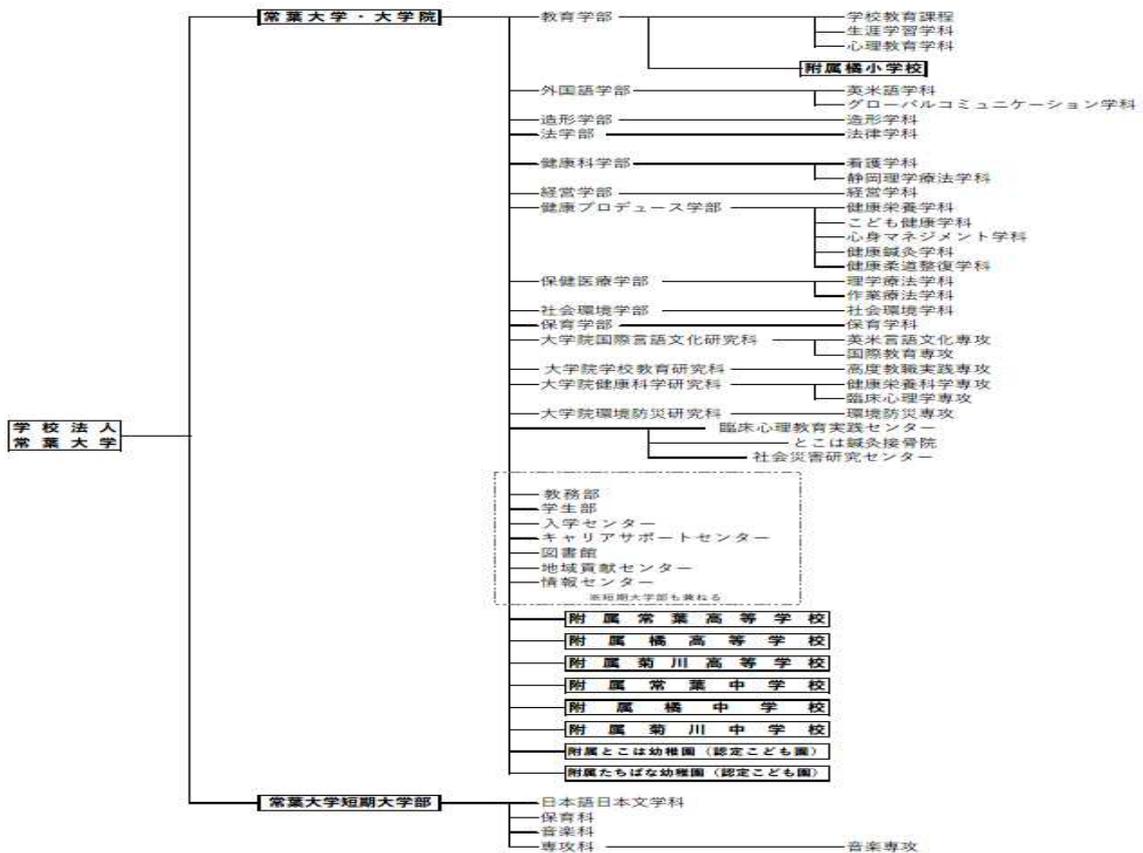
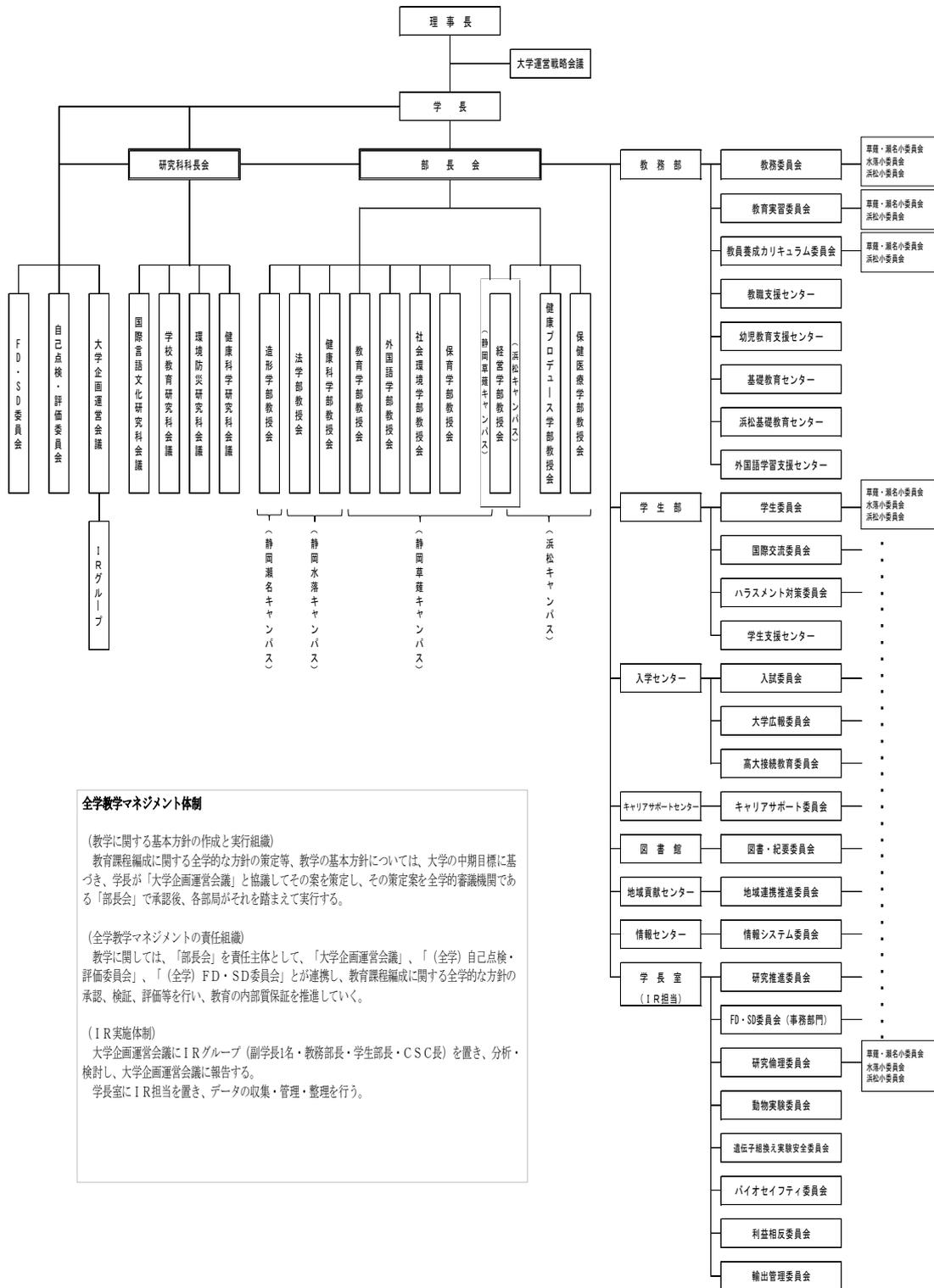


図 3-B 常葉大学・大学院 運営(教学マネジメント)組織図(令和6年4月1日現在)



全学教学マネジメント体制

(教学に関する基本方針の作成と実行組織)
 教育課程編成に関する全学的な方針の策定等、教学の基本方針については、大学の中期目標に基づき、学長が「大学企画運営会議」と協議してその案を策定し、その策定案を全学的審議機関である「部長会」で承認後、各部署がそれを踏まえて実行する。

(全学教学マネジメントの責任組織)
 教学に関しては、「部長会」を責任主体として、「大学企画運営会議」、「(全学)自己点検・評価委員会」、「(全学)FD・SD委員会」とが連携し、教育課程編成に関する全学的な方針の承認、検証、評価等を行い、教育の内部質保証を推進していく。

(IR実施体制)
 大学企画運営会議にIRグループ(副学長1名・教務部長・学生部長・CSC長)を置き、分析・検討し、大学企画運営会議に報告する。
 学長室にIR担当を置き、データの収集・管理・整理を行う。

- ・「教職支援センター」(図 3-B)：「教育の常葉」の伝統を支えるセンターであり、教員を志望する学生の教育実習、介護等体験及び教員免許状取得に向けての支援を行う(資料 3-9【ウェブ】)。なお、教職支援センターが所管する「教職支援センター運営委員会」は、教職課程における全学的な組織として位置付けている。
- ・「幼児教育支援センター」(図 3-B)：県内において最も多く保育士・幼稚園教諭を輩出している本学の保育関係の教育組織を支えるセンターであり、幼稚園教諭や保育士などを目指す学生を支援するとともに、静岡県における幼児教育関係の教育研究の拠点の役目を果たしている(資料 3-10【ウェブ】)。
- ・「基礎教育センター」(図 3-B)：入学前準備教育及び入学後の学修全般の支援を行っている(資料 3-11【ウェブ】)。
- ・「外国語学習支援センター」(図 3-B)：国際交流活動と学生の外国語の運用能力向上を目的としている(資料 3-12【ウェブ】)。
- ・「学生支援センター」(図 3-B)：一元的な学生支援体制の実現を目指し、指導教員・授業担当教員と担当部署が連携及び協働し、学生生活の充実へ向けて支援を提供することを目的としている(資料 3-13【ウェブ】)。

以上の教育研究組織の他に、「独立行政法人教職員支援機構常葉大学センター」を独立行政法人教職員支援機構(NITS)の地域センターとして平成30年10月に開設した。静岡県を中心とする教職員などを対象とした研修事業の推進を委託され、本学学校教育研究科と協働して高度な教育育成に係る研修事業を企画し、展開している(資料 3-14【ウェブ】)。

また、令和2年4月に附属菊川中学校・高等学校の隣接地に設置していた「常葉美術館」を「常葉ギャラリー」に改称し、静岡瀬名キャンパス内に移設した。同キャンパス内の造形学部の創作発表会などの実習の場としての活用及び芸術を通じて学校教育及び社会教育活動に貢献することを目的としている(資料 3-15【ウェブ】)。

以上のように、本学は静岡県内に4キャンパスを構える私学では県内最大規模の総合大学として、建学の精神を踏まえつつ、学問の動向や地域からの社会的要請に応えるための教育研究組織並びにそれを支えるセンター組織を構築している。今後も学外との協力・連携を強化し、社会の動向を的確につかみ、本学の特色を最大限に発揮できるように、キャンパスの移転計画を含めて、大胆かつ柔軟に対応できる教育研究組織を創り上げていく。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●教育研究組織の点検・評価と、取り組み及び課題の把握

教育研究組織の適切性については、「常葉大学自己点検・評価実施方針」(資料 2-1)に基づき、(全学)自己点検・評価委員会が中心となり、各学部・研究科で実施する自己点検・

評価について点検評価項目を定め、毎年度の点検・評価を通じてその成果や課題を把握している（資料 3-16、資料 3-17【ウェブ】）。また、各学部・研究科で実施した自己点検・評価については（全学）自己点検・評価委員会がその適否を点検し、その結果に基づき、学長が次年度に向けての「常葉大学運営方針（重点事業等）」（資料 1-8）に反映している。なお、毎年、この点検・評価の取組内容や結果については、地元の自治体や商工会議所などから選出した外部評価委員に評価を依頼し、学外者の意見を取り入れながら実施している（資料 2-12）。

この点検の結果、本学の一番の強みは地域貢献であるといえる。特に教育学部学校教育課程の多くの卒業生が静岡県内の小学校の教員として勤務し、また保育学部も県内で最も多く保育士を養成し、静岡県の幼児教育を支えている。その他の教育組織においても、卒業生の 8 割強が地元静岡県内に就職しており、本学の教育理念の一つである「地域貢献」を具現化している。また、課題として一部の学科・研究科において教育研究内容と学科・研究科名称との整合性が取れてないことが指摘されているが、すでに改善のための取組を行っている。

●点検・評価の活用

上記の学科・研究科の名称と教育研究内容の整合性については、令和 6 年 4 月から「教育学部初等教育課程」を「教育学部学校教育課程」に、「初等教育高度実践研究科 初等教育高度実践専攻」を「学校教育研究科 高度教職実践専攻」に名称変更を行う（資料 3-18【ウェブ】）とともに、令和 7 年 4 月から「健康プロデュース学部こども健康学科」を「健康プロデュース学部保育健康学科」に、「健康プロデュース学部心身マネジメント学科」を「健康プロデュース学部スポーツ健康科学科」に名称変更を行うこととした（資料 3-19【ウェブ】）。

また、静岡県内においては県外への人口流出の増加が問題となっている。地域に根差す大学として、人口流出を防ぎ、地域社会の発展や活性化に貢献する人材を養成することは重要な使命であるとの認識の下、地元の高校生の進学志向を視野に入れた収容定員増の認可申請を令和 4 年度に行い、認可された（資料 3-20【ウェブ】）。さらに、地域に根差す大学として更なる使命を果たすべく、令和 10 年度を目途に、浜松駅からバスで 1 時間ほどの距離にある現在の浜松キャンパスを、浜松駅南口から徒歩 7 分の場所に移転する準備を進めている。

以上のように、教育研究組織の適切性については、定期的に自己点検・評価する体制を整え、その結果を踏まえ積極的に課題解決に取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

上記 2 つの点検項目から、本学が設置している教育研究組織及びそれを支えるセンターは、学問の動向や地域の要請に配慮したものになっており、未来の国や地域に貢献できる人材を育成するという使命を果たす組織体制は整っている。また、自己点検・評価体制も確立しており、その結果を踏まえて学科名及び研究科名の名称変更を行い、教育研究内容との整合性を図った。以上のことから、本学の自己点検・評価の仕組が教育研究組織体制の改善・向上においても機能していることがうかがえる。

今後これらの体制の下、10 学部 19 学科、3 研究科、1 専門職大学院及び 14 センターな

どを擁し、学生数約 8,000 人、教職員数 500 人あまりを有する静岡県最大の総合私立大学としての規模を生かし、これまで以上に地域社会へ開かれた高等教育機関として、地方自治体、企業及び初等中等教育機関などと連携して様々な取組を展開し、地域のニーズを踏まえた教育・研究と地域の発展に寄与していくこととする。

一方、問題点としては、それらの教育研究組織を支える組織編制が挙げられる。本学は、平成 30 年 4 月から、静岡市に 3 キャンパス及び浜松市に 1 キャンパスといった県内 2 大都市における分散型キャンパスとなっている。そのため教育研究実施組織編成にあたっては、距離的・時間的制約から生じる人件費及び管理運営費の非効率・不経済な点が課題となっている。このことについては即座に解消することは容易ではないが、大学職員については、法人本部人事部と連携を取りながら適材適所を旨とした各キャンパスへの大学職員の人事配置を行い、それに合わせて責任をもって業務を遂行できる職員の育成に努めている。また、教員組織については、急激な少子化に備えた教員配置の必要性が想定されるが、その際には ICT を活用した遠隔教育の促進を行うなどの対応を一層検討しなければならない。

さらに、経営学部は静岡草薙キャンパスと浜松キャンパスにて開設しているが、両キャンパスの学生数（静岡草薙キャンパス対浜松キャンパスの割合 84%対 16%）及び教員組織のアンバランスが課題となっている。今後、浜松キャンパスの移転の際には教育研究組織の検討も必要となる。

最後に、分散型のキャンパスにおける課題としては、大学全体の一体感の醸成という課題がある。本学は統合して 12 年目を迎え、統合前の 3 大学時代の教育研究組織の独自性を解消し、一つの常葉大学としてアイデンティティの確立に尽力してきた。その結果、教育理念や教育方針、また大学の運営方針の統一が図られてきた。この一体感を更に強め、スケールメリットを生かした教育研究組織を確立すべきであると考えている。そのために、毎年、4 月上旬に実施する合同教授会において、学長による当該年度の大学運営に伴う基本方針の発表、全学共通・学部学科研修会の実施、学内ネットワークを通じた頻繁な情報共有、その他に「教員広場」（資料 3-21【ウェブ】）「教員コラム」（資料 3-22【ウェブ】）「ここは Web 通信 新型コロナウイルスを考える」（資料 3-23【ウェブ】）「地域とともに持続可能な社会の実現へ」（資料 3-24【ウェブ】）などの大学公式ホームページへの情報発信によって、その実現に向けて尽力している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

分散型キャンパスに伴う教育研究組織の課題は、先述の経営学部のみならず、保育士養成を行っている保育学科（静岡キャンパス）とこども健康学科（浜松キャンパス）においても類似の課題を抱えている。今後更なる少子化を迎えるにあたって、本学の短期大学部保育科も含め、どのような教育組織が最大の教育効果と健全な大学経営を両立させられるかを考えなくてはならない。また、他の学部・学科においても、今後の社会の要請を十分に踏まえ、大胆かつ柔軟に対応できる教育研究組織を創り上げる必要がある。そのためには、大学企画運営会議と令和 7 年度から新設する入試広報企画運営会議を連携させ、中長期計画を計画的に大学運営方針（重点事業等）に盛り込んでいくことが考えられる。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
教育学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/education/admission-policy/
外国語学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/language/admission-policy/
造形学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/art/admission-policy/
法学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/law/admission-policy/
健康科学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/health-science/admission-policy/
経営学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/management/admission-policy/
健康プロデュース学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/health-produce/admission-policy/
保健医療学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/health-care/admission-policy/
社会環境学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/social/admission-policy/
保育学部	https://www.tokoha-u.ac.jp/childcare/admission-policy/
国際言語文化研究科	https://www.tokoha-u.ac.jp/graduate/intl-language/
健康科学研究科	https://www.tokoha-u.ac.jp/graduate/health/
環境防災研究科	https://www.tokoha-u.ac.jp/graduate/env-disaster/
学校教育研究科	https://www.tokoha-u.ac.jp/graduate/elementary/
備考：なし	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
該当せず			
備考：なし			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

【専門職大学、専門職学科】科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎 科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
該当せず							
備考：なし							

※関係法令：大学設置基準第42条の9、専門職大学設置基準第29条、30条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
2学期制	15週	90分	https://www.tokoha-u.ac.jp/campuslife/calendar/calendar/
備考：なし			
単位設定			
授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
講義(全学部)	45時間(15時間から30時間)	学則第31条第1項第1号	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404030/HTML5/pc.html#/page/198
演習(全学部)	45時間(15時間から30時間)	学則第31条第1項第1号	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404030/HTML5/pc.html#/page/198

実験・実習（全学部）	45時間（30時間から45時間）	学則第31条第1項第2号	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404030/HTML5/pc.html#page/198
備考：なし			

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、学年等	履修登録単位数の上限値	期間	成績優秀者の緩和	成績優秀者の基準	除外科目の有無
教育学部	48単位	1年間	○	常葉大学 履修規程 （年間履修登録の上限緩和の基準等） 第6条 履修登録の上限緩和については、次のとおり定める。 (1) 履修登録の上限緩和を申請できる者は、次の基準をすべて満たしていること。 (ア) 2年次までの通算 GPA の偏差値が 60 以上であること。 (イ) 2年次修了時点で 74 単位以上を修得していること。ただし、2年次の1年間で 30 単位以上を修得した者に限る。 (2) 申請者は、3年次に別表の登録上限単位数に加え、年間 8 単位（各学期 6 単位まで）を履修登録できる。 (3) 上限緩和の適用期間は 1 年とする。適用年次が修了した時点で、通算 GPA の偏差値が 60 以上であれば、次の年次も上限緩和継続を申請することができる。ただし、適用年次修了時点で 108 単位以上、かつ適用年次の1年間で 40 単位以上、単位を修得した者に限る。	○
教育学部	30単位	各学期	○		○
外国語学部	48単位	1年間	○		○
外国語学部	30単位	各学期	○		○
造形学部	48単位	1年間	○		○
造形学部	30単位	各学期	○		○
法学部	44単位	1年間	○		○
法学部	22単位	各学期	○		○
健康科学部	44単位	1年間	○		○
健康科学部 看護学科	24単位	各学期	○		○
健康科学部 静岡理学療法学科	22単位	各学期	○		○
経営学部	44単位	1年間	○		○
経営学部	24単位	各学期	○		○
健康プロデュース学部	24単位	各学期	○		○
健康プロデュース学部 健康栄養学科	42単位	1年間	○		○
健康プロデュース学部 こども健康学科	44単位	1年間	○		○
健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	42単位	1年間	○		○
健康プロデュース学部 健康鍼灸学科	42単位	1年間	○		○
健康プロデュース学部 健康柔道整復学科	42単位	1年間	○		○
保健医療学部	46単位	1年間	○		○
保健医療学部	24単位	各学期	○	○	
社会環境学部	42単位	1年間	○	○	

保育学部	42 単位	1 年間	○	○
備考：常葉大学 履修規程に基づき、履修登録できる単位数の上限を定めている。その趣旨は、多くの科目について広く浅く学修するのではなく、学修すべき科目を精選し、その科目については十分な時間を使って深く学修し、内容を真に身につけることにある。				

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
全学部	124 単位	60 単位	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404030/HTML5/pc.html#/page/198
国際言語文化研究科	修士論文選択 30 単位 課題研究選択 36 単位	10 単位	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/118
健康科学研究科	30 単位		https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/122
環境防災研究科	30 単位		
学校教育研究科	48 単位		
備考：なし			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
国際言語文化研究科	学生便覧にて記載	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/26 https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/28
健康科学研究科	学生便覧に記載	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/40 https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/42
環境防災研究科	学生便覧にて記載	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/32 https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/34

備考：なし

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
国際言語文化研究科	常葉大学大学院 修士論文・課題研究に関する審査基準 常葉大学大学院 修士論文に関する審査手続き要項	
健康科学研究科	常葉大学大学院 課題研究に関する審査手続き要項（国際言語文化研究科のみ） https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/148	
環境防災研究科	https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/150 https://static.shizuoka-ebooks.jp/actibook_data/se2404026/HTML5/pc.html#/page/152	
備考：なし		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
教育学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、【教育学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
外国語学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、外国語学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
造形学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、【造形学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
法学部	学部独自のコモンズブリックを活用	法学部ループブリック、【法学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
健康科学部	各学科で作成したポートフォリオ等を活用	看護学科 学修ポートフォリオ、看護学科 学修ポートフォリオの活用の仕方、看護学科 学修ポートフォリオ記載の手引き、看護学科 コモンズブリック、看護学科 科目進捗と各学年の到達目標、静岡理学療法学科 ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）の達成度調査について、【健康科学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
経営学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、【経営学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
健康プロデュース学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、【健康プロデュース学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
保健医療学部	常葉大学コモンズブリックを活用	常葉大学コモンズブリック、【保健医療学部】令和 6 年度学修成果の可視化

		に関する調査 講評シート
社会環境学部	常葉大学コモンルーブリックを活用	常葉大学コモンルーブリック、社会環境学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
保育学部	学部独自の履修カルテを活用	保育学科履修カルテ、【保育学部】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
国際言語文化研究科	常葉大学コモンルーブリックを活用	常葉大学コモンルーブリック
健康科学研究科	常葉大学コモンルーブリックや専攻独自のルーブリックを活用	常葉大学コモンルーブリック、健康栄養科学専攻ルーブリック、【健康科学研究科】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
環境防災研究科	研究科独自のコモンルーブリックを活用	環境防災研究科ルーブリック、【環境防災研究科】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
学校教育研究科	研究科独自のポートフォリオ等を活用	教職大学院学生自己評価表、【学校教育研究科】令和 6 年度学修成果の可視化に関する調査 講評シート
備考：なし		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
全学部 全研究科	令和 5 年度・常葉大学 自己点検・評価委員会	令和 5 年度 (2023) 年度 常葉大学・常葉大学短期大学部 点検・評価報告書
全学部 全研究科	令和 5 年度・常葉大学 動物実験委員会	令和 5 年度動物実験に関する自己点検・評価報告書、令和 5 年度 実験動物の飼養および保管の状況
全学部 全研究科	令和 5 年度・教務部	教務関連の教学マネジメントに関する調査について、【大学結果】教育改革 (資料)、【大学院結果】教育改革 (資料)
備考：なし		

第4章 教育・学習(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

●学生が修得すべき学習成果の明示と教育・学習の方法の明確化

本学では授与する学位ごとに「ディプロマ・ポリシー (学位授与に関する方針)」を定め、各学部・学科等の学生が教育課程を修了するにあたり、修得することが求められる能力について、5つの領域(「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現)」を設け、各領域の目指すそれぞれの学位にふさわしい学習成果について明示している(資料 4-1

【ウェブ】)。

この学習成果を達成するために、各学部における「カリキュラム・ポリシー」において、例えば、学校教育課程の「ディプロマ・ポリシーを達成できるように、基礎・理論的な科目を1・2年次、発展・実践的な科目を3・4年次に配置している」のように概略を述べ、それに続いて、それぞれの科目群の説明を行っている（基本情報一覧「学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針 教育学部」）。また、シラバスにおいて「卒業認定・学位授与の方針との関連性」欄を設け、教育課程と学位授与方針との関連性を全科目示している（資料4-2）。シラバスにおいては、授業の到達目標や授業時間外の学修事項を明示し、学習の目標や方法を明確にしている。さらに、学生が授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を理解し、段階的に履修計画を立てて学習できるように、すべての学部・学科において「ナンバリングコード」及び「カリキュラムマップ」を作成し、大学公式ホームページに掲載している（資料4-3【ウェブ】）。

「常葉大学自己点検・評価実施方針」（資料2-1）に基づいた令和3年度の自己点検・評価において、「基準4 教育課程・学習成果」の「③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか」という項目を設け、教育課程の実施方針と教育課程の整合性・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮について各学部・学科において点検・評価を行った。第4段階評価を経て得られた最終結果は、「教育課程の体系的な編成や各学位課程にふさわしい教育内容の設定など、概ね適切に編成されている。引き続き、すべての学部・研究科において適切な教育課程の編成に取り組むためにも、定期的な検証・確認を行う必要がある。」というものであった。その後、更に改善に努め、現状に至っている。

●学習成果と授与する学位

教育課程とそこで求められている学びの仕組みを示すカリキュラムマップやカリキュラムツリー並びにディプロマ・ポリシーで求められている修得すべき5領域と配置科目の関係がシラバスに明示されており、学習成果と授与される学位との関連を明確にしている。このことから、学習成果は学位授与にふさわしいものとなっている。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示している。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

●学位に整合する体系的な授業科目の開設

本学のカリキュラム・ポリシーでは、「大学での学びの素養を身に付けるために必修科目

「人間力セミナー」「教養セミナー」などを設け、さらに幅広い教養を身に付け、生涯にわたり学び続ける態度を養う知識系科目とコンピュータや外国語の活用力を養うスキル系科目を設定する（以下省略）」といった初年次教育の上に、「教養教育科目で修得すべき基礎知識やスキルを基礎にして確実に専門性を身に付けることができるように、専門基礎科目から専門科目への体系的段階を経ながら専門科目を配置する。その際、単なる知識やスキルの修得にとどまらず、国家・社会・地域のために活用できるようにするために、学部・学科等の特性を活かした演習科目を適切に配置する」との方針を定めている。それに基づき、各学部・学科などはそれぞれのカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を体系的に編成している。

●授業科目の位置づけと到達目標の明確化

各授業科目の位置づけと到達目標の明確化については、授業担当教員においても順次性及び体系的に配慮し、授業科目の位置づけ（必修、選択等）を明記したシラバスを作成している。その際に授業担当教員はシラバスチェックリスト（資料4-4）に基づき、授与する学位との整合性や専門分野の学問体系などにも適った授業科目であること及び学習の到達目標・評価の明確化がなされていることを確認し、それをシラバスチェック担当者が再確認している。依頼内容に沿って作成されていない逸脱したシラバスについては、シラバスチェック担当者からシラバス作成者に修正・訂正の指示を出し、修正・訂正が完了・完遂するまで確認を行っている（資料4-5）。

●学習の順次性に配慮した授業科目の配当と学びの過程の可視化。

学習の順次性や学習の到達段階をディプロマ・ポリシーと関連付けてカリキュラムツリーを作成し、そこにおいて専門分野の学問体系などにも適った授業科目の開講、各授業科目の位置づけと到達目標の明確化や学習の順次性に配慮した授業科目の年次配当及び学びの過程の可視化を行っている。

学生にカリキュラムツリーを示すことによって、学位を取得するためにどのような授業科目をどの順番で単位修得していけばよいかが見えるとともに、設置された授業科目の関連性を意識した学びの過程も見えることになる。なお、カリキュラムを変更した際には、カリキュラムツリーも変更している（資料4-6【ウェブ】）。学科によっては、学期当初のガイダンス時に資料の配布あるいは投影などを行い、学科教員と学生間において教育課程の学びを意識した情報共有を行い、カリキュラムマップを活用している。

●学生の学習時間と授業期間及び単位の設定

令和5年度には学生の学習時間などを考慮して、改正大学設置基準に対応する「主要授業科目の定義について」「一年間の授業期間について」「単位数の計算方法について（弾力的な授業方法を導入するか否か）」を（全学）教務委員会にて検討を行い、現行方針の見直しを行うとともに、本学として具体的に取組まなければならない問題点などを共有した（資料4-7）。主要授業科目並びに基幹教員の導入に関しては、令和7年度以降の対応課題としている。

以上のことから、改正大学設置基準に対応する一部の事項を除き、学習成果の達成につな

がるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

●求められる学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じた授業形態・授業方法とその効果

本学のカリキュラム・ポリシーにおいて、初年次教育として「(省略) 学部・学科や地域性の特徴を活かした科目を、学部共通の教養科目として設定する。基礎的で幅広い知識やスキルを身につけるだけでなく、社会での実践力を養成するために実践的な演習科目も配置する」とされており、専門科目においては、「(省略)単なる知識やスキルの修得にとどまらず、国家・社会・地域のために活用できるようにするために、学部・学科等の特性を活かした演習科目を適切に配置する」とされている。それらに基づき、各学部・学科の教育目標に従って、適切な授業形態及び方法で教育を実施しており、授業形態については『学生便覧』の「履修の手引き」において科目ごとに「講義」「演習」「実験・実習」のいずれであるかを明示し、授業の方法についてシラバスの授業概要などで、例えば、「授業資料等をもとに各回の学修課題についてまとめたことを発表し、グループ毎に疑問点も含めて議論するなど能動的に学修を進め、授業の最後に生涯学習と学校教育についてレポートにまとめた」（「生涯学習と学校教育」）のように示している。期待された効果については、授業アンケート結果の授業満足度から効果が得られているものと判断している（資料 2-14）。

●遠隔授業の方針と実施授業科目の工夫と効果

令和 2 年に社会的に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、本学でも遠隔授業が行われるようになった。その後、令和 5 年度に大学・高等専門学校における遠隔教育の実施に関するガイドラインが通知されたことから「オンライン授業の実施上のガイドライン」（資料 4-8）を定め、対面授業と同等な教育的効果を有すると教員及び学部・学科等の教員組織が判断する場合に限りオンライン授業を実施している。オンライン授業実施に当たっては、(全学) 教務委員会で認定作業を行い、部長会の審議にて決定してい

る。また、その効果についても学生及び教員のアンケートに基づき検証している（資料 4-9）。その検証結果からオンライン授業として実施された授業すべてが、対面授業と遜色ない同等以上の教育の効果が得られていると考えられる。

●学生の多様性を踏まえた適切な指導とその効果

一部の学部・学科ではあるが、英語の授業科目においてプレースメントテストを実施し、学習状況に応じたクラス分けをするなど、学生個々の多様性への対応をしている。さらに、学部・学科の特色ある教育の強化と個別最適化に適した学びを推進するために、令和4年に「ここは未来教育推進助成事業」を創設し、学生一人ひとりの個性と能力を伸ばす様々な取組に対して経費の支援を行っている（資料 2-39【ウェブ】）。これも自己点検・評価から生まれてきた成果の一つである。

単位制度の趣旨に沿った学習内容や学習時間の確保については、キャップ制をすべての学部学科でとっており、授業時間外の学修時間についてもシラバスに明記し、実質的な学びとなるように制度を整えている。

シラバスの作成と活用に関しては、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業計画、成績評価方法及び基準等の明示、フィードバックの方法、授業時間外学修、実務経験のある教員の授業内容などを各授業担当教員が作成している（資料 4-2）。前述の評価項目②でも述べたとおり、シラバスの適切性についてはシラバスチェック表を基に、効果的な学習を進めるために十分な内容であるかをシラバスチェック担当者が確認し、また、全教員対象に令和3年10月に「シラバスについて（電子シラバス変更点と記述例）」の研修会（資料 4-10）を開催した。研修では、電子シラバスの変更点やフィードバックの方法、授業時間外学修、成績評価の方法などの記載方法について再確認した。しかし、過去4年間の授業アンケートによれば、シラバスを読んで授業に参加している学生が約6割5分であるため、教員学生双方がより効果的にシラバスを活用する方策を考える必要がある。

教育課程やそれに沿った教育の方法などに関して学生の理解を促し、学びを円滑に進めることができるように、各学期初めのガイダンスにおいて、学科ごとに履修指導を行うとともに、学生個々人が指導教員からも個別指導が受けられる体制を整えている。また、静岡キャンパスの基礎教育センターでは、新入生対象に上級生による履修相談の機会を設け、円滑に大学での学びに入ることができるようにしている（資料 4-11）。

学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認については、部長会が主体となり、毎年2回（前期・後期）実施する学生による授業アンケートを活用している。授業アンケートは「全学部共通の質問項目」「学部レベルの質問項目」「教員個人レベルの質問項目」の3つからなっており（資料 4-12）、集計結果については各授業科目担当教員に配付し、学生の学習の進捗状況や学習の理解度・達成度の確認のための参考資料にするとともに、自らの授業を改善するための資料としている。

また、例年秋に実施している「学生生活アンケート」においても「学修の状況について」という項目を設け、授業の理解度や授業を通して得られた知識や技能、さらには授業全体の満足度について質問し、得られた回答から学生の学習の理解度や満足度を測っている。さらには、法学部では、卒業時のアンケートで「ディプロマ・ポリシー」の5領域に対する到達

度を測る試みも行われている（資料 4-13）。

今後、全学部の卒業生意識調査等を行い、必要に応じて有用な教育・情報を卒業生に提供する教育プログラムなどの作成等が課題である。

以上のように、学習成果の達成のために、シラバスを活用し、学生の多様性を踏まえた対応や指導を行い、学部教育と基礎教育センターそれぞれが個々人の学生が順調に学習を進めることができるように支援している。また、その効果についても授業アンケートや学生生活アンケートを利用し、さらには全学のみならず学部・学科単位でも FD 研修会も実施し、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

●厳格かつ公正で公平は成績評価及び単位認定

「常葉大学自己点検・評価実施方針」（資料 2-1）に基づいた令和元年度の自己点検・評価において、「基準 4 教育課程・学習成果」に「⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。」という点検項目を設けて点検・評価を行ったが、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を適切に行っていると回答したのは 1 学部のみであった。そのため、令和 2 年度に本項目を達成していなかった 9 学部に対し改善するように求め、再度、自己点検・評価を行い、第 1 段階評価では「非常に適切」と評価したものが 2 学部、「適切といえる」としたものが 7 学部であり、改善されているとの判断に至った。

本報告書を作成するにあたり、評価の観点から点検を行ったところ、成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、シラバスに明確な成績評価の基準を示すとともに、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールとして「成績評価に関する取り扱い」（資料 4-14）を基に学生の学修成果を公平に評価していることが分かった。なお、授業終了後に全教員へ担当授業科目において「教員が『学生との双方向性の機会』をしっかりと確保した授業を定められた回数実施し、学生が自覚して授業を受けた回数・度合」を教務課・教務委員会として確認するために、成績評価に用いた出席簿の提出を義務付けている。

●成績評価及び単位認定にかかる基準・手続の明示

成績評価等に関する必要な事項や成績評価に対する異議申し立てについては、「常葉大学成績評価規程」（資料 4-15）を学生便覧に掲載することによって学生に明示している。また、成績発表後、原則として 1 週間、学生からの成績評価に対する質問や異議申し立てを受け付けており、書面による質問内容に対して、成績担当責任教員が回答し、質問した学生本人へその内容を伝えている（資料 4-16）。

●既修得単位や実践的な能力を修得している者への対応

入学前の既修得単位数の認定については、本学が教育上有益と認めるときは、入学した後の本学における授業科目の履修によって修得したものとみなしている。大学設置基準に沿った適切な単位数を設定しており、各学部教授会や各研究科会議にて審議後、学長が決定している。また、学校教育研究科において実務の経験を有する者については、実習科目10単位の一部もしくはすべてを履修したものとみなし、修業年限を1年以上、2年未満としている。

●学位授与の実施手続及び体制の明確化と適切な学位授与

学位授与に関しては、「常葉大学・大学院 学位規程」に基づき適切に行われている（資料4-17）。学士課程については、学位規程を学生便覧に明示し、学生に周知している。学位の授与に関しては、各学部教授会にて履修規程及び履修規程細則に基づき卒業判定を行い、学長に意見を述べ、学長が決定している。

修士課程については、学位規程（資料4-17）、履修規程（資料4-18）及び修士論文・課題研究に関する審査基準（基本情報一覧「学位論文審査基準の明示・公表」）を学生便覧に明示・公表するとともに、審査基準に基づき論文審査を行っている。学位の授与に関しては、各研究科会議において論文審査委員の意見を基に可否を審議し学長に意見を述べ、学長が決定している。

学位授与は大学にとっても学生にとっても重要であり、卒業要件及び修了要件については、学生便覧に掲載するとともに、毎年4月のガイダンス時に学部・学科ごとの履修指導及び指導教員からの個別指導で学生に周知徹底している。

以上のように、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われている。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

●学習成果の把握・評価の目的や指標、方法等についての明確化

本評価項目においては、本学の令和元年度自己点検・評価では、「基準4 教育課程・学習成果」の「(1)各学部、学科又は課程では、各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。」「(2)各学部、学科又は課程では、学習成果を把握及び評価するために、次の方法を用いているか。(あ) アセスメント・テスト (い) ルーブリックを活用した測定 (う) 学習成果の測定を目的とした学生調査 (え) 卒業生、就職先への意見聴取」の2項目を設け、点検・評価を行ったが、その結果は、「学位授与方針に示された学習成果を的確に把握・評価する基準や方法については、(1)(2)とも十分とはいえない。次年度の各学部・研究科において、再度確認し、不十分な点は改善することが求められる。また、大学全体の方針を定める必要がある。」との評価となった。そこで、令和

2年度以降、毎年度この項目において自己点検・評価を行いつつ、まずは「常葉大学コモンルーブリック」(資料4-19)を作成した。次に各学部・学科で必要に応じて独自のルーブリックやポートフォリオを作成した。

完成後、各学部等は「常葉大学コモンルーブリック」もしくは各学部等独自のルーブリックやポートフォリオなどを活用し、全学生に対して学習成果の測定を実施している。測定後は、その結果を全学教務委員会にて点検し、点検結果を部長会に報告している(資料4-20)。その後、学科等ごとに集計結果を踏まえた講評を行い、各レベルの割合、学修における問題点、改善案の提示などを学生に周知している。学生は、ルーブリックなどを意識した履修登録、授業参加、課外活動への参加を行うことが推進される。

●適切な学習成果の把握・評価の指標や方法

本学の学位授与方針は「本学の建学の精神を理解し、以下の資質・能力・態度を身につけ、卒業要件を満たした者に学位を授与する」とし、「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の5領域を設け大学全体としての評価の観点を掲げている。各学部においても同様に5領域設け、それぞれの教育目標にふさわしい評価の観点を記して学位授与の方針としている。その観点をより明確にしたものが本学のルーブリックやポートフォリオとなっている。

●学習成果の把握・評価と目的に応じた活用

本学では学習成果の把握後、教育組織ごとのFD・SD研修会において必要に応じて研修のテーマとし、その活用を図っている(資料4-21)。

例えば、専門的な職業との関連性が高い健康科学部看護学科では、「どのようなカリキュラムで、それぞれの科目がどのようにつながりがあるのか、どのような人材育成を目指していて、卒業時にどのような資質・能力・態度を修得してほしいのか」を学生に理解し実行してもらうために学修ポートフォリオや学科独自のルーブリックを活用している(資料4-22、4-23、4-24)。同様に健康科学部静岡理学療法学科では、ディプロマ・ポリシー(DP)の達成度評価を目的として、DPの理解度評価、DPに対応したアンケートによるDP達成度評価を実施し、DPの説明前後の比較によってDPの理解度が深まることが認められた。このアンケート調査を活用して、DP達成度の全体の傾向・学年間の違いなどの特徴を明らかにし、令和5年9月に学科のFDで情報を共有し、今後の学生指導の指針を確認している(資料4-25)。今後は他学部でも健康科学部の先事例を参考に、DPを意識させる学習成果の可視化を適切に実施していく。

また、大学院学校教育研究科では、実務的能力の向上を目指し、実習や課題研究での課題を中心に様々なテーマで議論する時間帯を月1回程度(年10回程度)設定している。この時間帯のことを「Team Time」と呼び、この中で、自己評価表を参考に、大学院生が自身の学修を振り返る時間を設けている。学修状況に関する自己評価を行うことによって、授業や実習、課題研究の取組状況などについて、随時振り返ることが可能となり、指導教員とのコミュニケーションツールとしても活用している。

学生の学習成果の評価に関しては、ルーブリックやポートフォリオによる学生個々人の評価とともに、令和元年度、大学全体(機関レベル)の「アセスメント・ポリシー」を作成

(資料 4-26【ウェブ】)し、各学部(学科、課程)、大学院の専攻毎に「アセスメント・ポリシー」(資料 4-27)及び「アセスメント・チェックリスト」(資料 4-28)を作成した。その際、FD・SD 研修会を開催し、代表 3 学科による発表(①学科の特徴を含めた説明や作成したポリシーについて説明、②ポリシーを作成する中で気づいた点(疑問点、改善点等含む)、③学科において既に活用していること)を行い、全学での情報共有を行った(資料 4-29)。

また、全教員を対象として令和 2 年 10 月には「科目レベルのアセスメントプランの検討」「アセスメントプランの実施・運用状況の調査」「学修成果の評価方法の検討」などについて研修会(資料 4-30)を開催し、学習評価方法について基礎から改めて確認し直すとともに、ルーブリック評価の方法について理解を図った。合わせて、令和 3 年 3 月には、アセスメントプランの制定及び活用状況調査を実施した(資料 4-31)。

以上のことから、自己点検・評価結果に基づき、鋭意改善に努めるとともに、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価の充実に向けて取り組んでいる。学習成果の把握に関しては、令和元年度自己点検・評価のときには未整備状態であったが、現在では適切な取組が行われるようになり、自己点検・評価委員会でもこの間の取組とその結果を高く評価している。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

●教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準や体制などの明確化

本学では自己点検・評価に基づく内部質保証を行っており、自己点検・評価を毎年度実施することによって内部質保証システムの強化を図った。中でも教育は大学の諸事業の中でも最重要であることから、「教育課程・学習成果」については、毎年度、観点をえつつ点検を行い、様々な観点から自己点検・評価を行っている。また、評価の基準については大学基準協会の評価項目を活用しており、評価体制については(全学)自己・点検評価委員会を主体とし、教務部が実務を担当している。評価の方法やプロセスなどについては、第 2 章、質保証のシステムの項を参照されたい。

●自己点検・評価に当たっての情報の利用

自己点検・評価にあたっては、学習成果の把握に関する方針(アセスメント・ポリシー)を定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーに基づき、学習成果の現状把握、全学的な教育改革・改善、学生・学習支援の改善などに活用することを目的として、学習成果の達成状況を検証することになっている

(資料 4-26【ウェブ】)。大学全体のアセスメント・ポリシーでは、在学中の評価に関して、学習成果の指標として GPA を活用し、GPA と退学率や休学率と関係を基に、不本意な退学や休学者が増えることのないように努めている(資料 4-32)。また、学部学科のアセスメント・ポリシーについても大学公式ホームページにて公開している。

卒業時の評価に関しては、卒業時アンケート調査、就職率、卒業後アンケート調査、雇業者へのアンケート調査などを分析している。これらの調査結果については本学の大学公式ホームページにて公表はしているものの、その結果に基づいて FD 研修を行い、退学を減らす取組を行うまでには至っていない。また、学部・学科レベルについては、就職率や国家試験の合格率、各種検定試験の結果など、学部・学科の教育目標に沿った評価項目が設定されている(資料 4-31)。

●自己点検・評価の客観性を高めるための工夫

本学の自己点検・評価については、第 2 章「1. 現状分析」で述べたとおり、4 段階の評価を行っており、その第 4 段階目の評価は外部の評価委員によるものである。また、年に 2 回の学生による授業アンケート及び年に 1 回の学生生活アンケートを通して、学生からの意見を取り入れている。さらに、毎年度、学生の学科に対する思いや願い・意見を知るために学科教員と学生との懇談会を実施している。そこで話し合われた事柄については、懇談会報告書として学科教員が作成・提出し、大学として学生の意見を共有している。特に令和 4 年度からは、懇談会報告書に「教務に関する内容について」欄を設け、教育課程や授業について意見を集約している(資料 4-33)。提出された報告書を基に、学生の意見について適宜回答し、学生へフィードバックしている。

「自己点検・評価に基づく内部質保証」には FD 研修も含まれており、令和 3 年 10 月には、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムツリーやカリキュラムマップなどを連携させた「DP 達成に向けた授業科目の体系性・有機的連携の確保」の研修会を全教職員対象に開催した(資料 4-34)。主な内容は①カリキュラムツリーの活用状況及び履修系統の確認、②カリキュラムマップの完成、③授業科目ナンバリングの完成及び点検である。さらに、カリキュラムツリーの活用状況アンケートを実施し、カリキュラムツリーの修正、授業科目ナンバリングの点検などを行って理解を深めた。また、令和 5 年度には「ナンバリングコード」の「レベルコード」と実際の授業の内容とに齟齬がないかを点検し、必要に応じて見直しを行った。

●自己点検・評価の結果を活用した教育課程、教育方法などの改善・向上への取組

上記の自己点検・評価を行っている過程で、新型コロナ禍、人口減少の加速、DX 推進、経済状況と国際関係の変化など、本学を取り巻く状況において大きな社会的変化が起きており、本学の教養科目は時代の変化に応じた柔軟なプログラム編成となっていないことが指摘された。そこで、「人生 100 年時代」「Society 5.0 時代」「VUCA 時代」といったこれからの社会状況の 3 点を見据え、本学で学ぶ学生たちが生涯にわたって健康で安全に豊かな人生を送ることを目指した教養教育を行うため、令和 7 年度から既存の全学共通科目(42 科目)を廃止し、教養教育科目(70 科目)を新設することとした。

新設に当たっては、教養教育科目全 70 科目を 4 つの科目群(①健康な人生を送るための

科目群、②社会の営みを知るための科目群、③豊かな人生を送るための科目群、④未来社会を生きるための科目群)に大別し、各教員が専門領域の知識をもとに教育理念である「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」に繋がる学びを提供することとした(資料 2-40)。教養教育では、10 学部 19 学科を有する本学の特徴を活かした多様な教育プログラムの中から、文理の枠を超えて構成されるプログラムを履修することによって、時代の変化に対して柔軟に対応できる能力(幅広い教養と複眼的な思考力等)を育成することを目指す。

教養教育の改革においては、AI やロボットの活用による社会の変化や就業構造の変化に対応した教育を行うために、「情報」に関する科目に情報倫理(データ・AI を扱う上での留意事項、情報(データ)を守る上での留意事項などを含む)の内容を盛り込み、「情報リテラシー I (AI 活用を含む)」「情報リテラシー II (数理・DS を含む)」とし、令和 7 年度に文部科学省へ「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 リテラシーレベル」の申請を予定している。

また、情報に関する教育においては、「教育・研究における生成 AI (人工知能) 利活用に関するガイドライン」を教員及び学生にも示している。喫緊の課題の一つである個別最適化学修における生成系 AI の活用方針を検討するにあたり、3 学部を抽出し「学部におけるゼミ活動・授業等での活用事例」のアンケート調査も実施した。その活用状況は少数の授業に留まっているが、本学としては、今後も、国内外の高等教育機関の事例収集や学内での意見聴取などを行い、適宜見直しや検討を続けていく(資料 4-35)。

本学では理系、文系だけではなく実務家、外国籍などの多様な背景をもつ教員が研究・教育活動に従事している。今回の教養教育の改革ではこれらの教員の知識・見識や智見を活用し、教養教育科目として学部学科を越えて学生に提供することによって、2040 年に向けた高等教育のグランドデザインで求められている「文理横断・学修の幅を広げる教育、時代の変化に応じた迅速かつ柔軟なプログラム編成」に対応し、個々の学生の関心・意欲に基づいて多様な知恵を修得できるようになることが期待される。

本学の教養教育に関する課題として、その企画・運営を担う組織が整備されていなかったが、令和 6 年度には、学士課程における教養教育の管理・運営責任を担う組織として「教養教育運営委員会」を設置した(資料 4-36)。今後は本委員会にて本学の教養教育の充実に資する取組を行っていく。

大学院学校教育研究科では、産業界などとの連携によって、教育課程を編成し、また、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設置している(資料 4-37)。令和 5 年度は教育課程連携協議会を 3 回開催し、学校関係者や有識者のより幅広い視点から意見を求め、それも参考にしながら検討した。令和 6 年度も 3 回開催し、授業参観や大学院生へのインタビュー等、教育課程の取組と課題についての質疑・応答・意見交換をする。令和 3 年度に実施した修了生アンケートによれば、「カリキュラムは全体として、理論と実践の往還を促すものになっている」に対する肯定的な回答が 90%を超えており、理論教育と実務教育が効果的に機能していることが分かる。

以上のことから本学の「内部質保証の方針」に従い、教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学長のリーダーシップのもと、本学の「内部質保証の方針」に従い、教育改革に関する研修会や改善の取組が定期的に行われており、全学的な共通認識が図られ定着している。その際、各学部・学科の独自の研修計画・実施を取り入れるなど、より細分化されて教育組織の末端まで、教育改革・改善としての意識を共有し確認している。

本学の建学の精神である「より高きを目指して～Learning for Life～」に共感し、意欲と向上心をもっている学生が、日々変化する社会環境に対応し、成長するための良質で実践的な学びを継続できるように学部・学科ごとに教務委員を複数人配置し、ディプロマ・ポリシーの再検討を含み、カリキュラム・ポリシーやカリキュラムの改正を行っている。カリキュラム改正後は、主体である学生を意識し「カリキュラムマップ」「カリキュラムツリー」「ナンバリング」などの活用状況に注視し、適宜かつ適切に修正し、学生に周知している。また、学長室と連携し、各学部・学科で設定したアセスメント・ポリシーのもと、3つのポリシーの適切な見直しを透明性と客観性を担保することを意識しながら、適宜実施している。

大学全入時代を迎え、個に応じた多様な教育及び学生一人一人に適した指導が求められる。本学としても個性を生かす学修者本位の教育を目指して、教養教育の改革及びそれに伴う専門課程の見直しに着手し進めている。しかし、真に実効性のある個別最適化教育と各学部・学科の専門教育との密接な関連性を持たせること、またそれをカリキュラムや教育方法へどのように盛り込むのかということがかねてからの課題となっており、今後の組織的な対応を含め、検討し推し進めなければならない。その際、「課題解決型学修」を通した科目内容の学び、基盤となる「知識」の活用を体験させる教育への移行も意識し、学習の成果を学修者が実感できる「学修者本位の教育」になっているのか、個々の教員の意向や教育観に縛られない「他者と共に自身で身に付けた力」を社会で柔軟に輝かせることができるカリキュラムや教育方法を実現する必要がある。

加えて、本学のスケールメリットを生かした分野を超えた専門知の組み合わせによって改革が進む全学共通教育としての教養教育とともに、今後求められる「高等教育における人材育成」、特に不透明な時代における人材育成を意識し、学部内で閉じていた専門教育を幅広い視野で学べる横断的なカリキュラムの新たな構築も早急に検討しなければならない。

Society5.0 時代やAI時代、その中心である人として他者との有効な距離感を保ちつつ、進歩の著しい先の見えにくい未来を「Beyond the Limits」の精神に沿って果敢に挑戦しようという未来志向の学生に、学びを生かして自己研鑽をするにふさわしい教育を提供しているのか、常に点検・評価を行ってより客観性と透明性のある内部質保証を高める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

平成 25 年 4 月、本学は「常葉学園大学」「浜松大学」「富士常葉大学」の三大学を統合し、学長のリーダーシップのもと、「教育力ある大学づくり」の実現に向けて「カリキュラム改善プロジェクト」を立ち上げ、教育改革を着実に実施してきた。そのための大学改革フォーラムの定期的な開催、教育改革に向けた項目の研修会を適宜開催することによって、取組内容や改善に向けての進捗状況を確認するとともに、教育改革に取り組むことの重要性を共通認識させ、全教職員への周知を図ってきた。その成果は、平成 29 年度及び平成 30 年度のカリキュラム改正につながり、ひいては少子化が進む地方にありながら入学定員を安定し

て確保できている点へと結びついている。

平成30年度から令和4年度にかけて教学マネジメント確立のための3つのワーキンググループ(以下 WG) (全授業科目に係る体系性・有機的連携を確保するための履修系統図又はナンバリング等を扱う WG1、シラバスの充実(点検、改善、GPA 制度の活用を含む)を扱う WG2、学生本人自らの課程を通じた学習成果の把握や動機付けのための授業改善・教育課程の編成など、教育の向上に資するための取り組みを扱う WG3)を設置し「教育の質保証」に関して本学として真摯に取り組んできた。当初の構成メンバーは担当副学長・教務部・教務委員であったが、段階的に拡充し、全学部・学科・研究科の主要構成員(学部長・学科長・研究科長)を含むものとした。各学部・研究科では、特性に応じた指標の策定及び適切な分析・評価が始まり、学生の教育効果の明瞭な可視化を目指し、今後計画的に進められる予定である。

可視化の指標についてもアセスメント・ポリシーの評価項目が整ってきた。今後は、それに基づいた点検・評価を進めていくことにする。また、組織的な点検・評価の段階は行いつつも、その結果を改善向上に生かし切れていないところもある。また、教員各人の自己点検・評価の結果は教員個人に任せたままであり、改善が必要である。

本学のスローガンである「Beyond the Limits」は、自由な心と果敢なチャレンジ精神で、未来に向かって進んでいこうという本学のユニバーシティ・ビジョンである「MIRAI TOKOHA」の思いを伝えている。このスローガンは、大学内のいたるところで教職員と学生の目に見えるところで掲示されている。真にこのスローガンは、本学での教育・学習を表すものであり、様々な取り組むべき課題を一つ一つ乗り越え、教職学協働のもと、未来へ向かって、より高きを目指すものとなっている。本学として引き続き真摯に一丸となって内部質保証システムの方針に従い、定期的な自己点検・評価を行い、学生に豊かな学びを与えるためになお一層の教育の改善及び改革に取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
総合能力入試[高大接続型] [自己アピール型]：全学部 総合能力入試[リーダー育成型]：教育学部(学校教育課程・生涯学習学科)・外国語学部・社会環境学部・保育学部・造形学部・健康プロデュース学部	1. 2025 年度入学試験要項 【総合型選抜】総合能力入試[高大接続型]・[リーダー育成型]・[自己アピール型]
一般推薦入試：全学部 スポーツ推薦入試推薦入試：教育学部(生涯学習学科)・健康プロデュース学部(こども健康学科・心身マネジメント学科・健康鍼灸学科・健康柔道整復学科) 社会人入試：教育学部・外国語学部・経営学部・社会環境学部・保育学部・法学部・健康科学部・健康プロデュース学部(こども健康学科・健康鍼灸学科・健康柔道整復学科) 帰国生入試：教育学部・外国語学部・経営学部・社会環境学部・法学部 外国人留学生入試：経営学部・社会環境学部	2. 2025 年度入学試験要項 【学校推薦型選抜】一般推薦入試・スポーツ推薦入試推薦入試【特別選抜】社会人入試・帰国生入試・外国人留学生入試
教育学部(生涯学習学科)・外国語学部・経営学部・社会環境学部・保育学部・造形学部・法学部・健康プロデュース学部・保健医療学部	3. 2025 年度入学試験要項 指定校推薦入試
全学部	4. 2025 年度入学試験要項 附属校入試
全学部	5. 2024 年度入学試験要項 【一般選抜】奨学生入試・一般入試・共通テストプラス入試・共通テスト利用入試
外国語学部・社会環境学部・保育学部・法学部・健康プロデュース学部(健康栄養学科・心身マネジメント学科・健康鍼灸学科・健康柔道整復学科)	6. 2025 年度入学試験要項 編入学試験
学校教育研究科	7. 2025 年度入学試験要項 学校教育研究科
国際言語文化研究科・環境防災研究科・健康科学研究科	8. 2025 年度入学試験要項 大学院 国際言語文化研究科・環境防災研究科・健康科学研究科

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
常葉大学・常葉大学短期大学部 入学者選抜実施要項(学部)	入学者選抜実施要項(学部)
大学院入学者選抜実施要項	入学者選抜実施要項(研究科)
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

●学生の受け入れ方針の学位課程ごとの設定

本学において、入学試験に関する業務は入学者選抜実施要項(学部)(基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」)・入学者選抜実施要項(研究科)(基本情報一覧「入学者選抜に係る規程」)を遵守して、入学センターを中心に行っている。同センターが本学の「内部質保証の方針」に従い、関係部署と調整をしながら入試に関する業務を行っている。

学生の受け入れ方針については、第1章に示した教育理念及び第4章に示した学位授与方針及び教育課程の編成方針を踏まえ、大学全体の受け入れ方針（資料4-1【ウェブ】）と、学士課程・修士課程及び専門職学位課程の学位プログラムごとに設定している（資料4-1【ウェブ】、資料5-1【ウェブ】、資料5-2【ウェブ】、資料5-3【ウェブ】、資料5-4【ウェブ】、資料5-5【ウェブ】）。大学全体の学生の受け入れ方針は次のとおりである。

学士課程 アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

本学の3つの教育理念を踏まえ、次のような人材を求めます。

1. 自らの責任において主体的に学習する意欲と向上心を持っている者
2. 未来を見据え、物事に果敢に挑戦する意欲を持っている者
3. 地域社会に貢献する希望と意欲を持っている者

これに基づき、各学部・学科・研究科においてそれぞれの教育目標、育成すべき人材に応じてアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を定めている（資料4-1【ウェブ】、資料5-1【ウェブ】、資料5-2【ウェブ】、資料5-3【ウェブ】、資料5-4【ウェブ】、資料5-5【ウェブ】）。

また、令和8年度入試に向けて、「教学マネジメント指針（追補）」に従い、次のとおり大学全体としてのアドミッション・ポリシーを改定したところである。これによって、本学の学びと高校での学びの接続、入学前に求める資質・能力等や入試における評価・判定の基準・方法を明瞭・明確に受験生に示すこととなり、受験生は主体的に自らの進路目標を設定できるようになることが期待される

1. 常葉大学の求める入学者

本学の3つの教育理念を踏まえ、次のような人材を求めます。

- 自らの責任において主体的に学習する意欲と向上心を持っている者
- 未来を見据え、物事に果敢に挑戦する意欲を持っている者
- 地域社会に貢献する意欲を持っている者

2. 入学前に求める資質・能力等

本学での学びを円滑に進めるため、入学前に以下の資質・能力を備えていることが望まれます。

- 高等学校までの学習で得た基礎的な知識技能に基づき、本学の教育を理解するために必要な基礎知識及び技能
- 本学での学修に求められる論理的思考力、適切な判断を行う力、及び効果的に意見や考えを表現する力
- 自ら学ぶ意欲と主体的に行動する姿勢を持ち、他者と協働して問題解決に取り組む能力

3. 入学者選抜の基本方針（評価・判定の基準・方法）

本学の教育理念に沿った学生を育成するために、多様な入学者選抜を実施します。入学前に身につけるべき学力の3要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を、入学試験ごとに評価します。

【一般選抜】

一般入試、共通テスト利用入試、共通テストプラス入試

各学部・学科が定めた教科の学力試験及び大学入学共通テスト等の成績を用いて、総合的に判断して選抜します。

【学校推薦型選抜】

一般推薦入試、スポーツ推薦入試、附属高校入試、指定校推薦入試、指定校推薦入試[アスリート選抜型]

各学部・学科が定めた条件を満たし、出身学校長の推薦を受けた人を対象に、小論文、面接、実技試験(該当学科・専攻のみ)、調査書・推薦書・志願理由書等の出願書類を総合的に判断して選抜します。

【総合能力型選抜】

総合能力入試 [高大接続型]、総合能力入試 [リーダー育成型]、総合能力入試 [自己アピール型]、総合能力入試[オープンセミナー型]

各学部・学科が定めた条件を満たし、高大接続活動、面接、調査書・志願理由書等の出願書類を総合的に判断して選抜します。

【特別選抜】

社会人入試、帰国生入試、外国人留学生入試

各学部・学科が定めた条件を満たし、小論文、面接、実技試験(該当学科・専攻のみ)を総合的に判断して選抜します。

●求める学生像や水準等の判定方法の学生の受け入れ方針へ明示

本学が求める学生像や水準等の判定方法については、本学の各種の入学試験と高等学校学習指導要領の学力の3要素（「知識・技能の確実な習得」「思考力、判断力、表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）との関係を次の表で示し、それぞれの試験における判定の観点から志願者などに示している。

入学者選抜方法における重点評価項目

入試区分	入学者選抜方法	知識・技能	思考力 ・判断力 ・表現力	主体性 ・協働性
奨学生入試・一般入試	学力試験	○	○	
	実技試験		○	
共通テスト利用入試	共通テスト	○	○	
	実技試験		○	
共通テストプラス入試	学力試験	○	○	
	共通テスト	○	○	
	実技試験		○	
一般推薦入試	小論文	○	○	
	面接		○	○
	実技試験		○	
	調査書・外部試験等	○	○	○
スポーツ推薦入試	スポーツ能力試験	○		
	小論文	○	○	
	面接		○	○
	調査書等	○	○	○
附属高校入試	面接		○	○
	調査書等	○	○	○
指定校推薦入試	面接		○	○
	調査書等	○	○	○
指定校推薦入試 [アスリート選抜型]	面接		○	○
	調査書等	○	○	○
社会人入試 帰国生入試 外国人留学生入試	小論文	○	○	
	面接		○	○
総合能力入試 [高大接続型]	実技試験		○	
	高大接続活動	○	○	○
	面接		○	○
総合能力入試 [リーダー育成型]	調査書・外部試験等	○	○	○
	小論文	○	○	
	面接		○	○
総合能力入試 [自己アピール型]	調査書等	○	○	○
	自己推薦書	○	○	
総合能力入試 [オープンセミナー型]	面接		○	○
	調査書	○	○	○
総合能力入試 [オープンセミナー型]	面接		○	○

これらの入学者受入れの方針などは、「入学試験要項」（基本情報一覧「入学試験要項」）や「入試ガイド」（資料5-6）の印刷物、さらに大学公式ホームページ（資料4-1【ウェブ】）、

受験生サイト「トコナビ」(資料 5-5【ウェブ】)に掲載して公表している。また、入学センターが中心となり、高校訪問、入試説明会(資料 5-7)、オープンキャンパス(資料 5-8)などの活動にて、求める学生像や入学までに修得しておくべき知識等を周知している。教学マネジメント指針(追補)にある入学前に求める資質能力については先に示したとおりであるが、それらの判定方針については令和 8 年度入試に向けて定めることを計画している。

●入学者選抜の体制・仕組みと公平、公正な実施

以上の入学者受入れの方針に基づき、学部・学科の入学者選抜における入試日程、募集人員、出願資格、試験科目、選抜方法については、入学センター長を委員長とした(全学)入試委員会で決定され、その決定に基づき、入学センターにおいて「入学試験要項」(基本情報一覧「入学試験要項」)を作成している。また「入学試験要項」(基本情報一覧「入学試験要項」)を中心に、「入試ガイド」(資料 5-6)、受験生サイト「トコナビ」(資料 5-9【ウェブ】)、入試説明会(資料 5-7)やオープンキャンパス(資料 5-8)などで高校生及び高校の教員等に入試に関する情報を広く周知している。

入学試験の実施にあたっては、学長を全体の総括責任者、副学長・入学センター長・副入学センター長を各キャンパス試験場の実施責任者等として置き、公正かつ厳正な入学試験を実施している。

入学者選抜の公平性の確保については、一般入試における学力検査では、令和 4 年からの高等学校学習指導要領や大学入学共通テストの傾向を踏まえるとともに、旧学習指導要領で学んできた受験生に対しては、過度の負担を強いることのないことを条件としながら、入学志願者の資質・能力等を適正に判定できる問題を出題するように配慮している。また、小論文問題では、問題作成と同時に評価・判定の観点を作成し、主観的な評価を防ぎ、公平性を欠くことがないようにしている。同様に調査書、面接、実技試験等においても、事前に評価の観点等を明確にしたマニュアルを作成し(資料 5-10)、特定の入学志願者の優遇や属性による差別的な取扱いが行われないよう徹底している。

入学試験の合否判定にあたっては、入学センターが用意する入試判定資料を用いて、教授会において合否判定を委任された学部入試委員会、部長会の議を経て学長が決定しており、公正な判定を行う体制を整えている。

入学試験終了後には、入試結果や入学試験問題等を受験生サイト「トコナビ」(資料 5-11【ウェブ】)で広く公表し、入学者選抜の透明性を確保している。なお、入試ミス等が発生した場合は、速やかに入試ミス等問題検討委員会が開催され、入試ミス等の原因特定、事後対応、再発防止策を検討する体制も整えられている。またその事案は、文部科学省へ報告するとともに、大学公式ホームページにおいても開示することとしている。

研究科においては「パンフレット」(資料 5-12)、「入学試験要項」(基本情報一覧「入学試験要項」)等を印刷し、入試説明会を開催して配布したり、大学公式ホームページでも確認したりすることができるようにしている。学生受け入れ方針に則して大学院への進学者を増やすために、多様な入学者選抜方法を設け、適切な実施に努めている。

入学試験の合否判定にあたっては、大学院入試委員会が用意する入試判定資料を基に、研究科会議(大学院教授会)、研究科科長会の議を経て学長が決定しており、公正な判定が行われる体制を整えている。

●特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みの整備

入学者選抜において特別な配慮を必要とする志願者に対しては、入学試験要項（基本情報一覧「入学試験要項」）に「障がい等のある志願者への受験上の配慮について」という項目を設け、障がい（視覚・聴覚障害、肢体不自由、病弱等）があり配慮を必要とする志願者の相談窓口を記載している。また、受験生サイト「トコナビ」（資料 5-13 【ウェブ】）においてもその情報を公開している。志願者が所定の申請書を提出した後は、（全学）入試委員会で検討し、別室受験や試験時間の延長、あるいは試験用紙の文字の拡大など、できるだけ志願者の希望に添えるように配慮している。

●すべての志願者に対する情報提供

入学試験の情報については、「入学試験要項」（基本情報一覧「入学試験要項」）や「入試ガイド」（資料 5-6）に各入試の特徴や受験プランなどについて詳細な情報を掲載し、資料請求者や高校への送付、各種入試説明会の配布などを行っている。大学入学者選抜に関する情報は、大学公式ホームページに「トコナビ」（資料 5-9【ウェブ】）という入学試験関係のサイトを設け、広く情報提供を行っている。さらに、本学の公式 LINE アカウントにより、入試やその他行事の日程の事前案内や天候不良（台風等）による予定変更のお知らせ等、受験生に必要な情報を適切なタイミングで発信している。

以上のことから、本学は学生の受け入れ方針を適切に定め、これに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると認められる。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

・学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

●入学者数や在籍学生数の適正な維持及び管理と定員未充足対策

本学の学士課程においては、令和 5 年度以前の志願者増に対応し、地元の高校生の進学志向に応えるため、令和 4 年度に入学定員増を文科省へ認可申請を行い、認可された。申請前後の入学定員と収容定員は次のとおりである。

学部・学科	入学定員 (定員増前)	入学定員 (定員増後)	過去2年の 充足率	令和6年の 充足率
教育学部 学校教育課程	110	130	130%	147%
教育学部 生涯学習学科	80	100	105%	97%
教育学部 心理教育学科	80	100	121%	126%
外国語学部 英米語学科	100	120	75%	75%
外国語学部 グローバルコミュニケーション学科	70	100	74%	83%
経営学部 経営学科	300	345	124%	129%
社会環境学部 社会環境学科	100	120	107%	98%
法学部 法律学科	160	200	72%	69%

この表にあるように、教育学部、外国語学部、経営学部、社会環境学部及び法学部が入学定員を増やし、入学定員の総数は215人増の1,995人となった。しかし、その年の入学者は1,924人であり、定員を71人下回ることとなった。原因としては、定員増を行った外国語学部と法学部の入学者の減少が大きく影響している。しかし、令和6年度は2,013人の入学者があり、大学全体の定員を充足することができた。

学部別では、入学定員を変更した5学部の入学定員充足率の過去2年間の平均は、教育学部学校教育課程が130%、同学部生涯学習学科が105%、同学部心理教育学科が121%、外国語学部英米語学科が75%、同学部グローバルコミュニケーション学科が74%、経営学部経営学科が124%、社会環境学部社会環境学科が107%、法学部法律学科が72%となっている。

また、入学定員の変更を行っていない5学部各学科の入学定員充足率の2年平均（資料5-14）は、保育学部保育学科が93%、造形学部造形学科が100%、健康科学部の看護学科が104%、静岡理学療法学科が111%、健康プロデュース学部の健康栄養学科が84%、こども健康学科が28%、心身マネジメント学科が97%、健康鍼灸学科が62%、健康柔道整復学科が122%、保健医療学部の理学療法学科が111%、作業療法学科が65%となっている。

なお、編入学試験については、新3年生が未充足の場合実施しており、募集定員は若干名として定員は設けていない。

令和6年度の収容定員充足率（資料5-15【ウェブ】）は、教育学部の学校教育課程が124.2%、生涯学習学科が97.5%、心理教育学科が114.7%、外国語学部の英米語学科が79.8%、グローバルコミュニケーション学科が78.5%、経営学部経営学科が114.3%、社会環境学部社会環境学科が102.5%、保育学部保育学科が97%、造形学部造形学科が95.5%、法学部法律学科が84.2%、健康科学部の看護学科が105%、静岡理学療法学科が104.2%、健康プロデュース学部の健康栄養学科が87.8%、こども健康学科が38.5%、心身マネジメント学科が97.7%、健康鍼灸学科が68.3%、健康柔道整復学科が110.8%、保健医療学部の理学療法学科が109.4%、作業療法学科が75.6%となっている。

以上のことから、外国語学部英米語学科とグローバルコミュニケーション学科、法学部法律学科、健康プロデュース学部の健康栄養学科、こども健康学科、健康鍼灸学科及び保健医療学部作業療法学科は定員未充足の改善・是正が求められる。

外国語学部と法学部については、令和6年度の募集強化学部に指定し、学部案内のチラシ

作成や募集担当チームと関係教員との合同高校訪問などを行っている。また、長年にわたり定員未充足が続いている浜松キャンパスについては、浜松駅から1時間ほどバスでかかる都田地区から、浜松駅南口から徒歩7分のところに令和10年を目途に移転する計画を進めており、通学の利便性を確保し、教育内容をさらに強化することによって定員充足を目指しているところである。

急速に進む少子化の中で、毎年の入学定員の確保は極めて重要であるとの認識のもと、令和5年度からオープンキャンパスの回数を5回から最大9回へ増やし、入学センター内の入試担当と広報担当及び募集担当のそれぞれの代表者と学長室、入学センター長、入試担当副学長、高大接続教育委員会委員長、学長とからなる「入試広報連絡会」を設置し、情報を共有し、学生の受け入れの強化を図っている。また、令和4年度入試から手続き者数の状況や過去の入学者の実績等から入学定員を下回る可能性がある学部においては追加合格を実施し、定員の適正な管理に努めている。

さらに定員確保のために入学前準備教育や基礎教育の充実を図るとともに、「新入生アンケート」を行い、入学の動機、入学後の不安などを把握し、基礎教育センターとの連携をはじめ、入学者受け入れのための施策の策定に活用している（資料5-16）。

一方、大学院修士課程又は専門職学位課程の入学定員充足率の2年平均を見ると、国際言語文化研究科の英米言語文化専攻は0%、国際教育専攻は0%、学校教育研究科高度教職実践専攻は73%、健康科学研究科の健康栄養科学専攻は0%、臨床心理学専攻は90%、環境防災研究科環境防災専攻は10%であった（資料5-14）。令和6年度の収容定員充足率（資料5-15【ウェブ】）を見ると、国際言語文化研究科は0%、学校教育研究科は52.5%、健康科学研究科は80%、環境防災研究科は10%であった。いずれも定員未充足であり、国際言語文化研究科と環境防災研究科は改善が求められる状況である。

定員充足率の向上を図るため、大学公式ホームページの内容の充実や、入試説明会（資料5-12）の実施、社会人や他大学からの入学者の掘り起こしをしつつ、当面は定員確保に向けて本学の学部在籍する進学希望者を確保していくことを重要課題とし、大学院の教育・研究内容の精査を始め、新たな募集戦略を検討しているところである。

以上のことから、学士課程、修士課程及び専門職学位課程の入学定員及び収容定員の管理は、一部に改善・是正の必要があるが、今後、キャンパス移転などによる改善も見込まれることもあり、概ね適切に対応している。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●学生の受け入れに関わる事項の点検と改善・向上の取組

入学者の受け入れに関わる状況については、令和元年度の自己点検・評価において、「①学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。」では、入試委員会等、責任所在を明確にし

た入学者選抜実施のための体制の適切な整備において、第1段階評価では「委員会及び実施体制のどちらかが不備である」と自己点検・評価し、第2段階評価では「評価は適切である」と評価された。「② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。」では、特に入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施については、第1段階評価では「ルールもなく、その都度の対応となっている」と自己点検・評価し、第2段階評価では「評価は適切である」と評価された。また、「③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。」の収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応については、第1段階評価では「双方の対応がなされているが、十分とは言えない」と自己点検・評価し、第2段階評価では「評価は適切である」と評価された。なお、第1段階評価で不十分な取組とされた項目については、問題点を明確にし、次年度以降、解決に向けて取り組む必要がある。特に、定員管理に当たり、これまで以上に必要な情報収集を行うなど、定員超過とならないような対応が必要である。また、大学院においては、「充足率の低い研究科の入学定員の確保に向けて、積極的に取り組む必要がある。」と早急な検討と改善を促すコメントが付された。

以上の自己点検・評価から得られた課題について、令和2年度以降改善に努め、令和6年度は上記の標記項目①に記載のように、大学全体レベル、学位プログラムレベルそれぞれの学生の受け入れ方針の見直しを図り適切に定めた。これに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施している。また③の定員管理についても、上記の評価項目②にあるように、一部に改善・是正の必要があるが、概ね適切に対応している。なお、改善や是正の必要のある事項について学部・学科に設置した入試委員会で検討した事案を「大学運営戦略会議」や「入試広報連絡会」で定期的に検討を重ねている。

学生の受け入れに関わる事項は法人の経営にも直接影響を及ぼすために、これに関する点検・評価については、「常葉大学運営方針（重点事業など）」（資料 1-8）にも必ず盛り込み、6月に法人主催の監事監査に提出し、11月に取組状況を報告し、翌年3月に実施状況の報告を行っている。監事監査には「常葉大学運営方針（重点事業等）」に加えて、「募集の進捗状況」（資料 5-17）も提出することとなっており、現在の入試に関わる自己点検・評価は、「常葉大学運営方針（重点事業等）」及び、「募集の進捗状況」（資料 5-17）を通して行っている。

令和3年、順調に進んでいた志願者数が激減し、入学者の定員確保にも支障をきたす恐れがあった。入学者の定員確保は大学の経営に直結するため、法人との合同会議体である「大学運営戦略会議」を強化し、入学センターや各学部・学科・研究科が提出した学生の受け入れに関する報告書を基に、より細かな点検・評価並びに学生の受け入れに関わる基本的な方針について検討することになった。

なお、「常葉大学運営方針（重点事業等）」の学生受け入れに関する事項については、各種委員会やセンターから上がってきた答申を基に「学長・副学長会議」及び「大学企画運営会議」において協議し、「募集の進捗状況」（資料 5-17）については入学センターで各種のデータに基づき立案し、「入試広報連絡会」にて協議し、いずれも学長が決定している。

「入試広報連絡会」などの入試広報関係の連絡会が一定の機能を果たしたので、令和7年

度から「入試広報企画運営会議」を設置し、入試及び広報に関する分析・企画立案を担い、入試広報を戦略的に行えるよう、委員会を整理した。

定期的な点検・評価の結果得られた取組や課題は次のとおりである。

●点検・評価の結果の活用と効果的な取組

点検・評価の結果、入学者受け入れ方針を決定する上でデータに基づく検討が十分になされていないことが多かったことから、令和5年度から本学の接触者データを一元管理しているマーケティングオートメーションツールである infoCloud を導入した。導入後は、学部及び研究科における学生募集及び入学者選抜について、infoCloud の中にその年度のすべての入試データを取り込み、それらを突き合わせた分析を行っている。結果として、募集活動別、広報媒体別、高校別、都道府県・市町村別、また、オープンキャンパス参加者などの接触者数、志願者数、入学者数、歩留まり率や、接触から出願までの流れを把握することが可能となり、受験者の動向を把握できるようになった。また、入学者の入試方法や出身校ごとの分析も可能になり、入学前準備教育や初年次教育の改善・向上に結びついている。これらは基礎教育センターが中心になって点検・評価を実施し、各学部・学科とその内容を共有している。

それに加えて令和4年から附属高校生を対象にした「附属高校入試」を開始した。本入試では、附属高校在学中の学習成果や諸活動、資格取得などの主体的な学習を評価し、各学部・学科が提示する基準を満たしていれば、優先的に本学への進学と本学の教育組織を活用した高大接続の7年間の教育を受けることが可能となっている。

また、2章及び4章でふれた教育改革とも関連付け、令和6年度入試から総合能力入試に「リーダー育成型」を導入し、一般入試（後期）のマークシート方式の入試を学力のみの判断によらない「総合能力入試(自己アピール型)」に変更した。前者は、主体性を判断する小論文・面接を主とする入試で、入学後も学科のロールモデルなどのプログラムに参加しなければならない。面接に当たっては、委員を任命し、学部横断で実施している。また、後者はより幅広く、個性を重視する入試として、自己を適切に見つめ学びを考える自己推薦書やアピール面接といった内容となっている。

以上のことから、本学では学生の受入れに関わる状況を定期的に点検・評価し改善・向上に取り組んでいると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では、入学定員の確保は直接、大学の経営に関わるとの認識の下、法人事務局（理事長、法人企画部職員）と大学側（学長、入試担当副学長、入学センター長、学長室職員、入学センター職員）を構成員とした「大学運営戦略会議」によって、入学者定員の適切な設定や入試制度改革など、学生募集に関わる様々な事案を検討している。入学者選抜に関わる組織は、学長のリーダーシップの下、部長会、研究科科長会、(全学)入試委員会、学部・学科・研究科入試委員会、入学センターとの教職協働によって運営されており、「大学運営戦略会議」で出された事案について、迅速に検討可能な体制を整備している。

本学の学生受け入れにおける特徴として、附属高校からの入学者が多いことが挙げられ、附属高校からの入学者は本学の安定的な学生募集の基盤となっている。本学の教員や学生

が附属高校を訪れる場合もあれば、附属高校の教員や生徒が本学を訪れる場合もあり、附属高校との関係は高大接続教育においても良好な影響を与えている。令和6年度から「高大連携委員会」を附属高校の進路課長も構成員に含めた「高大接続教育委員会」に改組した。当委員会では、附属高校入試の点検・評価を行い、入学前準備教育の企画・提案を行っている。入学前準備教育では一部、附属高校の教員も担当し、附属高校入試を活用して、高大接続教育を推進している（資料5-18）。

学部入試の問題点としては、令和2年度入試までは順調に志願者を増やしていたが、新型コロナウイルス禍等の影響によって、併願率が徐々に下がったことや、18歳人口の減少によって志願者が減少していったことが挙げられる。また、令和5年度以降の定員管理に関わる取扱いの変更によって、国公立大学や大都市圏内の私立大学に比較的合格し易くなったことも志願者減に影響（資料5-14）したと考えられる。この結果、入学定員未充足の学部も生じ、学生募集・広報計画の抜本的な見直しと、更なる入試制度改革が必要であると判断している。

研究科の問題点としては、依然として入学定員がすべての研究科において未充足になっている（資料5-14）。先述どおり、社会人や他大学から大学院への進学者の掘り起しをしつつも、当面は本学の学部卒業学生（ストレートマスター）の確保が最重要課題であり、そのための大学院の教育・研究内容、募集戦略、入試制度の改革を実行していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

問題作成や願書のデータ化などで外部の業者に委託する部分もあるが、機密性、中立性、公平性・公正性の観点において問題となることのないよう、学内の点検体制を厳重に整備している。

アドミッション・ポリシーは、入学前に求める資質や能力を追加し、具体的な表現で受験生に理解しやすく示している。また、入学試験ごとに、入学者選抜の基本方針として入学前に身に付けるべき学力の3要素（「知識・技能の確実な習得」「思考力・判断力・表現力等」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を「入学者選抜方法における重点評価項目」にまとめ、適切な入試が実施できるようにしている。

学部の学生の受け入れについては、学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定し、入学者選抜実施のための体制を適切に整備することによって、公正な入学者選抜の実施、入学定員及び収容定員の設定と在籍学生数の管理を行ってきた。研究科については、定員未充足が課題となっており、各研究科で改善策を進めている。特に国際言語文化研究科と環境防災研究科は在籍者がほとんどいない状況が続いており、学部生への入試説明会の強化を図るなど、学生確保に一層努めていく計画である。

なお、これまで浜松キャンパスについては、設置している3学部（経営学部、健康プロデュース学部、保健医療学部）及び1研究科（健康科学研究科）がJR浜松駅から遠距離という交通の利便性の悪さから収容定員の未充足が続いているが、令和10年4月を目途に、浜松駅南口から徒歩7分のところにキャンパス移転を予定しており、これによって定員未充足の課題改善につながることを見込んでいる。そのためにも確実に志願者が増えるような効果的な広報、入試方法の見直しなどを適切に行い、学生の受け入れの改善を進めていく。

自己点検・評価の結果は、新たな入試制度の創設やよりよい入試方法への変更につながり、

また附属高校教員も構成員とする高大接続教育委員会の設置や高大接続教育の充実及び推進に結びついている。今後も定期的に自己点検・評価を実施し、「大学運営戦略会議」をはじめ、各種の学生受け入れに関わる組織を有効に機能させて適切に学生の受け入れを行っていく。

第6章 教員・教員組織(基本情報一覧)

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学が求める教員像及び教員組織の編成方針	常葉大学が求める教員像及び教員組織の編成方針
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制適用中	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程] (専門職大学及び専門職学科を除く) ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体 (注1)				大学基礎データ (表1)
学部・学科等	教育学部学校教育課程	33	18	
	教育学部生涯学習学科	12	5	
	教育学部心理教育学科	8	3	
	外国語学部英米語学科	14	7	
	外国語学部グローバルコミュニケーション学科	12	8	
	造形学部造形学科	11	6	
	法学部法律学科	17	7	
	健康科学部看護学科	24	10	
	健康科学部静岡理学療法学科	14	5	
	健康プロデュース学部健康栄養学科	15	8	
	健康プロデュース学部こども健康学科	10	5	
	健康プロデュース学部心身マネジメント学科	20	7	
	健康プロデュース学部健康鍼灸学科	9	4	
	健康プロデュース学部健康柔道整復学科	11	4	
	保健医療学部理学療法学科	11	4	
	保健医療学部作業療法学科	10	5	
	経営学部経営学科	31	11	

	社会環境学部社会環境学科	19	12			
	保育学部保育学科	19	6			
学部・学科等(薬学)(注2)	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注3)	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ(表1)の数値と一致するよう作成してください。(以下各表も同様。)

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください(以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える)。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も()で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
国際言語文化研究科英米言語文化専攻 修士課程	8	3	3	5	大学基礎データ(表1)
国際言語文化研究科国際教育専攻 修士課程	12	3	3	9	
健康科学研究科健康栄養科学専攻 修士課程	10	9	10	0	
健康科学研究科臨床心理学専攻 修士課程	5	4	5	0	
環境防災研究科環境防災専攻 修士課程	11	7	7	4	
備考：教授数は「研究指導教員数に対する教授数」を入力					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

[大学院の専門職学位課程]

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
学校教育研究科	11	7	○	×	大学基礎データ(表1)
備考：実務家教員数5					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を(「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も()で併記)記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学及び常葉大学短期大学部ティーチング・アシスタント規程	常葉大学及び常葉大学短期大学部ティーチング・アシスタント規程
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
常葉大学 教育職員の任用及び昇任に関する規程	常葉大学 教育職員の任用及び昇任に関する規程
常葉大学 教育職員任用基準	常葉大学 教育職員任用基準
常葉大学 教育職員昇任基準	常葉大学 教育職員昇任基準
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

●大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づいた教員組織の編制

教員組織の編成については、基本情報一覧「常葉大学が求める教員像及び教員組織の編成方針」に記載のとおり、求める教員像及び教員組織の編成方針などについて次のとおり定めている。

求める教員像

- (1) 建学の精神への賛同・共感と熱意ある教育・研究
本学の建学の精神及び教育理念に賛同・共感し、その目的達成のために熱意を持って教育・研究に取り組むことのできる人。
- (2) 学生への責任ある教育と積極的な学生支援
教育においては、各学部・研究科の教育目標を十分に理解し、強い責任感を持って学生の能力を十分に引き出す教育を行い、また、学生支援を積極的に実行できる人。
- (3) 研究の姿勢と社会及び地域貢献
研究においては、その成果を広く社会に還元し、研究者としての社会的な責務を果たし、社会及び地域貢献のできる人。
- (4) 私立大学への理解と教職協働による大学運営への寄与
私立大学の特徴を理解し、他の教職員と信頼関係を築き協力・協働し、自らの役割及び与えられた職務を積極的に行うことによって大学運営に寄与できる人。
- (5) 大学人としての自覚と姿勢
FD・SD研修などに積極的に参加し、大学人として絶えず自己研鑽に努め、高い倫理観を持ち、遵法を備える人。

教員組織の編成方針

教員組織の編成にあたっては、文部科学省の大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に則った専任教員を配置するとともに、大学及び各学部・各研究科の教育目標とアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーなどの各種方針に基づく教育や学生支援を実現するために必要な教員組織を編成します。

これらの方針に基づき、法令で必要とされている教員数についても大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に則った専任教員を配置し（大学基礎データ表1）、適切な教員組織を編成している。

教員が担う責任については、「求める教員像」にあるように、(1)建学の精神に賛同し、熱意を持って教育・研究に取り組むこと、(2)学生への責任ある教育と積極的な学生支援、(3)地域貢献、(4)教職協働による大学運営への寄与、(5)大学人としての自覚と姿勢の5項目とし、年に1度の自己点検・評価においても、この項目の内容を具体的に示した評価項目を点検させることによって、教員各自が改めて担う責任を自覚する機会としている。

各教員の担当する科目に関しては、年度当初の教員需要調書によって、不足する教員についての情報を把握し、法人との協議を経て、適切に配置できるように常務理事会へ諮って機関決定をしている。年度によっては、採用人事の不成立によって科目担当者が欠ける場合もあるが、その場合には非常勤講師を配置している。なお、専任教員には「常葉大学教育職員の任用及び昇任に関する規程」に基づき採用人事を行い、非常勤講師については「常葉大学及び常葉大学短期大学部 非常勤講師任用の手引き（資料6-1）」に従い、審査委員会による審議の後、部長会又は研究科科長会での審議を経て決定している。また、各教員の担当授業

科目や担当授業時間については、学務システム Campusmate-J によって教務部及び各キャンパス庶務課で管理しており、教員の病気や中途退職などの事態が生じた場合には教育に支障の出ないように適切に対応している。

●クロスアポイントメントによる教員の業務範囲と業務状況の把握

クロスアポイントメントについては、「常葉大学クロスアポイントメント制度に関する規程」(資料 6-2) によって、制度の適用を受ける教員の取扱いについて定めており、過去に社会環境学部の教員がこの制度のもと他機関と研究活動に従事している。

なお、基幹教員については、令和 4 年 10 月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制を適用しており、現在のところ基幹教員制は適用していない。医療系や保育系など、教員の有効な配置が必要な状況であり、今後の課題となっている。

●教員と職員の役割分担及び教職協働体制による教育研究活動

大学組織全体の運営にあたっては、教育研究活動を安定的かつ十全に展開していくため、学長を議長とした部長会及び研究科科長会において全学的な重要事項を審議・決定している(資料 2-2、資料 6-3、資料 6-4)。部長会及び研究科科長会は、教学面の最高意思決定機関であり、学長、副学長、各学部長又は研究科長、教務部・学生部・入学センターの各部長など及び大学・短大本部事務局長、キャンパス事務局長などから構成されている。

また、大学の運営方針を決める際に、学長を補佐し、また学長の指示を受けて、企画・調整を担うことを目的とした大学企画運営会議の構成員には、教員の他、大学職員も必ず配置し、教職協働で連携した運営体制を整えている(資料 2-3、資料 6-5)。当該会議においては、より教職協働を進めるために、教員を減らし、大学職員と教員とのバランスを図っている。

その他、学長の下には、教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、FD・SD 委員会、地域連携推進委員会などの各種委員会を設置し、「常葉大学各種委員会等の運営規程」に基づき、それぞれの目的・役割に応じて運営している(資料 6-6)。委員会はいずれも専任教員及び大学職員によって構成し(資料 6-7)、全学的な委員会の下には、必要に応じて開催されるキャンパスごとの小委員会を置くなど、教育・研究及び大学運営において、教職協働の体制を構築している。

令和 4 年の大学設置基準の改正では、教員及び大学職員などの協働や組織的な連携体制の確保が省令として定められており、本学においても、大学企画運営会議及び各種委員会は教員及び大学職員などの協働によって運営されている。現在、一部の委員会の委員長は教員、副委員長は大学職員としており、これらは平成 30 年度からの運営体制となっている(資料 6-7)。令和 2 年度の当初から新型コロナウイルス感染症の蔓延によって、授業開始日の延期やオンライン授業の実施、各種行事の中止や延期など、本学の運営においても大変な困難に直面したが、教職協働によってこの困難を乗り越えることができた。なお、今後の委員会運営においては、委員長を実務に長けた大学職員、副委員長が教員となる連携体制も検討し、これまで以上に組織的にも意識的にも教職協働の促進を図っていく予定である。

●授業指導補助者に関する規程と実施状況

授業指導補助者については、(基本情報一覧「常葉大学及び常葉大学短期大学部ティーチ

ング・アシスタント規程)において、職務内容や授業科目担当教員の責務などについて定めているが、制度を始めたばかりであり、令和6年度においてはティーチング・アシスタントを運用している例はない。

以上のとおり、教員組織の編成に関する方針に基づき教員組織を編成し、教職協働で教育研究活動が円滑に進む体制を整えている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

●適切な教員の採用や昇任の公平な人事

教員の募集、任用、昇任については、「常葉大学教育職員の任用及び昇任に関する規程」に手続きを定め（基本情報一覧「教員の募集、採用及び昇任に関する規程」）、審査にあたっては「常葉大学教育職員任用基準」及び「常葉大学教育職員昇任基準」によって、職位ごとに任用、昇任に必要な基準を明確に示している（基本情報一覧「教員の募集、採用及び昇任に関する規程」）。

また、教員の任用・昇任にあたっては、「常葉大学が求める教員像及び教員組織の編成方針」にもあるように、特別な専門分野を除き原則として公募で行い、任用に当たっては、書類審査、査読審査、面接を行うとともに模擬授業を課し、昇任審査においては書類審査及び査読審査を行っている。また、任期制などの条件付き採用についても、「大学の教員等の任期に関する法律」に定められる要件を満たした「学校法人常葉大学任期付大学教育職員に関する規程」を定めている（資料6-8）。

●年齢構成や性別の多様性を配慮した人事

教員の任用に当たっては、各学部において、業務を遂行するための適切な役割分担が可能となるよう、研究業績と実務経験、年齢構成・性別などに配慮しており、教員の学部等別年齢構成については著しい偏りは生じていない（大学基礎データ表5）。また、職位男女別教員数については次の表6-A 職位男女別教員数（令和6年5月1日現在）のとおりであるが、女性教員の割合が33%となっており、令和5年度学校基本調査に記載された高等教育機関における女性教員の割合よりも高い値となっている。

表 6-A 職位男女別教員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

学部・研究科	職位	男	女	合計
教育学部	教授	22	4	26
	准教授	12	6	18
	講師	4	3	7
	助教	1	1	2
	助手	0	1	1
	合計	39	15	54
外国語学部	教授	10	5	15
	准教授	5	2	7
	講師	0	4	4
	助教	0	0	0
	助手	0	0	0
	合計	15	11	26
経営学部	教授	8	3	11
	准教授	14	0	14
	講師	3	2	5
	助教	0	1	1
	助手	0	0	0
	合計	25	6	31
社会環境学部	教授	9	3	12
	准教授	5	0	5
	講師	1	1	2
	助教	0	0	0
	助手	0	0	0
	合計	15	4	19
保育学部	教授	3	3	6
	准教授	4	3	7
	講師	2	1	3
	助教	1	2	3
	助手	0	0	0
	合計	10	9	19
造形学部	教授	5	1	6
	准教授	2	1	3
	講師	1	1	2
	助教	0	0	0
	助手	0	0	0
	合計	8	3	11
法学部	教授	6	1	7
	准教授	3	1	4
	講師	3	0	3
	助教	3	0	3
	助手	0	0	0
	合計	15	2	17
健康科学部	教授	6	9	15
	准教授	7	3	10
	講師	3	7	10
	助教	0	3	3
	助手	0	7	7
	合計	16	29	45
健康プロデュース学部	教授	20	8	28
	准教授	10	7	17
	講師	10	3	13
	助教	4	3	7
	助手	2	4	6
	合計	46	25	71
保健医療学部	教授	9	0	9
	准教授	6	1	7
	講師	5	0	5
	助教	0	0	0
	助手	0	0	0
	合計	20	1	21
学校教育研究科	教授	4	2	6
	准教授	3	0	3
	講師	0	0	0
	助教	0	0	0
	助手	0	0	0
	合計	7	2	9

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

●教員の資質向上や教育課程などの開発改善に向けての組織的な取組

教員の教育能力の改善・向上及び活性化に向けての取組として、毎年6月と11月に「授業力向上強化月間」を設定し（資料6-9）、法人内各校の教員が相互に授業を参観している。これは教員の授業力向上だけでなく、学校種や職位を超えた教員間の交流促進の役割も果たしている。なお、この取組は高等教育機関での教育経験のない新任教員には参加を義務付けており、学部教員と学生代表との懇談会への参加とともに、新任教員の教育力及び学生支援力の向上を目指す研修の機会となっている。

また、教職員の資質向上への取組については、本学の教育・研究活動などの適切かつ効果的な運営を図り、「主役は学生」の大学運営を推進するため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、能力及び資質の向上を図るためのSD研修の機会を設けることとしている。さらには、授業の内容及び方法の改善を図るためのFD研修を、各学部・研究科の専門性を踏まえて実施している。研修会の内容については、「内部質保証システム」に従って自己・点検評価委員会からの指示を受けたFD・SD委員会で企画立案し、SD・FD研修を合わせて年に6回の研修会を開催し、学生支援、カリキュラム改善、研究倫理、社会貢献などのテーマで研修を行っている（資料2-10）。

●教員の研究活動や社会貢献等の活性化や資質向上を図るための取組と成果

教員の研究活動の活性化と資質向上を図る取組として、「常葉大学研究推進基本方針（平成26年2月10日制定）に基づき、教員個人を対象とした個人研究費・学長奨励研究費・特別研究費（第8章[評価項目③]）の他に、学部を越えた学術的・総合的な研究を促進することを目的とした共同研究費、研究成果を広く還元することを目的とした出版助成を用意している。また、「ここは未来6プロジェクト（資料2-39【ウェブ】）」の一つである「ここは未来研究推進事業」として、次世代の優れた若手研究者の育成を目的とした「若手研究者育成支援制度（資料6-10）」と本学の科研費応募率及び採択率の向上を目指すための「科研費申請支援制度（資料6-11）」を設けている。さらに、研究推進委員会による共同研究成果発表会を行っている。

こうした研究の活性化に向けた取り組みと合わせて、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供の研究倫理教育eラーニングプログラムに大学が機関会員として登録し、教員各自が受講できるよう体制を整え、教職員の研究倫理の啓発も行っている。（資料6-12）。また、定期的に外部講師による研究倫理の講演や勉強会も開催している（資料2-10）。

教員の社会貢献の活性化を図る取組としては、「常葉大学・常葉大学短期大学部地域連携・交流推進基本方針」に基づき、地域貢献センターが主な業務を担っている（資料3-7【ウェブ】、資料6-13）。教員に対する支援としては、本学の教職員が個人及びグループで地域住民や関係機関などと連携を図って地域との交流・連携事業の取組を支援する「地域交流・連携事業」があり、毎年、公募を行い、5件から6件を採択し、終了後には報告会を開催して

いる(詳細は第9章「社会連携・社会貢献」を参照)。また、本学教員の社会貢献活動の一環として。公開講座も毎年開催している(詳細は第9章「社会連携・社会貢献」を参照)。

その他、法人内共通の取組として、法人内全教職員を対象とした教職員研修会や管理職研修会も毎年実施し、将来構想の情報共有の他、リスクマネジメント、コンプライアンス、ハラスメント防止、教職協働、高大連携などをテーマとした研修の場を設けている(資料6-14、資料6-15)。

これらの研修や各種の支援を継続して実施し、その成果として、研究費などの助成事業への応募・申請件数や学内公募によって実施している公開講座への応募状況などに好影響が表れている。いずれもコンスタントに応募・申請があり、積極的な教育研究活動の改善・向上、活性化につながっているといえる(資料6-16)。今後も組織的な取組を継続し、教育研究活動の改善・向上、活性化につなげるとともに積極的な活動に対する支援についても継続していきたい。

●教員の業績評価の仕組みと教育研究活動等の活性化と授業指導補助者の研修等

教員の業績を評価する仕組みとしては、教育・研究活動に対する自己点検を全教員対象に実施している。年度初めに「職務自己評価・教育等実践報告」に教育実践に関するもの、学術研究及び社会的活動に関するもの、学務及び大学運営に関するものの3つの評価項目において点検し、記入することになっている(資料6-17)。この3つの評価項目の評価点については、大学の方針によってその評価点の比重を見直している。現在使用しているものは令和2年に見直したものであり、学長・副学長会議から見直しの時期が来ているとの指摘があり、次年度の課題となっている。

なお、授業指導補助者については、「常葉大学及び常葉大学短期大学部ティーチング・アシスタント規程」(基本情報一覧「授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程」)において、授業科目担当教員の責務として、ティーチング・アシスタントに対する適切な事前研修及びオリエンテーションの実施について定めているが、本制度を始めたばかりであり、令和6年度においてはティーチング・アシスタントを運用している例はない。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●定期的な点検・評価と成果のある取組と課題

教育研究組織である各学部・研究科については、毎年度5月に教員の需要調査を学部・研究科に求め、研究科長、学部長は専攻長や学科長、教務に関わる委員などと法令に則った教員数や教授数の確認並びに教育課程の実施に必要な教員について点検し、報告している。しかし、点検結果は学長室にて確認・整理をし、常務理事会へ報告などを行っているが、内部質保証の責任組織において確認し、改善・指示の検討までは行っていないため、教授数や教

育課程の実施に必要な教員数、また、各学部において定めている「常葉大学が求める教員像及び教員組織の編成方針」（資料 6-18【ウェブ】）などを記した「教員組織点検表」（仮称）を作成し、「常葉大学自己点検・評価実施方針」とともに評価・点検を行い、点検強化に向けて改善していく必要がある。

また、教員組織の編成に大きな影響を与える教員の任用、昇任に関する諸事項は、教学の最高責任者である学長と任用及び昇任の選考会議において議長を務める副学長によって、毎年確認が行われる。そこで、改善が必要な部分については、規程、基準などを常務理事会にて改正し（資料 6-19）、この変更に基づいて任用及び昇任に関する手引きなどを改正している。

●点検・評価の結果の活用と効果的な取組

本学では「大学での教育は、知識の伝達のみではなく、その背景となる研究を前提としている。したがって、教育の質を保証するためにも各教員が研究を進めることは不可欠である」（常葉大学研究推進基本方針）との方針の下、個々人の教員が研究を推進し、その結果、教育内容の質が向上し、個々人の教員の集団である教員組織も充実したものになると考えている。その観点で研究推進の点検・評価を行った結果、平成 29 年度に制定された「出版助成」は令和 4 年度及び令和 6 年度に改訂され、令和 4 年度には「若手研究者育成支援制度」「科研費申請支援制度」が創設されるとともに、新任教員の教育力向上を目指す研修授業への参加義務などが開始された。このように、点検・評価の成果が表れている。

以上、一部改善すべき事項があるものの、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

同一法人内の大学統合前においては、3つの大学がそれぞれの専門性や地域性を生かしながらそれぞれに発展してきたが、大学統合後 10 年以上が経過し、組織的に同じ方向を向いていくようになった。もとより同一法人傘下であるという共通の基盤をもつため、親和性が高く、教員組織の協力体制の構築は比較的スムーズであった。その利点を生かし、それぞれが培ってきた長所や特色を確保しつつ、相互補完することによってさらなる発展につながっている。

教員組織の編成については、学校法人常葉大学の建学の精神である「より高きを目指して～Learning for Life～」を踏まえ、大学の教育理念である「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を実現するために大学が求める教員像及び教員組織の編成方針について定めて、各種の研修及び研究推進のための支援を行っている。その結果、学長が推進している時代のニーズ（「人生 100 年時代」「Society 5.0 時代」「VUCA の時代」を見据えた教育、文理横断的なカリキュラム）に応じた教養教育改革を進めることができ、令和 7 年度からの新しい教養教育の構築という教育改善の成果を得た。

この新たな教養教育を着実に進めるために、令和 6 年 6 月には、教養教育科目の管理・運営責任を担う組織として教養教育運営委員会を設置し（資料 6-20）、教養教育の充実に資する取組を行っている。教養教育運営委員会は設置されたばかりの組織であるため、有効に機

能するように委員会の役割をより明確にし、適切に遂行できるように規程などを点検・整備していく必要がある。

また、教員の資質向上のための取組については、大学と法人が連携することによって相互補完しつつ組織的に実施している。大学のみならず、短期大学部、中・高等学校など、学校種を超えた幅広い研修内容及び交流を実現している。その他、年度当初に学長から示された諮問（昨年度課題となった事項など）を中心に課題を解決する計画を立て、年間の活動を実施した後に活動を振り返り、年度末に答申という形で報告し、新たな課題などについては、次年度の学長諮問に盛り込んでいくというサイクルが出来上がっているのは効果的である。

教員の研究力向上については、各種の研究費、出版助成、科研費獲得に向けての支援などを積極的に行っているが、応募する教員の固定化や応募率の伸び悩みも見られ、応募率向上の方策が必要である。

大きな課題としては、今後ますますの少子化が進む中で、教員組織の適切性について、各学部等单位での教員定数の策定に向けて取り組む必要がある。そのためにもまずは、本学の基幹教員制度の運用についての検討を早急に進めていかなければならない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

教員組織の編成や教員の任用及び昇任については、規程・基準などを整備し、適切に行っている。しかし、18歳人口の減少に伴い、私立大学にとっては教育研究活動の維持が困難になる状況が迫ってきている。今後は私立大学のおかれている現状を踏まえつつ、法人の人事部とも連携を取りながら、適正な教員定数や職位定数の策定について検討を進めていく必要がある。また、この策定計画と連動して、有効な基幹教員制度の運用についても見極めた上で運用方法を検討していく。

教職員の資質向上のための各種研修においては、法人と連携した活動を引き続き継続する。また、こども園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院と多様な学校種を設置していることも本法人の大きな強みでもあるため、引き続き、大学独自の取組と法人全体での取組とを効果的に組み合わせながら、充実したFD・SD活動の実施へとつなげていく。

学長諮問から答申への流れについては、FD・SD委員会に限らず、すべての委員会において実施しているものである。年度当初の学長諮問の他にも、年度途中で解決すべき課題が発見された際には、学長から副学長を通じて、適切な部署に諮問を追加し、常に改善する体制をとっている。このサイクルを引き続き毎年実施することによって、常に課題を認識・解決し、改善・向上に努める組織であり続けたい。これらの効果的なサイクルを継続して実施していくことによって、より強固な教員組織体制を作り上げていく。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学・常葉大学短期大学部 学生支援方針	常葉大学・常葉大学短期大学部学生支援方針 キャンパスライフ・学友会 常葉 大学：10学部19学科の総合大学（静岡県）（tokoha-u.ac.jp）
常葉大学 就職支援に関する 基本方針	就職支援に関する基本方針 大学諸活動の方針 大学・短大案内 常葉大学： 10学部19学科の総合大学（静岡県）
常葉大学及び常葉大学短期大 学部の国際交流に関する基本 方針	常葉大学及び常葉大学短期大学部の国際交流に関する基本方針
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評価： A

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生

の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

●学生支援体制の整備と教職員の協働による支援

学生支援に関しては、常葉大学・常葉大学短期大学部学生支援方針（資料 7-1 【ウェブ】 p.5、資料 7-2 【ウェブ】 p.5、資料 7-3 【ウェブ】 p.5、資料 7-4 【ウェブ】 p.5）に基づき、「主役は学生プロジェクト」を推進している。「主役は学生プロジェクト」とは、学生と教職員とが意見を交換しながら、学生とともに魅力的な学部・学科を作り上げようというもので、教職学（教職員と学生の協働）体制による大学運営を目指すプロジェクトである。このプロジェクトは、学生の満足度を高め、地域に貢献する自立した社会人を育てるという本学の教育の一環でもある。このプロジェクトでは、学生の意見をくみ取る仕組みとして、学友会代表と学長・副学長などの大学執行部との意見交換会、学部学生代表と学部教員との意見交換会、さらに学生の意見や希望を取りまとめる学友会活動の支援を行っている。このプロジェクトを行うにあたって、学友会組織の一部である評議員会の役割を明確にし、学生の意見をくみ取る役目を強化した（資料 7-5）。また、「主役は学生プロジェクト」を推進するために、教員と大学職員からなる学生委員会を組織し、それぞれの役割に応じて任務を行っている。全学委員会では、全学に関わる業務・行事を企画立案し、各キャンパスの小委員会において教職員が一体となって実行している。また、実行後に発生した課題を（全学）学生委員会委員長へ報告し、次年度の運営に生かしている（資料 6-7）。

●専門的な知識・能力や経験を有するスタッフの配置

「主役は学生プロジェクト」を含め、各種の学生支援にあたり、安全な学生生活を支援する法務関係（学生担当課長）の職員、心身の健康を支援する看護師及びカウンセラー、キャリア支援を行う実務経験者など、学生部に専門的な知識・能力や経験を有する大学職員を配置している。また、学生の事件事故に対応する際には、学生担当課長をリーダーとして学生課の職員と学生部を担当する教員とで対応している。

●学生支援に関する情報の提供及び学生の利用しやすさへの配慮

学生支援に関する情報については、年度当初にガイダンスを行い、学生生活の注意事項を周知し、また大学公式ホームページに「学生」「キャンパス」のページを設けている。さらに、新型コロナ禍以降は、ポータルサイトによる伝達手段が浸透したため、緊急に発すべき注意事項を含め、各種の学生支援に関する情報を積極的に提供している。従来の掲示板による情報発信に比べ、ポータル配信は学生個人に確実に届くことから、より情報が伝わりやすくなっている。

以下、各種の学生支援の現状分析である。

【修学支援（学習面）】

●学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組み

指導教員制度とオフィスアワー制度を設けており、すべての学生に対して、当該学部・研究科の教員 1 名を指導教員として配置し、学生が自由に相談できるようにオフィスアワーを設けている。教員はあらかじめ登録してある時間に研究室に待機しておき、学生は指導教員や科目担当教員に学習や授業に関する質問を行う時間として活用している。所属学部・学科の教員に限らず、様々な教員からの幅広い知識・情報に触れることを可能としている（資料 7-1【ウェブ】 p.166、資料 7-2【ウェブ】 p.73、資料 7-3【ウェブ】 p.115、資料 7-4【ウェブ】 p.85）。また、学生の学習支援の一環として基礎教育センターを設置し、「リメディアル教育」「入学前準備教育」「スキルアップ教育」など、様々な企画を立案し、本学の教職員をはじめ、学生や大学院生などの協力を得てその企画を実施している。公務員の仕事研究会（資料 7-6【ウェブ】）や就職のための基礎学力向上（資料 7-7【ウェブ】）などを行い、本学が学生支援方針としている「主役は学生プロジェクト」の一環として、人生 100 年時代や Society5.0 といった予測困難な時代を見据えたキャリア支援教育など、教育力の向上と学生支援の強化を推進している。さらに、浜松基礎教育センターでは教職を希望する学生を対象に教員採用試験に向けての支援も行い、静岡草薙キャンパスにある教職支援センターの役割も担っている。

●障がいのある学生の実態に応じた修学支援

障がいのある学生に対しては、平成 30 年度の前回の認証評価の報告書において、「静岡草薙キャンパスには障がいをもった学生を含め総合的な窓口として学生支援センターを設置しているが、全学的な支援体制を完備しているとは言い難い。その実現に向けて教務委員会、学生委員会を中心に効果的な連携のあり方について検討を重ねている」との点検・評価の結果に至った（資料 7-8【ウェブ】 p.51～52）。その後、平成 30 年に浜松キャンパス、同じく平成 30 年に静岡水落キャンパスに学生支援室を設置し、令和 4 年に水落学生支援センターに改組した。さらに令和 5 年に静岡瀬名キャンパスに学生支援センターを設けて、全学的な体制を整えた。

学生支援センターには運営委員会を置き、平成 30 年 9 月の運営委員会にて、障がいのある学生の修学支援に関する対応についての体制を整え（資料 7-9）、合理的配慮を要する学生を含め、障がいのある学生に対して適切に対応している（資料 7-10）。合理的配慮を受けた学生には、その後も対面での聞き取りや調査アンケートを行い、支援状況の過不足を確認することによって、より適した支援を提供できるよう取り組んでいる（資料 7-11）。

学生支援センターの情報提供と理解啓発については、リーフレット「学生支援センターにようこそ」（資料 7-12）にて学生及び教職員へ周知し、併せて全学共通・学部学科研修会において教職員に学生支援に関する研修を実施している。また、学生支援センター長を中心に、学生支援センター職員（カウンセラー・インターカー）・保健室看護師・学生課職員が参加する学生支援センター運営委員会を定期的開催し、修学支援の状況把握や事例の共有に取組、連携をとりながら修学を支援している（資料 7-13）。

●学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者など）への対応

「常葉大学及び常葉大学短期大学部における成績不振等の学生への対応に関する申し合わせ」(資料 7-14) を基に、成績不振の学生や留年者の状況を把握するとともに、成績不振などの学生に対しては学部・学科において助言・指導している。原則として、指導教員が当該学生に対して個別に行っているが、指導教員の対応が困難な場合は、当該学部の学部長又は学科長などが個別に助言・指導を行っている。また、「在籍異動〔退学・休学〕のフロー(統一版)」(資料 7-15) を基に休学者や退学希望者の状況を把握するとともに、指導教員や学科長などと教務課とで情報共有し、個々の学生の希望に沿うように対応をしている。

●ICT を活用する場合における対応

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など)に関しては、学生に対して過度なネットワーク接続料金が発生する可能性を防ぐため、「常葉大学ポータルサイト」や学内メールを利用した「資料配信型」や「教科書中心型」のオンライン教育(オンデマンド)を実施している。授業内容によって、「資料配信型」と「教科書中心型」を組み合わせる実施、又はその他の方法を用いて実施することもある。その他の方法で実施する場合は、履修している学生全員の同意を前提としている。なお、「常葉大学ポータルサイト」などの利用方法に関する資料や説明動画を学生に提供している(資料 7-1【ウェブ】 p.24、資料 7-2【ウェブ】 p.23、資料 7-3【ウェブ】 p.23、資料 7-4【ウェブ】 p.53)。

<参考>

『資料配信型』…授業計画に沿った該当部分について、講義資料(パワーポイントなど)を「常葉大学ポータルサイト」やメールなどにより送付するとともに課題を指示し、このことに対するレポートをメールで提出し、設問の解答、添削指導、質疑応答などにより双方向の指導をする。

『教科書中心型』…授業計画に沿った該当部分について、「常葉大学ポータルサイト」やメールなどにより教科書を活用した課題を指示し、このことに対するレポートをメールで提出し、設問解答、添削指導、質疑応答などにより双方向の指導をする。

また、自宅などの個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他の学習支援に関しては、指導教員、教務課又は学生支援センターが一次受付として対応している。さらに、通信環境の確保の難しい学生に対しては、学内のパソコン教室を開放している。

【修学支援(経済面)】

●学生に対する経済的支援の対応

学生への経済的支援については、その制度と対応を学内と学外に分けて説明する。

学内の制度では、「常葉大学奨学生規程」(資料 7-1【ウェブ】 p.245~246、資料 7-2【ウェブ】 p.151~152、資料 7-3【ウェブ】 p.193~194)及び「常葉大学 学生国外留学規程」(資料 7-1【ウェブ】 p.243~244、資料 7-2【ウェブ】 p.149~150、資料 7-3【ウェブ】 p.191~192)が定める本学独自の支援(6種類)がその機能を果たしている。奨学金などについて

ては学生課と教務課、授業料減免などについては庶務課がその任を担い、全キャンパス濃淡なく同様のサービスを提供すべく、それぞれ対策を講じている。

まず、学内の奨学金では、成績優秀者に対する奨学金給付制度を有し、その告知から選考、給付までの業務を教務課が担当している。単年度成績に対する評価であることから、学長奨励賞と同様、学習動機を喚起するものとして位置づけている。

また減免制度では、入試制度などによって採用される減免制度を有し、入学後の制度運営には庶務課が当たっている。入学後の成績条件によって減免期間の延長もあることから、奨学金給付制度と同様、成績維持の強い動機付けとなっている。加えて、対象が限定されるが、外国語学部では中・長期留学制度（資料 7-1【ウェブ】 p.77～78）、大学院学校教育研究科では独自の授業料減免制度（資料 7-16 p.11～12）を有し、本学の特色を生かした奨励的な役割を果たしている。

学外の制度では、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、冠奨学金、進路業種対象奨学金などを学生課が担当している。特に、日本学生支援機構の修学支援新制度は、給付奨学金と授業料減免が統一運用される制度であり、対象となった学生が享受するものは非常に大きい。単なる経済的支援ではなく、アルバイトなどに従事する時間を削減し学業に充てるなど、学生生活を根本から支える制度であることから、告知や情報提供、申請支援のみならず、学部教員と事務部署が連携した指導や情報共有などの協働をさらに進め、学生を支える仕組みを固めることが求められる（資料 7-17）。

このような学生を支える仕組みにおいては、家計の急変やヤングケアラーなどの経済的に修学困難な学生のために、学生家族・指導教員・事務局との連携を密にした対応が求められるが、これらに対しては、授業料の延納・分納の相談、低利融資制度の紹介などの従来の対応に加え、直近に本学が導入を計画している事務システムの活用によって更なる連携が期待される場所である。

【生活支援】

●学生の心身の健康、保健衛生などに関わる指導相談

学生の心身の健康に関わる指導相談に関しては、各キャンパスに先述の学生支援センター内にカウンセリングルームを設け、カウンセラー、インテーカーによる学生相談を実施している他、インテーカーが中心となり、七夕やクリスマスの季節毎のイベントやセミナーを計画・実施し、学生の人間関係構築の一助となっている。また、静岡キャンパスでは、年8回程度精神科医によるカウンセリングも行っている（資料 7-18）。

保健衛生に関しては、保健室では応急処置に必要な物品を整備し、日常的な学生の健康支援だけでなく、体調不良に陥った学生のサポートも行っている（資料 7-1【ウェブ】 p.176、資料 7-2【ウェブ】 p.81、資料 7-3【ウェブ】 p.18、資料 7-4【ウェブ】 p.102～103）。また、看護師もしくは保健師が平日の17時まで常駐する他、大学行事や入学試験などにおいても臨時に開室している。この他、健康増進指導や健康への啓発・注意喚起、学内外の医療機関との連絡・情報交換などの業務も行い、定期健康診断・精神的健康度調査を4月のガイダンスと併せて実施している。

さらに、上記のような対面での相談受付・指導の他、学期ごとのガイダンスにて、全学生

が視聴する学生生活安全講習に、薬物乱用防止・喫煙のリスクといった項目をたて、薬物や喫煙の危険性に対する理解を促進させている（資料 7-19）。

学生生活に対する大学の配慮及び指導は、父母等・保証人の理解と協力のもとに進める必要がある。そのため、静岡草薙キャンパス及び静岡瀬名キャンパスは例年 6 月、静岡水落キャンパスと浜松キャンパスでは例年 9 月に父母等相談会を実施しており、大学の教育並びに学生指導の方針に関する説明を行い、父母等の意見・要望なども聴く機会としている（資料 7-20）。

●学生の孤立化防止のための人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保など）

本学では、「指導教員制度」があり、すべての学生に対して、当該学部・研究科の教員 1 名を指導教員として配置している。2～4 年次では、学科・専攻の専任教員を指導教員として割り振っており、4 月・9 月のガイダンスや履修指導、ゼミや懇親会などを通して、すべての学生に対する日常的な修学支援が行われる。また、年に一度、指導教員と学生の懇親を深めることを目的とした懇親会を行い、会費の一部を後援会費から補助いただいている。新型コロナウイルス禍の中止期間を経て令和 5 年度の実績は 200 件を超える。年始のクラス分けや試験期間終了後に合わせて多く実施され、学生指導のきっかけや、教員学生問わず互いの親交を深める場として有効活用されていることがうかがえる。

新型コロナウイルスが蔓延していた令和 2 年度には対面授業が制限されていたが、その間においては、学部ごとに様々な工夫を凝らした学生あてのメッセージを送り、心のケアを行った（資料 7-21）。その他、本学の学友会では、学友会長統括のもと、各キャンパス支部会が協力しながら入学式、大学祭、卒業式など各種イベントの計画・実施に当たっており、キャンパスの垣根を越えた学生間の幅広い交流の基盤を整備している。

【進路支援】

●各学位課程・分野などにおける必要性、個々の学生の特性などに応じた就職・進路支援とキャリア教育

学生のキャリア支援を行うための体制として、大学全体のキャリア支援を検討しキャリア支援を統括する「キャリアサポートセンター」、全キャンパスのキャリア支援の方針を定めて推進する「(全学) キャリアサポート委員会」、その下部にあつて各キャンパスのキャリア支援を進める「キャリアサポート小委員会」を設置している。各組織はすべて教員と職員で構成しており、大学としてのキャリア教育や進路・就職支援を教職協働で取り組むとともに、学生の活動状況・進路状況を共有し、教職一体となった進路指導が円滑に進むよう取り組んでいる。

就職支援については、各キャンパスにキャリア支援課を設置し、各キャンパスに設置されている学部・学科に合わせたキャリアガイダンスを、年間を通し開催（資料 7-22、資料 7-23）している。キャリアガイダンスは低学年から開催しているが、特に 3 年進級時には就職活動に必要な情報を掲載したキャリアガイドブック（資料 7-24、資料 7-25【ウェブ】）を全学生に配布し、就職活動の進め方、インターンシップなどへの参加指導や支援、企業研究、応募書類の作成指導、面接対策支援などを行っている。毎年、就職活動が本格化する時期には、一般企業就職希望者を対象として、大学主催の企業研究セミナーを開催している（資料

7-26、資料 7-27)。また、教員・保育・医療など専門的分野を志望する学生には、教員や他センターと協力し、専門職種向けの企業説明会、面接指導、特別指導などを行い、専門職種への就職を考える学生の支援も実施している（資料 7-28、資料 7-29）。さらに、公務員を目指す学生には、キャンパス毎に「公務員対策講座」を開催し、個別支援体制として、学内公務員希望者専門の指導員を配置し、公務員の業務に関する質問や面接対策指導など、個々の学生からの相談にも対応できる体制とし、一般企業を希望する学生と同様の支援を行っている（資料 7-30）。

全学生向けのキャリアガイダンスと合わせて個別支援の充実も図っており、合同で開催する企業セミナー・説明会のほかにも、本学への求人を希望する企業・団体の希望に応じた「学内個別企業説明会」を開催し、企業・団体と個々の学生のマッチングの機会としている（資料 7-31）。また、学生個々の相談に応じる専門相談員「キャリアアドバイザー」を各キャンパスに複数名配置しており、学生個々人の活動の進捗に合わせた個別相談にも注力している（資料 7-32、資料 7-33）。このようなきめ細やかな支援体制が高い内定率に繋がっている（資料 7-34、資料 7-35）。

障がいのある学生への就職活動支援については、課題として認識して支援体制を模索しているが、現状の対応として、企業・団体から本学への求人票に「障がい者雇用の有無」欄を設け雇用情報の収集に努めるとともに、学生支援センターと連携しながら個別相談にて支援を行っている。

学生への情報提供については、就職活動専用の WEB サイトを開設（資料 7-36）し、学内・学外のキャリアイベントの紹介をはじめ、就職活動に臨む 3、4 年生には、インターンシップやオープンカンパニーなどの情報提供、「常葉大学のご紹介」（資料 1-7）の送付先を含む企業・団体の求人票の公開、4 年生には個別企業の求人情報を発信するなど、具体的な進路選択に役立てている。また、教員・職員が情報共有を図るために、学内 WEB システム（Group Session）を用いて、キャリアサポートセンターから全教職員に向けて、毎月「Newsletter」を発信している。発信内容は、内定状況、活動状況、個別面談利用状況（利用者数、相談内容）、学内イベント案内などとなっている。また、キャリアサポートセンターで把握できていない学生の就職活動状況については、同じく「Newsletter」を通じて教員に情報提供を依頼し、教員・職員が学生の就職活動状況や進路状況について情報を共有し、就職支援に力を尽くすように努めている（資料 7-37）。

キャリア教育については、1 年次に全学部必修科目として「キャリア開発論Ⅰ」を開講している。大学としてのキャリア形成に関する考え方や進め方についての認識を統一して伝えることができるよう、本学キャリア系教員が共同で作成したテキストを教材として使用し、低学年から大学としての一貫したキャリア形成に資する教育を実施している（資料 7-38）。2 年次以降のキャリア系科目は選択科目となるが、2 年次科目である「キャリア開発論Ⅱ」においても本学キャリア系教員が共同で作成した 1 年次とは異なるテキストを教材として使用し、大学としてのキャリア教育の一貫性を伝えることができる体制としている。3 年次には前期に「キャリア開発論Ⅲ」「キャリアプランニングⅠ」、後期に「キャリア開発論Ⅳ」「キャリアプランニングⅡ」を開講し、外部講師や企業担当者なども講師として招き、卒業後のキャリアを現実的に考える機会とし、進路選択、就職活動への一助となるように配慮している。また、働くことを意識・体験できる機会として、正課内インターンシップ講座

を2年次から受講できる科目として開講している。なお、各講義の中での外部講師や企業担当者の招聘、インターンシップでの受入企業の募集や企業との連絡、覚書締結などは、キャリアサポートセンターも担っており、教職協働でキャリア教育に取り組んでいる。

【その他支援】

●その他部活動・ボランティア活動などの正課外における学生の活動への支援

部活動やサークル活動については、静岡草薙キャンパス及び静岡瀬名キャンパスでは現在、体育会 38 団体・文化会 36 団体の計 74 団体の部活動・サークルが活動している。部活動・サークルの運営については、各団体の代表者、学生の自治組織である学友会の部活動担当、学生課職員で情報を共有している。毎月クラブ部長会を開催しており、次月の活動に関すること、イベントの案内、活動に関する注意事項などを全体にアナウンスしている。このクラブ部長会は、学生課以外の部署も参加することがあり、例えば入試関連の部署が、SNS に投稿するクラブ活動の紹介動画の作成依頼を行い、ボランティア関連の部署が、地域住民と学生とのつながりを深めるため、夏祭りなどの地域のイベントへの参加案内を行っており、学生の活躍の場を広げるために重要な役割を担っている（資料 7-39）。また、各団体には年度ごとに、活動を補助するための補助費の支給を行っている。公式試合やイベントへ参加の際の交通費や、衣装に使用する装飾品、チラシの作成費用など、用途は多岐に渡る（資料 7-40）。

浜松キャンパスでは、現在、体育会 16 団体・文化会 14 団体の計 30 団体の部活動・サークルが活動している。部活動・サークルの運営については、静岡草薙キャンパス同様に、各団体の代表者、学生の自治組織である学友会の部活動担当、学生課職員で情報を共有している。クラブ・サークル活動に対して、団体の活動を補助する目的で補助金の支給を行なっている。また、本キャンパスに在籍している学生に対しては、登録クラブ・サークルに所属しない個人・団体に対しても予選を経て全国大会などの出場に対して補助を行っている。浜松キャンパスにはサッカー部をはじめ、5つの強化指定クラブがあり、当該クラブに関する運動実績と学業の双方に優れている学生に奨学金を支給している。

静岡水落キャンパスでは、現在、体育会 6 団体、文化会 14 団体の計 20 団体のクラブ・同好会が活動しているが、静岡草薙キャンパスのクラブ・同好会に入って活動している学生もいる。静岡水落キャンパス所属のクラブ・同好会には外部施設利用料補助の支援を行っており、キャンパス近くの静岡中央体育館やもくせい会館を利用した際に利用料の補助を行っている。クラブ・同好会運営には学友会の中のクラブ・同好会運営会長とクラブ部長会から選出されるクラブ・同好会運営副会長が担当している。クラブ・同好会の運営については、学友会のクラブ・同好会運営会長、学生課職員で情報を共有している。

地域社会からも大学生に対しての期待は大きく、地域社会との窓口である地域貢献センターには、多くの学生個人や団体に対してボランティアなどの依頼が寄せられている（資料 7-41）。地域社会から各種ボランティア募集の依頼を随時受け付け、ボランティア募集に関するガイドライン（資料 7-42）に則り、学生に対してポータルサイトや学内の掲示板を活用し、学生に周知している（資料 7-43）。正課の授業以外のボランティア活動に興味をもって入学する学生も多く、個人やサークルで興味のある分野のボランティアに積極的に参加している。なお、学生のボランティアなどの地域貢献活動は第 9 章の「社会連携・社会貢

献」を参照されたい。

【学生の基本的人権の保障】

●ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応

大学内にハラスメント対策委員会を設置し、通年の啓発活動や関係規程等の見直しなどの役割を担っている（資料 7-44、資料 7-45、資料 7-46）。啓発活動では、ハラスメント対策委員会を担当する学生課によって、每学期前のガイダンスでハラスメント行為防止の呼びかけ、ハラスメント相談方法の紹介などを行っている。加えて、毎年 7 月、12 月を「ハラスメント防止強化月間」として設定し、ポスター掲示やポータルサイト告知によって防止意識の向上を促している（資料 7-47）。さらに、令和 6 年 2 月に関係規程や細則に「性暴力」について追記されたため、これを踏まえた啓発活動を行っている。

また、ハラスメント相談受付担当者名を大学公式ホームページの「キャンパスライフ・学友会」のページに掲載することで、ハラスメント受付窓口相談しやすい環境をつくり、「ハラスメント対応員」が相談者からの内容を詳細に聴き取り、ハラスメント規程に基づいたフローにしたがって解決を図る体制を整えている（資料 7-48、資料 7-49）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

●定期的に点検・評価する取組

学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価するため、「学生生活アンケート調査」「授業評価アンケート」を実施している。

「学生生活アンケート調査」は、学生生活に関するニーズを全学的に収集し、その結果を学生支援の改善に役立てることを目的に、平成 26 年度から全学統一項目で実施している（資料 2-15）。目標回答率を 60%以上として収集されたデータを継続的に分析することによって、各キャンパス、学部・学科などの現状と課題を抽出する仕組みを構築しつつある。

「授業アンケート」は、質の高い教育は学生との対話によって作られていくという認識において、「学生の意見を聞き、教員各自及び教員組織が次年度以降の授業の改善に役立てる」ことを目的としている。令和 5 年度は、前期・後期に各 1 回 1 週間ほどの期間を設け、専任教員は 2 科目、非常勤教員は 1 科目ずつ選択し、前期は 791 科目、後期は 752 科目について QR コードを利用したオンラインアンケートを実施した（資料 2-14）。これら 2 つのアンケート結果についてはその概要を毎年全学共通・学部学科研修会にて教務部長・学生部長から報告し、全教職員に周知している。

その他、平成 29 年から実施している「主役は学生プロジェクト」の一環として（資料 2-39【ウェブ】）、学生の意見を直接聞き、課題を把握する機会として「ここは未来教育教職学協働事業」及び「学部・学科教員との懇談会」を実施している。

「ここは未来教育教職学協働事業」は、全キャンパスの学友会が主体となって学生生活において解決・改善したいことなどを選定し、教職学協働によって解決・改善に向けた取組である。静岡草薙キャンパスでは、昨年度は授業の空き時間の自主勉強の際に使用できる教室の活用、今年度は防災システムについて調査を行い、学生視点から不足していると思われる防災システムや支援について課題定義し解決策を検討中である。静岡瀬名キャンパスでは、昨年度、自主的な制作活動ができる教室の整備や、3階学生ホールのテーブルやいすなどの配置換えとストリートピアノの設置を実施し、学生同士のコミュニケーション活性化に繋がった。浜松キャンパスでは、スクールバスや学生食堂内の備品設置について、学生からの意見を取り入れることで利用学生の利便性を高めることができた。静岡水落キャンパスでは、図書館や体育館といった施設利用方法の改善などについて、学生から意見聴取し、引き続き課題解決を進めている。

「学科教員と学生との懇談会」は、学生の意見や要望を今後の教育活動・学生支援に生かすとともに、学科の教育方針の周知を図ること、授業や大学生活に対する学生の思いや意見を知ることがを目的に原則として年1回行われている。令和5年度は、各学科において対面・リモート・アンケートのいずれかの形式で実施し、懇談会費の補助を行っている。

●点検・評価の結果を活用し改善・向上した取組

学生との対話においては、開始当初は時計の電池切れや印刷機の紙の補給不足といったことに対する苦情申し立ての場のような状況であったが、出された要望に対して実現可能な事項とそうでない事項とに分け、実現できない事項についてはその理由を付してフィードバックしていった(資料7-50)。その結果、先述のようにより快適な学びの場を作っていくための意見や課題が出されるようになってきた。令和6年度は、上記の2つに加え、学生代表が教員の学生委員会や教務委員会にも参加している。回数は少ないものの、今後はますます学生と教職員が協力し合って、よりよい学びの環境づくりを目指していく予定である。

学生相談、保健・衛生に関しては、浜松キャンパスには学生支援センターがなかったが、平成30年に開設するとともに、学生支援センター、カウンセリングルーム、保健室の3部屋を近くにまとめることによって、学生が利用しやすいようにした。

ハラスメントの防止に関しては、「常葉大学及び常葉大学短期大学部ハラスメント及び性暴力等対策規程」に基づき、学生対学生、教職員対学生のハラスメントに関する細則と、教職員対教職員のハラスメントに関する細則を整備している。全教職員には、3年に一度、ハラスメント防止に関わる研修受講を義務付け、指定したハラスメント防止の動画視聴、オンライン研修講座の受講とその確認テストを行っている。また、ハラスメント対策委員会では、対応員に対する研修を行っている(資料7-44、資料7-45、資料7-46、資料7-47、資料7-48、資料7-49)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

平成29年以来モットーとしてきた「主役は学生」の各種の取組の最大の成果は、学生の自主性が大きく育ったことである。初めの頃は「教室の時計が止まっている」「学食の値段が高い」といった不満だけを口にしてはいたが、回数を重ねていくうちに学生の発言内容が

徐々に高度になっていき、「よりよい環境で学生生活を送るために、自分たちの大学をどうしていくべきか」ということを主体的に考え、意見を出すようになった。新型コロナ禍中においては、「With コロナポスターグランプリ」という取組を学友会と学生部教職員とが共同で企画し実施した。実施に当たっては学生がインスタグラムを積極的に活用し周知に努め、その結果として学生や教職員から約 200 点もの応募を得ることができた。この取組は、大学における感染症対策の好事例として、スポーツ庁のホームページでも紹介された。先にも述べたとおり、この取組をさらに進化させ「ここは未来教職学協働事業」を実施している。このような取組は、「予期せぬ疫病や不安定な国際情勢といった難しい状況になったときにどうしていくべきか、皆で知恵を出し合って乗り越えていく力」を醸成し、これからの不透明な時代を生きていく若者には極めて重要な力となるものだと確信する。

また、同じく新型コロナ禍の令和 2 年度の大学祭に向けて、学生との打ち合わせを行った際には、学生たちは、本学の定めた新型コロナウイルス感染症対策のための行動指針の各レベルに合わせた企画書を作成してきた。さらには、SDGs に関する講演会を学生評議員会が主催し、毎年の省エネキャンペーンには学友会も教職員とともに取り組んでいる。また、静岡草薙キャンパス学友会では「NEVER STOP CHALLENGING! 『私たちは、決して自分自身への挑戦をやめない』」というスローガンを学友会ホームページに掲げて、本学の「より高きを目指して～Learning for Life～」を具現化するような姿勢を見せている。

このような自主性の育成をさらに支援するために、実行委員の学生のリクエストによる「ここは未来教養講座」を令和 4 年度にスタートさせた（資料 7-51）。これは学生から学びたいことをヒアリングし、そのテーマに合った教員を募り、オンラインで講座を開くというもので、令和 5 年度には 3 講座 113 人が参加し、令和 6 年には 3 講座 121 人が参加した（資料 7-52）。

その他、学生が取り組む様々な地域貢献活動や社会貢献活動を大学全体で体系化し、経済産業省が掲げる『人生 100 年時代の社会人基礎力』となる、考え抜く力（シンキング）、チームで働く力（チームワーク）、前に踏み出す力（アクション）を育成する「MIRAI アクションプラン-未来を担う社会人基礎力養成プログラム-」を令和 5 年度から創設し、所定の活動を実施した学生には「MIRAI アクションプラン認定証」（称号：ここは MIRAI フェロー）を授与している（資料 7-53）。創設後、2 年目にして、1 名の認定者が出た。今後は、この認定証を県内の企業にも広く認知していただき、キャリア支援にもつなげていきたい。

学生の学びの環境においては、静岡草薙キャンパスと静岡瀬名キャンパス間において、学生自治活動やクラブ活動などの情報共有不足などの不利益に対し、クラウド型のデジタルサイネージを導入し、両キャンパスの情報共有を図ることとした。このことによって両キャンパスの学生活動の情報共有が可能となった。静岡草薙キャンパスは開設以降、キャンパスの基本環境の整備に努め、学内広場への時計塔設置、防犯カメラ増設、駐輪場屋根の増設工事を施し、学生が安心安全に過ごせる環境を整備したが、浜松キャンパスでは、学生の安全・安心対策として、学生駐車場の整備、防犯対策として、各所に防犯カメラの設置などの対策が必要である。また、1 号館昇降口階段スロープの設置、障がい者トイレの増設など、バリアフリー化に向けての整備が必要であるが、令和 10 年度を目途に浜松駅南口から徒歩 7 分のところに移転予定であり、このような施設設備も大きく改善される予定である。静岡水落キャンパスでは、「学生支援センター」「カウンセリングルーム」「保健室」がそれぞれ、2 階、

6階、1階と各階にバラバラに設置されているため、他キャンパスのように3室が同じ階にあることが望ましい。

本学の学友会では全学的な組織である「常葉大学学友会」の下に、各キャンパスの「支部会」組織が置かれている。学友会長統括のもと、各キャンパス支部会は協力しながら入学式、大学祭卒業式など、各種イベントの計画・実施に当たっており、キャンパスの垣根を超えた、学生間の幅広い交流の基盤を整備しつつある（資料7-1【ウェブ】p.254～255、資料7-2【ウェブ】p.160～161、資料7-3【ウェブ】p.202～203、資料7-4【ウェブ】p.151）。

本学はキャンパスが県内の4か所に点在しており、学友会員が一堂に会することが物理的に難しい状況であるため、現在はSNSを利用し情報交換を行っている。運営の方針などは4キャンパス・大学・短大で異なっており、キャンパス間の交流が今まで以上に実現できれば、課題解決や互いに良い刺激となると考える。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は開学以来、きめ細かい対応を旨として、時代の変化に対応しながら、常により良い学生支援のあり方を模索している。そのため、新たな取組の一つとして、学生とともにより良い大学作りを目指し、令和4年度に教職学協働事業をスタートさせた。また、学科教員と代表学生による懇談会や学生生活アンケートなどの実施によって、学生の要望や様々な課題を学生と教職員とで共有し、適切な学生支援に努めている。それらは現時点において一定の成果を上げているものの、大学規模の拡大と学生数の増加によって、改めて本学の学生支援体制が問われているのも事実である。

大学としては、「主役は学生プロジェクト」を推進し、学生の意見を聞きながら、大学運営を進めているが、学生生活アンケートの「大学は学生の意見をくみ取ろうという姿勢を持っていると思う」の項では、「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した学生が、令和5年度は17.3%、令和6年度は16.3%となっており、大学の取組が十分に学生に伝わっていないことになる。なお一層、評議員会や学部教員と学生との対話を重ねるとともに、広く一般の学生に取組を周知させる必要がある。次年度以降の課題である。

今後、18歳人口の減少によって、多様な学生の入学が見込まれ、これまでに経験したことのない様々な課題に対する対応が必要になってくる可能性がある。現在行われている連携や体制に満足することなく、常に点検しながら、時代の変化や学生の多様化に柔軟な対応ができる支援体制について大学全体で継続的に議論していく。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学及び常葉大学短期大学部 教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.tokoha.ac.jp/tokohawp/wp-content/uploads/r06_bp.pdf
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針	https://www.tokoha-u.ac.jp/media/2021_kihon_houshin.pdf
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

教育研究等の環境に関しては、本学の目指す教育環境の方向性を明確にするために、基本情報一覧「常葉大学及び常葉大学短期大学部 教育研究等環境の整備に関する方針」において、「施設・設備」「図書館」「情報環境」「研究環境」「研究倫理」の整備に関する方針を次のとおり定めている。

(常葉大学及び常葉大学短期大学部 教育研究等環境の整備に関する方針)

1 施設・設備

教育研究活動を推進するために、校地、校舎及び施設・設備を整備するとともに、学生の主体的な学びを支援できるよう教職協働の体制によって施設設備の充実を図る。

2 図書館

教育・研究・学修に必要な資料を組織的に収集・保管・管理し、学生及び教職員等の利用に供するとともに、それに必要な環境を整備し、利用者への多様な支援活動を展開しながら、教育・研究の充実を図る。

3 情報環境

情報教育、情報機器を活用した教育、研究等実施および自修のための情報機器環境、

並びに諸活動を支援するための構内ネットワークをはじめとするインフラを整備する。また、情報機器環境、インフラを適切に稼働させるため、並びに本法人の情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ維持のため、運用管理体制を整備する。

4 研究環境

研究活動推進のために、学内外の競争的研究費獲得支援制度を充実させ、研究支援環境を整備する。

5 研究倫理

研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取り組みとして、「常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」及び「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に関する取扱規程」を遵守し、これらの規程等に基づく研修を定期的に行う。

●教育研究等環境の整備方針に基づく学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備

上記方針のもと、本学の教育・研究内容に対応した学生の学習や教員の教育研究を支援及び促進するための環境を適切に整備している。

まず、10学部19学科を擁する本学では、約7,500人の学生が、静岡市内の静岡草薙キャンパス、静岡瀬名キャンパス及び静岡水落キャンパス、浜松市内の浜松キャンパスの4キャンパスにおいて、学修、課外活動などに取り組んでいる。校地、校舎について、校地面積302,132.98 m²、校舎面積126,395.85 m²を有しており、大学設置基準などの法令上必要な要件を満たし十分な広さを確保している（資料8-1【ウェブ】p.16）。

学生の学習環境については、すべてのキャンパスにおいて自学自習室ないしはそのためのスペース、図書館を整備している。図書館においては、シラバスに記載されている参考資料を購入・配架する他、シラバス記載の授業内容を参考に、免許・資格に関連する資料・関連図書を購入・配架している。同時に、指定図書コーナーを設置するなど、これらの資料を学生が手に取りやすいように図書館内環境を整えている。

また、情報処理学習施設などには【表8-1】のとおり、パソコン教室15室の他、静岡草薙キャンパスと静岡水落キャンパスにおいては、授業を割当てない自習用パソコン室を整備している（資料7-1【ウェブ】p.12-14、資料7-2【ウェブ】p.12、資料7-3【ウェブ】p.12）。これらに設置しているパソコンは合計1,041台である。この他、貸出用ノートパソコンを153台用意しており、ゼミなどの小規模授業や自習スペースでの学習用に貸出を行い、あらゆる授業形態や課外活動などに対応できるようICT機器を整備している。

【表8-1】 パソコン教室数、パソコン台数

	静岡草薙	静岡瀬名	静岡水落	浜松	合計
パソコン教室数	10	1	0	4	15
パソコン自習室数	1	0	1	0	2
設置パソコン台数	698	31	104	208	1,041
貸出用ノートパソコン台数	148	0	5	0	153

さらに、静岡水落キャンパスを除く3キャンパスにはトレーニングルームを備え、学生にリフレッシュの機会を与えている。静岡水落キャンパスの学生は、徒歩10分程の場所にある静岡市中央体育館（屋内プール・卓球場・トレーニング場）を利用する際に施設使用料の助成を行っている。さらに、すべてのキャンパスに学友会室を設け、学生の自主活動の拠点としている。

教員の教育研究環境については、全教員に対し研究室を整備し、さらに研究の特性に応じた共同研究室を整備している。

●ネットワーク環境やICT機器の整備と技術的な支援及びそれらの活用の促進

ネットワーク環境やICT機器の整備に関しては、令和2年度にネットワークや機器の導入、整備、維持管理及び運用並びに教育・研究システムの導入、整備、維持管理及び運用などの技術的支援を行う「情報センター」を組織し、「情報センター」の下に「情報システム課」を各キャンパスに配置した（資料8-2【ウェブ】）。「情報センター」と「情報システム課」の業務内容については、教員には『ようこそ常葉へ！新任教員スタートアップマニュアル』（資料8-3）において、学生には学生便覧（資料7-1【ウェブ】p.177、資料7-2【ウェブ】p.83、資料7-3【ウェブ】p.17、資料7-4【ウェブ】p.103）や入学時の情報センターガイダンス（資料8-4）などにおいて周知し、活用を促進している。なお、静岡草薙キャンパスにおいては、情報センターにICT関連のヘルプデスク窓口を設置し、業務を外部委託して、教職員及び学生のコンピュータやネットワークなどに関するサポート業務に対応している。以上のように、学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じて、ネットワーク環境やICT機器を整備するとともに技術的な支援を行う体制を整え、活用を促進している。

ネットワークの環境に関しては、Wi-Fi接続の環境が十分ではなく、授業実施に支障をきたすこともしばしばあった。そこで、令和5年度に学内のWi-Fi接続の増強や更新を行い（【表8-2】参照）、キャンパス内の教員、学生が利用するほとんどの空間でWi-Fi接続が可能となるよう整備した（資料8-5、資料8-6、資料8-7、資料8-8）。これによって、ICT機器を用いた通常の授業に加え、「デジタルクリエイティブオンライン講座推進事業」（造形学部）、「デジタルトランスフォーメーション（DX）による個別教育の推進と学修成果の可視化実現」（静岡理学療法学科）、「ICTを活用した個別最適化教育による教育の質的向上を目指す事業」（保健医療学部）、「DX時代における経営人材の育成推進：学生主体のピアサポート・コミュニティと産学連携による裾野拡大」（経営学部）、「看護学におけるICTを活用した主体的学修プログラムの構築」（看護学科）といったICT機器による教育の推進につながっている。なお、これらの取組は「とこは未来教育推進助成事業」に採択することで、大学としてもICT教育を積極的に支援している。

【表8-2】 Wi-Fi アクセスポイント数

	静岡草薙	静岡瀬名	静岡水落	浜松	合計
令和6年5月1現在	164	47	48	79	338

●学生及び教職員の情報倫理確立のための取組

情報倫理については、1年次における全学共通科目「情報リテラシーI」を必修とし、非

常勤を含む全担当教員が統一シラバス（資料 8-9）のもと、「情報倫理」をテーマとして、「ネットワーク社会での自己防衛」や「AI 活用上の留意事項」などについて教授している。

また、チャット GPT などの生成系 AI（人工知能）利用に関する対応も進めている。先ず令和 5 年 5 月に「チャット GPT などの生成系 AI（人工知能） 利用に関する対応について（お知らせ）」を教職員向け（資料 8-10）と学生向け（資料 4-36）に分けて注意喚起する文書を発出した。そして、令和 6 年 2 月には、教職員及び学生が生成 AI（人工知能）を利活用した教育・研究活動において、法律や倫理に反する行為を避け、健全に活用できるよう「教育・研究における生成 AI（人工知能）利活用に関するガイドライン」（資料 8-11）を制定した。なお、本ガイドラインは、今後も国内外の高等教育機関の事例収集や学内での意見聴取などを行い、適宜見直しや検討を続けていくこととしている。

以上の取組の他、情報のセキュリティにも精力的に取り組んでおり、令和 2 年 9 月 7 日には「学校法人常葉大学情報セキュリティ基本方針」（資料 8-12）が制定され、これに準じて「学校法人常葉大学情報セキュリティ規程」（資料 8-13）を制定し、情報セキュリティの重要性について法人全体でも共通認識をもっている。

情報センターからの啓発活動として、情報セキュリティに関係する情報発信が定期的に行われている（資料 8-14）。以上のように、学生及び教職員ともに情報倫理の確立を図っている。

以上、定められた教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備しているといえる。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

●教育研究等環境の整備方針に基づく図書その他の学術情報資料の体系的な整備

常葉大学附属図書館は、4 キャンパスに設置している静岡草薙図書館、静岡瀬名図書館、静岡水落図書館、浜松図書館で構成しており、「常葉大学及び常葉大学短期大学部 教育研究等環境の整備に関する方針」に従い、「常葉大学及び常葉大学短期大学部 附属図書館資料収集基準」（資料 8-15）に基づき図書や視聴覚資料などの選定を行っている。

学生閲覧用資料は、学生及び教職員の要望、利用の実態を考慮し、予算の範囲内で図書・紀要委員会の審議を経て図書館長又は副図書館長が選定し、研究用図書に該当する資料は、予算の範囲内で各教員が選定している。また、図書館資料の除籍や廃棄については「常葉大学及び常葉大学短期大学部 附属図書館資料の除籍並びに廃棄基準」（資料 8-16）に基づき、図書・紀要委員会の審議を経て、図書館長又は副図書館長が選定しており、図書その他の学術情報資料を体系的に整備している。その結果、現在の蔵書数は【表 8-3】のとおりである。

【表 8-3】 各図書館の蔵書数 (冊)

	静岡草薙	静岡瀬名	静岡水落	浜松	合計
蔵書数	181,366	225,692	34,348	181,553	622,959

●図書館への専門的な知識を有する職員の適切な配置と図書館などの適切な施設環境
 すべての図書館に司書の資格を有する職員を含め、学生及び教職員の人数に応じて【表 8-4】のとおり職員を配置し、学生及び教職員の図書資料の支援をしている。表の職員とは別に学生アルバイトも雇用しており、職員の業務を補助するとともに学生アルバイトとして雇用された学生の生活を支援している。なお、安全面とサービス提供に配慮して、開館時間内は、複数の職員が勤務することとしており、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置している。

【表 8-4】 図書館職員数 (人)

	静岡草薙	静岡瀬名	静岡水落	浜松	合計
専任	5	1	2	3	11
臨時	4	2	1	1	8
計(司書)	9(6)	3(2)	3(2)	4(3)	19(13)

注：司書の人数は内数である。

附属図書館の運営体制としては、専任教員の中から、全体の業務を統括する図書館長を置き、各図書館には図書館長を補佐する副図書館長を置いている。また、図書館の管理・運営を円滑に進めるために、全学の委員会組織である図書・紀要委員会を設置している。その委員会の方針の下、定期的に『常葉大学附属図書館 図書館報』(資料 8-17)を発行し、教員や学生によるお薦めの本の紹介や書評、教員の著書などを掲載し、教職員や学生の図書館利用を促している。また、収蔵図書検索 OPAC をインターネット上に公開している他、紀要論文のリポジトリでの公開、大学公式ホームページを通じての図書館情報の発信などを行っている。さらに、各キャンパスの学部・学科の特性に合わせたデータベースや、電子書籍・電子ジャーナルを導入するなど、ICT を活用した環境整備を進めている(資料 3-6【ウェブ】)。

各図書館にはラーニングコモンズ(グループ学習空間)を用意しており、授業やゼミ活動などに対応した施設環境を整備している。静岡草薙図書館のラーニングコモンズである「Knowledge Square」では、ノートパソコンの個人貸出を行っている他、プロジェクター、スクリーン、電子黒板の使用が可能となっており、授業やゼミ活動、課外活動などで多くの教員や学生が利用している。また、静岡水落キャンパスでは、隣接する附属常葉高校図書館と本学図書館との施設の相互利用を行っており、高大接続教育活動や幅広い蔵書の利用が可能となっている。浜松キャンパスは令和 10 年度を目途に浜松駅近くに移転予定であり、その際に図書館に関わる施設環境の整備が予定されている。さらに静岡瀬名キャンパスにおいても図書館の場所について移設の検討が始まっている。

以上、キャンパスによっては施設環境の整備が課題となっているが、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制は整っており、それらを適切に機能させている。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

研究に関する大学の方針は「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究推進基本方針」（資料8-18）において、次のように定めている。

（常葉大学及び常葉大学短期大学部研究推進基本方針）

(1) 研究推進組織

研究の充実及び円滑な推進等を図るための組織体制を構築する。

(2) 研究支援

効果的な研究推進及びインセンティブ機能が働いた研究を図ることができるような学内研究費及び研究・研修に係る制度並びに環境整備の構築を図る。なお、関係法令等の規定に則して適正かつ的確な執行に留意しつつ、研究目的を円滑に遂行できるよう研究費の執行及び管理に係る制度等の充実を図る。

(3) 競争的研究資金の獲得

科学技術研究費等の外部機関の競争的研究資金を獲得できるような環境整備等の構築を図る。

(4) 研究成果の発表等

研究成果を積極的に発表し、地域社会の発展又は学術の進展に寄与するとともに、研究成果を検証・評価するシステムを構築し、運用する。

(5) 研究倫理

研究の実施に当たっては、学術研究に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動するとともに、関係法令等に違反することがないように努めるものとする。

●長期的な視点に立った研究支援や条件整備と教員の研究活動の活性化

上記方針のもと、効果的な研究推進を図ることができるように、学内研究費の充実や研究環境の整備などを次のとおり進めている。

研究費などについては、次のような学内制度を設け、研究推進を図っている。なお、「常葉大学 特別研究補助費規程」（資料8-19）の一部を改正し、令和5年度から学長奨励・若手研究奨励研究費の支給を開始した。

- (ア) 個人研究に対する助成
「常葉大学 個人研究費規程」(資料 8-19) 及び「常葉大学 特別研究補助費規程」(資料 8-20) による個人研究に対する助成(学長奨励・若手研究奨励研究費を含む)
(助成限度額 600 千円/件)
- (イ) 共同研究に対する助成
「常葉大学共同研究費取扱要綱」(資料 8-21) による複数の学部教員などの共同研究に対する助成 (助成限度額 2,000 千円/件)
- (ウ) 出版に対する助成
研究を推進するために平成 29 年に制定し、令和 6 年に改正したもので、「常葉大学及び常葉大学短期大学部出版助成要項」(資料 8-22) による専任教職員の出版に対する助成(出版費用の半額以内/件。ただし、1 件あたり 1,000 千円を限度額とする。)

研究室の整備については、教員の教育・研究に必要な研究室をすべての専任教員に配置し、さらに研究の特性に応じた共同研究室を配置することによって、教員の研究活動の活性化を図っている。

研究時間の確保について、専門業務型裁量労働制を導入しており、教員が研究時間を確保しやすいように環境を整備している。

専門的な研究支援人材の活用などの人的な支援については、研究推進方策などを取り扱う研究推進委員会や研究計画内容の審査などを取り扱う研究倫理委員会を組織し、その所管部署として各キャンパスに庶務課を設置している。庶務課では、研究支援及び研究費の執行管理などに関する業務を行っている。また、科学研究費助成事業の応募率及び採択率の向上を目指すため、教員それぞれの研究内容にあった専門的な支援及び若手研究者の育成につながるよう、科研費申請書に関する添削支援サービスに対する助成を行っている(資料 6-12)。しかし、専ら研究推進を支援する専門部署がなく、今後の課題となっている。

若手研究者育成のための仕組みの整備については、第 6 章「評価項目④」に記載のとおり、「とこは未来研究推進事業 若手研究者育成支援制度」(資料 6-11) のもと、若手研究者の育成支援事業(共同研究支援、科研費申請支援、研究費支援)を推進している。

以上のことから、研究推進を支援する専門の部署設置が課題となっているものの、長期的な視点に立った支援や条件整備を整え、各教員の研究活動の活性化につなげているといえる。

●研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程の制定と全学的な研究倫理遵守の取組

研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、令和 3 年 3 月 23 日に文部科学省、厚生労働省及び経済産業省が策定し、令和 4 年 3 月 10 日ならびに令和 5 年 3 月 27 日に一部改正された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び関連法令、所轄官庁などの指針などの趣旨に沿った倫理的配慮を図るため、「常葉大学及び常葉大学短期大学部研究倫理規程」(資料 8-23) を制定し、必要な事項を定めている。また、研究活動及び研究費などの適正な管理・運営を図ることを目的に「常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費などに関する取扱規程」(資料 8-24) を制定し、研究活動及び研究費などの管理・運営に関する責任と権限、法令の遵守、及び研究活動に関わる研修の受講など、教職

員の責務を定めている。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定。令和3年2月1日改正）に基づき、基本情報一覧「常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」を制定し、公的研究費を適正に運営・管理するために、責任体系を明確化するとともに、不正防止に向けた抑止機能を備えた体制の構築に取り組むことを明言している。この基本方針に基づき、本学における公的研究費の適正な運営及び執行管理体制の構築並びに不正防止の具体的な活動について明確にするため「常葉大学及び常葉大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画」（資料8-25）を制定している。

以上のように、研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定めている。

研究倫理教育及びコンプライアンス教育として、全専任教員、一部大学職員、大学院生、研究生及び客員研究員を対象に、一般財団法人公正研究推進協会の「APRIN eラーニングプログラム」の受講を義務づけている。また、毎年、「研究倫理」をテーマに全学共通・学部学科研修会を開催している。令和6年度には人文社会科学系の「研究不正行為と研究費不正～意図せぬ不正の防止のために～」と医学系の「研究公正 最新の動向 医学編」の2会場で研修会を開催した（資料2-11【ウェブ】）。当日の欠席者については、後日、録画映像を配信し、受講できるように配慮した。学部生については、学生便覧「学生のための研究倫理について」（資料7-1【ウェブ】p.190、資料7-2【ウェブ】p.96、資料7-3【ウェブ】p.138）、大学院生については、学生便覧「院生のための研究倫理について」（資料7-4【ウェブ】p.112）において、「学生（院生）は研究者、正しい心得が求められる」「研究とは何か、研究倫理とは何か」「研究（学び）は誠実に・公正に（不正なく）行われるべき」「個人情報保護、インフォームドコンセント（説明と同意）」について説明し、研究倫理の遵守を図っている。

本学のこのような取組に対し、令和4年には文部科学省研究公正推進室の担当者が研究倫理の取組の参考にするために、実態調査に来学し、ヒアリングを行った（資料8-26）。また、研究倫理の取組については、理事・監事などの役員にも定期的に報告している（資料8-27）。

以上のように、学生を含めて研究倫理の遵守を図る取組を行っている。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●定期的な点検・評価と現状や成果が上がっている取組及び課題の適切な把握とその改善・向上に向けた効果的な取組

教育研究等環境に関わる事項について、学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画などを踏まえ、年度ごとに大学として策定している「常葉大学運営方針（重点事業等）」に対する事業報告（資料1-8、資料8-1【ウェブ】）を作成し、点検・評価を行っている。教

育研究等の環境にかかわる平成 28 年度から令和 2 年度までの第 1 期中期計画においては、「(3)各種基本方針に基づく具体的方策の実施」の「② 新たに広報戦略(計画)、施設整備の長寿命化計画、情報システムの更新計画・セキュリティ対策・安全管理の確保計画などを策定し、計画的な整備を実施する」としており、第 2 期中期計画では「3. 研究推進に関する計画」として、「1) 外部資金の獲得に向けての取り組みを強化する。2) 学内研究者間の情報交換及び研究者間交流を継続して実施する。3) 総合大学の特色をこれまで以上に活かした共同研究支援策を講ずる」と、第 1 期中期計画からさらに具体的な目標を掲げた。この第 2 期中期計画は第 1 期中期計画の点検・評価の結果、特に課題となっている事項であった。

学校法人の年度ごとの事業計画の自己点検・評価とともに、大学としても「常葉大学 全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」(資料 8-28)に基づき、自己点検・評価報告を行うとともに、「各種委員会などへの諮問決定から答申までのフロー」(資料 1-14)に基づき、各委員会における学長諮問に対する進捗状況と結果報告をとおして定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組んでいる。その結果として、平成 29 年からの出版助成制度の創設、令和 4 年からの「ここは未来研究推進事業 若手研究者育成支援制度」の創設、科研費申請書に関する添削支援サービスなどの研究支援につながっている。この中の科研費申請書に関する添削支援サービスには多くの希望者がいるが、出版助成については応募者のいない年度もあり、また共同研究については応募数の伸び悩みもあり、新たな研究促進策の検討を学長諮問にて指示する予定である。その他、個人研究費からの学会費支払い限度額の引き上げ(令和 3 年度から)、個人研究費の旅費への流用を緩和してフィールドワーク研究を推進するための「フィールドワーク教員認定制度」、共同研究発表会(令和 3 年度から)など、研究推進のための諸施策を開始することができた。

以上、研究などの環境に関わる事項の改善・向上に向けての PDCA サイクルを確立させ、効果的な取組へとつなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

平成 30 年度に静岡草薙キャンパスを新設した際に、学内の Wi-Fi 接続環境を含め、研究教育環境が大きく進展した。教育の面では、学部・学科の特色ある教育の強化と個別最適化に適した学びを推進するための「ここは未来教育推進助成事業」を創設し、本学の多様な学部・学科を擁するスケールメリットとオンラインを生かした「ここは未来教養講座」の開講など、様々な取組を開始している。本学の長所は、教職員が未来志向をもって、教職協働でこれらの取組を次々と作り出しているところである。

本学ではすべてのキャンパスにおいて、静岡草薙キャンパスと同じように教育研究環境の整備に努めているが、ICT 関連のヘルプデスク窓口のように静岡草薙キャンパスにしかない最新の機能や設備及びサービス環境の拡充や、静岡瀬名キャンパスの令和 8 年度に予定されている短期大学部音楽科の募集停止後の教室や実技室の有効活用が今後の課題である(資料 8-29【ウェブ】)。また、学長室が研究支援を行っているが、研究推進を支援する専門の部署がなく、組織的な支援体制を整えることが課題である。なお、浜松キャンパスは令和 10 年度には現在の浜松市浜名区都田町(JR 浜松駅からバスで約 50 分)から浜松市中区寺島町(JR 浜松駅南口から徒歩約 7 分)に移転予定(資料 8-30【ウェブ】)であり、静岡水

落キャンパスにおいても、校舎の増改築を予定している。新設の浜松キャンパスや増改築を予定している静岡水落キャンパスのさらなる整備計画を法人と協議しながら進めていき、全キャンパスの設備や各種のサービスの標準化に努めていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は基本情報一覧「常葉大学及び常葉大学短期大学部 教育研究など環境の整備に関する方針」を定め、それに基づき、教育研究など環境の整備を進めている。

ネットワーク及び ICT 環境に関しては、学内無線 LAN のアクセスポイントの増設や情報セキュリティ対策などを適切に進めている。

図書館は、図書や視聴覚資料などの学術情報資料を体系的に整備している。司書資格をもつ職員・スタッフを各図書館に配置し、専門的な知識に基づき、利用者が容易かつ有効に利用できるよう配架し、サービスを提供している。

研究に関しては、様々な学内研究費制度を整えるとともに、研究活動を支援・推進させる環境を整えている。

教育研究などに関する環境の適切性についても、各組織が定期的に点検・評価を行い、改善に努めている。

以上のことから、本学の教育研究などの環境整備は、PDCA サイクルを循環させ、適切に整備しているものの、課題は出版助成の応募者数や科研費申請数及び共同研究申請者の固定化と応募数の伸び悩みであり、今後の課題となっている。これらの課題は「常葉大学運営方針（重点事業等）」に盛り込むとともに、学長諮問として研究推進委員会へその打開策の検討を指示するなどして、研究促進を強化していくことになっている。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
常葉大学地域連携・交流推進基本方針	https://www.tokoha-u.ac.jp/community/policy/
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献（本文）

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

●学外機関、地域社会等との連携、大学の知識、技術等の社会還元への取組

本法人は、地域や地域の人々と連携し、魅力あふれた持続的な社会づくりに貢献することを趣旨とした長期ビジョン「地域と連携し、地域創生に貢献する」を示した。これに基づき、大学の長期ビジョンを「地域を支える中核的な人材の育成」と「社会の未来を拓く大学づくり」とし、「地域密着型の大学として、地域社会が求める有能な人材を養成することにより、地域社会の発展や活性化に貢献する。」ことを掲げている(資料9-1【ウェブ】)。

平成27年12月には、地域社会の動向やニーズを的確に捉えて、地域社会の人的基盤を支え、地域社会や地域経済の発展などに寄与することを目的とし、基本情報一覧「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」を制定した。

この方針に基づき、地方自治体などと大学が相互の資源を活用した連携を図り、地域社会の発展や人材育成を一層推進していくために、包括連携協定の締結を進めた。地方自治体などとの連携協定は、表1に示すとおり14件となっており、これによって全学的かつ各キャンパスにおいても学外組織との適切な連携が可能となっている。地域とともに発展する大学を目指し、地域貢献活動を実践するための連携体制を強化している。

表 1 包括連携協定締結先一覧

No.	協定書の名称	協定締結先	協定締結日
1	松崎町と常葉大学との包括連携に関する協定書	松崎町	平成27年10月13日
2	掛川市と常葉大学との包括的連携に関する協定書	掛川市	平成27年11月13日
3	藤枝市と常葉大学との包括連携に関する協定書	藤枝市	平成28年3月24日
4	静岡市と常葉大学との包括連携に関する協定書	静岡市	平成28年6月14日
5	浜松市と常葉大学との包括連携に関する協定書	浜松市	平成29年3月27日
6	特定非営利活動法人掛川市スポーツ協会と 常葉大学浜松キャンパスとの連携に関する協定書	特定非営利活動法人掛川市スポーツ協会	平成29年9月15日
7	常葉大学とI Loveしずおか協議会との連携・協力に関する協定書	I Love しずおか協議会	平成29年10月26日
8	静岡市文教エリア等の発展に向けた相互協力に係る協定書	静岡市内の複数高等教育機関等	平成29年10月26日
9	公益財団法人浜松市スポーツ協会と常葉大学との連携に関する協定書	公益財団法人浜松市スポーツ協会	平成30年7月27日
10	常葉大学と静岡銀行との相互協力及び連携に関する協定書	株式会社静岡銀行	平成30年8月28日
11	常葉大学と静岡県警察との包括的連携協力に関する協定書	静岡県警察	平成30年11月1日
12	学生ボランティア活動推進に関する協定書	公益財団法人日本財団ボランティアセンター	令和元年12月16日
13	常葉大学と静岡県教育委員会との探究的な学習に関する連携協定書	静岡県教育委員会	令和6年3月12日
14	常葉大学と静岡県教育委員会の包括連携の協定書	静岡県教育委員会	令和7年3月24日

また、平成30年4月の静岡草薙キャンパス開設を機に、これまで以上に組織的な地域貢献活動の促進と、地域に開かれた大学を目指すために「地域貢献センター」を開設した（資料3-7【ウェブ】、資料6-13）。

地域との連携や協力に関わる諸活動の依頼などについては、当センターを拠点とし、このセンターの管理運営等に関する事項を審議するため、各キャンパスの教職員から選出された委員で構成する（全学）地域連携推進委員会を組織し、協議・検討を行っている。また各キャンパスにおいても、各学部学科及び大学職員を構成員とする同委員会小委員会「草薙・瀬名小委員会」「浜松小委員会」「水落小委員会」を組織し、全学委員会からの指示を受け、検討及び運営をしている。このように、地域貢献センターと委員会を通じて、全教職員が社会連携・社会貢献の推進に対し共通理解を図っている（資料9-2【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に関する取組については、次のとおり活動を実施している。

（1）学外機関との連携活動

平成27年から包括連携協定を締結している松崎町とは、社会環境学部やボランティア学生有志を中心に棚田の保全活動に毎年定期的に取り組んできた。本活動は約20年にわたり継続し、令和5年度には、この長期にわたる活動が評価され、農林水産省「令和5年度『つなぐ棚田遺産』感謝状」を受賞し、感謝状受賞の23団体の中からさらに5団体が受賞した「特別感謝状」に選出された（資料9-3【ウェブ】）。

同じく包括連携協定を締結している浜松市とは、市が主催する「SDGs 推進プラットフォーム」や「デジタルスマートシティ官民連携プラットフォーム」「浜松ウェルネス推進協議会」にも加盟し、各教員の専門分野に応じて、市と連携しながら教育・研究事業を進めている。

地方自治体の他にも、個人や企業、商店街、行政などで構成する「I Love しずおか協議会」とは、静岡市を中心とする地域活性化及び教育の充実などに資することを目的とした協定を締結し、学生によるにぎわい創出など様々な活動を実施している。

健康やスポーツ分野を専門とする学科が多い浜松キャンパスでは、公益財団法人浜松市スポーツ協会や NPO 法人掛川市スポーツ協会と協定を締結し、健康づくりやスポーツ振興

のため、地域スポーツ指導者の研修や指導者養成講座への講師派遣、学生によるスポーツ教室などを実施している。

学生ボランティア活動の推進に関して相互に協力することを目的とした協定を締結した公益財団法人日本財団ボランティアセンターとは、この協定の下に浜松キャンパスの多くの学生が被災地へ赴き、支援活動を同財団と共催で実施している。令和5年度には、福島県いわき市被災地支援活動と被災地を視察し、令和6年度には能登半島地震の被災地にて心のケア活動を実施した（資料9-4【ウェブ】）。

静岡県警察とは、学生の防犯活動を機に、相互に連携・協力して地域に貢献できる人材の育成を図るとともに、安全・安心な地域社会の実現に寄与することを目的として包括的連携協定を締結した。この協定に基づき、学生らが授業の空き時間を活用し、ランニングしながら地域をパトロールする活動（ランニングパトロール）、ヤング防犯ボランティアやサイバー防犯ボランティアの活動などを行っている（資料9-5【ウェブ】、資料9-6【ウェブ】）。

また、地域が抱える課題に対して、以下のように学外の団体と大学と自治体などが協力して解決を図る事業にも積極的に参画し、大学の研究成果を社会に還元している。

ア 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアム「ゼミ・研究室等学生地域貢献推進事業」

本事業では、上記コンソーシアムからの学術研究への助成を通じて、県内の地域課題について大学と地域とが一体となって、解決方策の提言や課題解決のための実践的な研究を行っている（資料9-7【ウェブ】）。例年、本学からもゼミ単位で様々な地域が抱える課題に対して、その解決に向け研究活動に取り組んでおり、令和4年度から令和6年度の採択状況は、表2に示すとおりである。

表2 「ゼミ・研究室等学生地域貢献推進事業」採択一覧

令和4年度				
No.	課題区分	課題提出者	テーマ	団体名
1	指定	三島市	保幼小連携の基盤づくりプロジェクト	山本睦ゼミ
2	指定	富士市	テレワークを活用した魅力あるワーケーションプログラムの作成	小豆川ゼミ
3	指定	静岡市	GISを活用した静岡市の生物多様性保全の基礎調査	浅見ゼミ
4	指定	菊川市	日本人にも外国人にも住みやすいまちの魅力について	多文化共生ゼミ
5	自由	御殿場市	御殿場市における生物多様性保全に関する調査・研究	ヒオエデュ

令和5年度				
No.	課題区分	課題提出者	テーマ	団体名
1	優先	藤枝市	自治体における婚活支援の研究及び藤枝市ならではの婚活事業の企画	村井研究室
2	優先	島田市	保育活動内容と小学校の教科単元を結び付けたアプローチカリキュラムの作成	山本睦ゼミ
3	優先	富士市	中小製造業の業務改善調査（副業・兼業やDXの導入による効果）	小豆川ゼミ

令和6年度				
No.	課題区分	課題提出者	テーマ	団体名
1	優先	裾野市	アクティブ・ラーニングによる幼保小接続プロジェクト	山本睦ゼミ
2	優先	菊川市	健康寿命の延伸を図るための地域の取り組みについて	中川ゼミ
3	優先	富士市	「ふじのかみ」トイレトペーパー包装紙の新デザイン制作	小豆川ゼミ

イ しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業

本事業では、大学などがしずおか中部連携中枢都市圏を構成する静岡市、島田市、焼津市、

藤枝市、牧之原市、吉田町及び川根本町との交流拡大を促進することによって、研究成果を社会に還元することを目的としている（資料 9-8【ウェブ】）。本学の学生と教員は、各市町と一体となって、地域課題に対して、その解決に向けた方策の提言や実践的な研究活動を行っている。令和 4 年度から令和 6 年度の採択状況は、表 3 に示すとおりである。

表 3 しずおか中部連携中枢都市圏地域課題解決事業 採択一覧

令和 4 年度				
NO.	市町名	テーマ	学部	担当教員
1	静岡市	「健康長寿のまち」普及啓発向上に向けた分かりやすい広報戦略	造形学部	安武伸朗
2	静岡市	人口減少が続く中山間地の移住者増加策の検討	経営学部	山田雅敏・酒井春花
3	静岡市	静岡市版介護予防プログラムの効果検証について	健康科学部	磯崎弘司・中野聡子
4	静岡市	新たな働き方に対応した移住促進施策	経営学部	小豆川裕子
5	島田市	田代地区を環境教育の場とすることに向けた取り組み	健康プロデュース学部	中村俊哉

令和 5 年度				
NO.	市町名	テーマ	学部	担当教員
1	静岡市	首都圏テレワークへのプロモーション及び本市への誘致策の提案	経営学部	小豆川裕子
2	静岡市	人口減少が続く中山間地域の移住増加策の検討	経営学部	山田雅敏・酒井春花・堀江優希
3	静岡市	「健康長寿・誰もが活躍のまち」普及啓発に向けた分かりやすい広報戦略	造形学部	安武伸朗
4	焼津市	浜当目の歴史的資源を活用した地域活性化	外国語学部	那須野絢子
5	吉田町	「町民一人一スポーツの実現」に向けた事業運営戦略	健康プロデュース学部	村本名史、神力亮太

令和 6 年度				
NO.	市町名	テーマ	学部	担当教員
1	静岡市	「介護予防」普及啓発に向けた分かりやすい広報戦略	造形学部	安武伸朗
2	静岡市	コロナ後のテレワークの需要調査と市内テレワーク施設紹介資料の更新	経営学部	小豆川裕子
3	静岡市	日本平動物園のPR・集客に繋がる連携事業の実践！	法学部	丸岡浩三
4	島田市	外国人コミュニティとの共生に向けた取組	教育学部	那珂 元、良知恵美子
5	吉田町	「町民一人一スポーツの実現」に向けた事業運営戦略	健康プロデュース学部	村本名史、神力亮太
6	川根本町	外国人住民の住みやすさ向上	健康科学部	白石葉子

ウ 藤枝市地域政策研究・創造事業

本学と包括連携協定を締結している藤枝市は、協定の一環として、地域の抱える課題の解決や若者の定着を主軸とした人口対策などについて、大学の専門性や知見を生かし、学生が主体的に参画する実効性のある調査研究を市政に反映することを目的とした事業を行っている（資料 9-9【ウェブ】）。藤枝市は地域課題や研究テーマを本学学生に示し、本学の学生はそれらに対して自らの学びや活動を基に企画提案し、研究に取り組む。藤枝市はその研究成果を翌年度の施策に反映させることとしている。令和 4 年度から令和 5 年度の採択状況は、表 4 に示すとおりである。

表 4 藤枝市地域政策研究・創造事業 採択一覧

令和 4 年度			
NO.	テーマ	学部	代表者
1	Sharing Local Sustainable Culture and Practice in Fujieda	外国語学部	ヒーター・ル・ティン
2	岡部宿に困った学生のアート作品を用いた藤枝市民文化祭の広報とにぎわい支援	造形学部	田宮話子

令和 5 年度			
NO.	テーマ	学部	代表者
1	岡部町の歴史文化や町としての魅力を体験するための散策プラン及びマップの提案	造形学部	田宮話子

この他に令和 5 年度から高大連携活動の一環として、「高大接続教育委員会」を中心に、本学の強みである総合大学の利点としての教育・研究資源をさらに生かすために「総合的な探究の時間」への講師派遣を開始した。令和 6 年度にはこの取組をより一層発展させるべ

く、静岡県教育委員会と探究的な学習に関する連携協定を締結し、令和7年1月に静岡県教育委員会との共催による「しずおか高校生探究フェスタ」を開催した(資料2-37、資料2-38)。更に令和7年3月24日には静岡県教育委員会と包括連携協定を締結し、高大連携に加え静岡県内の教育力の向上や教員養成の強化など一層の連携を図ることとした。

(2) 全学的な社会連携・社会貢献活動

ア 常葉大学地域交流・連携推進事業

本事業では、地域との交流・連携事業に先進的に取り組む本学の教職員に対し、所要経費の一部を支援するものである。「常葉大学地域交流及び連携推進事業実施要綱」(資料9-10)にしたがって学内で公募し、「地域交流・連携推進事業に係る採択審査手続等について」(資料9-11)に基づき採択事業を決定している。

令和6年度で10年目を迎え、これまで延べ57事業を実施し、各教員が専門性を生かし、地域の企業・団体などと連携しながら本事業を進めている。令和4年度から令和6年度の採択状況は、表5に示すとおりであり、各キャンパス及び各学部がそれぞれの特性を生かした諸活動を実施している。

本事業終了後には、新たな地域交流・連携活動を促進することも目的として、学内外に向けた「地域連携事業実施報告会」(資料9-12【ウェブ】)を開催している。

表5 地域交流・連携推進事業 採択一覧

No.	令和4年度 研究テーマ	研究代表者	
1	スポーツによる地域活性化を目指した「ヘルテックス静岡」との連携事業	教育学部	木宮敬信
2	多文化共生ファシリテーター育成のための地域自治体との連携プロジェクト2022	外国語学部	良知恵美子
3	登録有形文化財原田家住宅を活用した焼津市浜当目地区活性化事業への参加	外国語学部	那須野絢子
4	駿河湾沼津SAの価値創造に関する情報学的研究ドッグラン施設の マナーアップ戦略を中心に (NEXCO中日本との共同研究)	経営学部	山田雅敏
5	外国人住民への支援と日本人住民との協働作業を通じた多文化共生社会 実現の試み	経営学部	坂本勝信
6	吉田町民のスポーツ実施率向上事業	健康プロデュース学部	村本名史
7	しずおかの 気になる木の音 きいてみよう!	短期大学部 音楽科	井上幸子

No.	令和5年度 研究テーマ	研究代表者	
1	スポーツによる地域活性化を目指した「ヘルテックス静岡」との連携事業	教育学部	木宮敬信
2	多文化共生ファシリテーター育成のための地域自治体との連携プロジェクト2023	外国語学部	良知恵美子
3	中山間地の外国人住民へのオンライン日本語教育を通じた多文化共生意識涵 養の試み	外国語学部	坂本勝信
4	音楽・日本画・物語による静岡の自然とサウンドスケープの探求	短期大学部 音楽科	井上幸子

No.	令和6年度 研究テーマ	研究代表者	
1	スポーツによる地域活性化を目指した「ベルテックス静岡」との連携事業	教育学部	木宮敬信
2	2つの自治体との連携による日本語教育を通じた日本人住民の多文化共生意識涵養事業	外国語学部	坂本勝信
3	デザイン思考を活用した共創キャンパスプロジェクト（フジ物産株式会社との連携事業）	造形学部	村井 貴
4	人生100年時代を健やかに生きよう！ 常葉オリジナル弁当「TOKOHA デリ」宅配システム構築の試み	健康プロデュース学部	池谷昌枝
5	「旬」の農産物を使用したジェラート開発による地域活性化	健康プロデュース学部	杉浦千佳子
6	しずおかの人と自然が響きあう ヒューマン・サウンド・スケープの探究	短期大学部 保育科	遠藤知里

イ 公開講座

公開講座は、本学の教育理念の一つである「地域貢献」を具現化するものとして、「常葉大学及び常葉大学短期大学部公開講座実施要項」（資料 9-13）を定め、「地域社会の活性化・進展に貢献する」という開かれた大学を象徴する事業の一環として、毎年、実施している。

本事業の実施においては、本学の教育研究の成果還元、現代的・地域的な課題解決への貢献、話題性などを踏まえ、地域連携推進委員会で決定したテーマに沿った講座を募集し、「公開講座の決定に係る採択の審査等について」に基づき、同委員会で社会的波及効果、発展の可能性、実施の妥当性を評価し、講座を採択している。

令和5年度は「SDGs 持続可能な社会のために～Well-being～」及び「人生100年時代の教養を深める」をテーマに実施し、全部で14講座41講義、延べ903人の受講者があった。また、令和6年度は「人生100年時代を幸せに過ごすために」をテーマに実施、全部で16講座50講義、延べ1,119人が受講した（資料9-14【ウェブ】）。

ウ とこは未来塾－TU can Project－

「とこは未来塾」では、学生個人・グループが学生ならではのユニークな「視点と発想」をもち、「熱意と創意」に満ちた取組に対し、大学から活動資金の助成や教員アドバイザーによる助言などを行っている。この活動を通して、学生が地域社会へ貢献するとともに学生の若い力を地域の活性化に活かし、社会性の醸成につなげることを狙いとしている。

本事業の実施においては「とこは未来塾－TU can Project－募集要項」（資料9-15）を定め、「学生が問題意識を持ち主体的に設定した明確な目的がある」ことや「地域活性化もしくは課題解決が期待できること」などの8つの基準で審査している。令和4年度から本事業をさらに推進するために、活動の第一歩を支援する「ライトプラン」と発展性のある活動を支援する「ベーシックプラン」の2つのコースを設定している。

令和6年度は表6に示すとおり、次の3つの分野において、11プロジェクトが採択されて、活動を行った。

タイプA：開かれた大学づくりプロジェクト

キャンパス内で様々な地域交流活動を企画し、本学が標榜する「開かれた大学づくり」への貢献を目指す取組

タイプB：地域貢献・活性化プロジェクト

県内各地の地域課題の解決や地域活性化への貢献を目指す取組

タイプC：現代的課題解決プロジェクト

各種の研究開発や調査研究などを通して、社会的・公共的な課題解決への貢献を目指す取組

事業終了後には「とこは未来塾 - TU can Project - 事業報告会」(資料 9-16【ウェブ】)を開催し、事業報告の発表を行うとともに、ポスターセッション及び参加者相互の交流を行い、学生による地域貢献活動の活性化及び学生のコミュニケーション能力の養成を目指している。合わせて、翌年度以降の活動へ生かすため、参加した連携先関係者や教職員にアンケートを実施している。なお、この活動は、「とこは未来プロジェクト」の「MIRAI アクションプラン-未来を担う社会人基礎力養成プログラム-」の活動項目となっている。

表 6 とこは未来塾 採択一覧

【ベーシックプラン】						
NO.	タイプ	グループ名	テーマ	学部 学科	代表者	学年 氏名
1	C	丸岡ゼミ	すごろくによる食品ロス意識の向上	法学部 法律学科	4年	橋本 紗奈
2	B	リンク西奈	西奈サマーキッズカレッジ 2024	教育学部 学校教育課程	3年	深澤 美優
3	B	三井・池田ゼミ	より良い地産地消を目指して	社会環境学部 社会環境学科	4年	佐藤 惇司
4	C	ThunderBirds	災害対策推進プロジェクト ～安心安全な地域の未来のために～	健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	2年	小倉 佑太
5	B	岡部町散策マップチーム おかべえさん	岡部町の魅力を体験するための散策マップ作り	造形学部 造形学科	2年	鶴田 泉
6	C	ぶれぐろラボ	Let's インクルーシブスポーツ	健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	3年	志村 太一
7	B	赤塚ゼミ 3年	あなたの夢をかなえます!「福祉型大学編」	保育学部 保育学科	3年	柴田 みなみ
【ライトプラン】						
NO.	タイプ	グループ名	テーマ	学部 学科	代表者	学年 氏名
1	B	ブリラボ	地域高齢者における予防プロジェクト	健康科学部 静岡理学療法学科	3年	大石 通斗
2	B	友サポーターズ	体育支援ボランティア	健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	3年	鶴山 拓海
3	B	Sun & Leaf	こどもと自然～自然の中で子どもとかわる～	健康プロデュース学部 こども健康学科	3年	溝口 菜々美
4	B	トコハHealth Nutritionグループ	「SNS」を活用した若者の野菜摂取量アップと 浜松市民の食への関心を高める試み	健康プロデュース学部 健康栄養学科	3年	太田 かやの

エ 地域貢献活動の取組事例発信企画「常葉大学×SDGs－地域とともに持続可能な社会の実現へー」

令和4年度から開始した取組では、本学の地域貢献活動と持続可能な開発目標(SDGs)を紐づけ、可視化し、学内外に本学教職員のSDGsの取組を発信している。SDGsの各目標を意識した地域課題の解決は、地球規模の課題解決につながることを再確認し、専門性を生かした世界的な問題にも対峙できる人材の育成につなげている。また、本学の取組を通して、さらにSDGsに関わる活動が広がることも狙いとしており、令和6年3月までに94の取組事例を発信した。本企画は、令和6年度も継続して実施している。(資料3-24【ウェブ】)。

オ 「とこはweb通信 — 新型コロナウイルスを考える—」の発刊

地域貢献は人が集い、人とのかわりを通して進められるが、令和2年の新型コロナウイルス蔓延時期はその取組がほぼ不可能となった。そのような困難な時期こそ、10学部19学科という様々な学問領域をもつ本学が、それまでとは異なった形で地域貢献を果たすべき

であるとの考えのもと、「新型コロナウイルスと共に生きる」をテーマに、「ストレス解消」「免疫力強化」「感染防止」「暮らしと社会」をキーワードに、『とこはWeb通信』を発刊し、各分野の専門家がその知見を発信することとした。令和2年5月25日に連載をスタートさせ、8月6日まで全50回を発行した（資料3-23【ウェブ】）。

この取組の後に、上記の「常葉大学×SDGs—地域とともに持続可能な社会の実現へ—」の企画が続いており、これらは本学の「より高きをめざして～Learning for Life～」という建学の精神が具現化されたものであると高く評価できる（資料3-24【ウェブ】）。

(3) キャンパスでの社会連携・社会貢献活動

ア 静岡市生涯学習施設×常葉大学共公開催講座

静岡草薙キャンパス、静岡瀬名キャンパス及び静岡水落キャンパスでは、静岡市生涯学習センター及び静岡市清水区生涯学習交流館において、静岡市との共催による公開講座を開催し、地域住民に身近な生涯学習施設において学習の機会を提供している（資料9-17【ウェブ】）。令和6年度は、表7に示すとおり7講座延べ19回を実施した。

表7 令和6年度 静岡市生涯学習施設×常葉大学共公開催講座 開講一覧

NO.	連携先	講座タイトル	講義名	学部	氏名
1	興津生涯学習交流館	認知症予防講座 地域の介護サポーターになろう	認知症について知る	健康科学部	塚本 敏也
			認知症発症のリスク因子と運動不足について		
			認知症予防のために		
2	有度生涯学習交流館	美しい姿勢講座	姿勢が悪いとどうなる？健康上のデメリット	健康科学部	中村 浩一
			あなたの姿勢は正しいですか？美しい姿勢を学ぶ		中村 浩一
			美しい姿勢の維持を習慣づけるトレーニング法		栗田 泰成
3	飯田生涯学習交流館	シニア 心と体を動かす 楽しいボール運動	小さなボールを使った体操	短期大学部	田村 元延
			大きなボール（バランスボール）を使った体操		
4	葵生涯学習センター	英語で読み解く国際ニュース	国内ニュースから見る2024年	外国語学部	新妻 明子
			国際ニュースから見る2024年		
5	西部生涯学習センター	人生を豊かにする力 「非認知能力」の育み方	「非認知能力」をどう捉えるか	保育学部	村上 太郎
			子どもの社会情動的スキルを育む		伊藤 理絵
			「非認知能力」を育てる音楽的表現		佐野 美奈
6	東部生涯学習センター	国際情勢の“いま”と“これから”	ヨーロッパの国際情勢	外国語学部	杉村 豪一
			大変動が再び起きるのか①		
			—東アジア国際関係を考える		
			大変動が再び起きるのか②		
—日韓関係を考える					
7	北部生涯学習センター	これからの日本経済はどうなるのか —情報の集め方・読み取り方	社会科学としての経済学とデータ	経営学部	土村 宣明
			日本の資産価格と景気の動向を考える		林 信濃
			経済要因の教育への効果		弘田 祐介
			—都道府県別データを使って—		

イ 浜松市と大学との連携事業「大学生による講座」

浜松キャンパスでは、「浜松市生涯学習推進大綱」に示された「学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくり」として、市民と大学生が互いに自己の学びを深めることを目的として、浜松市内の生涯学習施設で行われている講座の一部を大学と連携して開催している（資料9-18【ウェブ】）。令和6年度は表8に示すとおり、6講座延べ13回実施し、浜松市内の幅広い地域で学生による講座を実施している。

表 8 令和 6 年度 浜松市と大学との連携事業「大学生による講座」一覧

	会場	講座名・内容等 (対象・募集人数)	指導教員 (サークル名等)	学生 講師数	日時・時間
1	西部協働センター	「自分の歩き方、再発見！」 (地域在住高齢者15名)	松村 剛志 准教授 (松村ゼミ)	8	令和6年11月30日(土) 13:00~15:00 令和6年12月14日(土) 13:00~15:00
2	入野協働センター	「めざせアスリート」 (小学生20名)	井口 睦仁 講師 (井口ゼミ)	6	令和6年9月10日(火) 15:15~16:15
3	北部協働センター	「めざせアスリート」 (小学生100名)		8	令和6年9月25日(水) 14:00~15:00
4	中瀬協働センター	「Let's dancing !!」 (小学生100名)	井口 睦仁 講師 (井口ゼミ)	8	令和6年10月4日(金) 10:00~11:00
5	北浜南部協働センター	「Let's dancing !!」 (小学生100名)	井口 睦仁 講師 (井口ゼミ)	6	令和6年11月7日(木) 10:00~11:00
6	可美協働センター	「ボッチャを楽しみながら学ぶ」 (高齢者・20名)	櫻井 博紀 教授 篠原 和也 教授 (障☆スポSC)	7	令和6年11月30日(土) 10:00~11:30
7	細江協働センター	「ボッチャを楽しみながら学ぶ」 (高齢者・30名)		7	令和6年11月16日(土) 10:00~11:30
8	笠井協働センター	「自分で出来るセルフケア」 (中学生・30人)	村上 高康 准教授 藤田 格 准教授 (SinQ)	4	令和6年12月14日(土) 10:00~12:00
9	南部協働センター	「自分で出来るセルフケア」 (中学生・30人)		4	令和6年12月21日(土) 13:00~15:00
10	北浜南部協働センター	「自分で出来るセルフケア」 (中学生・30人)		4	令和6年11月30日(土) 10:00~12:00 令和6年11月30日(土) 13:00~15:00
11	庄内協働センター	「スヌーズレン：ひかる紙芝居・絵本を楽しもう」 (幼児(4歳)~小学校低学年(9歳・20名))	遠藤 浩之 准教授 (作業療法学科)	6	令和6年11月9日(土) 13:30~15:00

ウ 浜松市音楽ホールとの連携事業

浜松キャンパスでは、キャンパスの位置する都田地区に浜松市音楽ホールが開設されたことを機に、大学のもつ専門性、知的財産を地域に還元し、連携・交流を深めることを目的とし、令和3年度から連携事業を実施している。

表9に示すとおり、令和5年度は5つの講座を開講し、令和6年度は3講座を開講した。この事業は相互に保有する専門知識と人材、施設等を活用し、音楽、文化活動や学習成果などの場とし、豊かな地域社会の形成及び発展に寄与している。

表 9 令和 5・6 年度 浜松市音楽ホールとの連携事業

令和 5 年度

	講座名	学部	講師
1	健幸づくり運動講座	健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	井口 睦仁
2	幼児・児童英語：英語で楽しく歌って遊びましょう！	健康プロデュース学部 こども健康学科	福田 鈴子
3	「カブラ®」ブロックを積んで遊びましょう	健康プロデュース学部 こども健康学科	阿部 真弓
4	ツボをつかったセルフケアを体験しよう	健康プロデュース学部 健康鍼灸学科	村上 高康
5	音楽を身体中で感じてリフレッシュ！！	健康プロデュース学部 こども健康学科	平松なをみ

令和 6 年度

	テーマ	対象	学部	講師
1	いきいき健康講座：骨を強くする運動と食事	骨の健康に興味がある方	保健医療学部 理学療法学科	青山満喜
2	なるこHealth promotion	どなたでも	健康プロデュース学部 心身マネジメント学科	田中安理
3	幼児・児童英語：英語で楽しく歌って遊びましょう！	園児(年中)~小学校低学年	健康プロデュース こども健康学科	福田鈴子・平松なをみ

エ とこはわくわく元気プロジェクト（旧 北区とこはわくわく元気プロジェクト）

浜松キャンパスでは、子どもから高齢者、障がい児・者を対象に、大学がもつ知的資産や学生のボランティア力を広く活用して、大学周辺地域を元気で活気ある街にすることを目的とした「とこはわくわく元気プロジェクト」を実施している。令和 6 年度は、①都田朝市、②キッズオープンキャンパス、③健康・スポーツフェス、④地域防犯を実施する。地域防犯では、近隣小学校と連携した下校見守り活動(まもろーる)や空き時間を活用して自転車で地域をパトロールする活動(まもちゃり)を実施している。本事業には例年 500 人を超える学生及び教職員が参加し、学生のボランティア力を醸成している(資料 9-19【ウェブ】)。

オ 静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会

静岡市内の 7 高等教育機関(常葉大学、常葉大学短期大学部、静岡英和学院大学、静岡英和学院大学短期大学部、静岡県立大学、静岡県立大学短期大学部、静岡大学)並びに静岡市、I Love しずおか協議会、静岡商工会議所と連携して、静岡市文教エリア等の学術・文化の振興、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とした活動を行っている。平成 29 年度の発足以降本学は会長校を務め、本協議会にて定めた中長期計画をもとに学生向けの清掃活動やキャリア支援プログラム、加盟機関向けの SD 研修会や市民向けの公開講座などの事業を加盟機関と連携して実施した(資料 9-20【ウェブ】)。令和 5 年度までの中長期計画期間を終え、「地域活動等の幅広い情報交換・意見交換の場」「各機関の事業を発展させるきっかけの場」「自由かつ活発な議論ができる機会の場」とすることを新たな方針に据え、活動を継続することとしている。

カ 浜松スポーツ教育大学連携協議会(オリパラ教育浜松市内大学連携協議会)

浜松キャンパスでは、令和元年度から令和 3 年度まで、浜松市内の 5 大学(常葉大学、浜松学院大学、聖隷クリストファー大学、浜松医科大学、静岡文化芸術大学)と浜松市及び浜松市教育委員会と連携し、スポーツ庁の委託事業「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント事業」の一環として、オリパラ教育推進事業を行った。各大学の教職員及び学生、地域のスポーツクラブやアスリートなどの協力のもと、浜松市内小中学校延べ 60 校で 184 プログラムを実施した(資料 9-21【ウェブ】)。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが終了した現在は、聖隷クリストファー大学を除く、4 大学がレガシーとして事業を継承し、浜松スポーツ教育大学連携協議会と名称を変え、浜松市内のスポーツ振興に協力し活動を行っている。

キ 市民交流フェスタ～みんなで学ぶ SDGs～(旧 我が街はままつ大学生交流フェスタ)

「市民交流フェスタ～みんなで学ぶ SDGs～」は、浜松市内 4 大学(常葉大学、浜松学院大学、静岡文化芸術大学、浜松医科大学)で構成する「浜松市内大学地域貢献ネットワーク」の主催事業で、SDGs17 の目標実現を目指し、学生の日頃の学びを生かした柔軟な発想をもとに、活動成果の発表、啓発、体験イベントを実施している。大学の垣根を越えて実施するこのイベントは、令和 6 年度で 4 回目となり、今年度も 9 月にイオンモール浜松志都呂店で実施した。本事業は公益財団法人静岡県西部しんきん地域振興財団の助成を受け、浜松市と連携し、常葉大学 7 団体、浜松学院大学 5 団体、静岡文化芸術大 6 団体の学生団体延べ 2

06 人が参加した（資料 9-22【ウェブ】）。

●社会連携・社会貢献の地域や社会の課題解決等への貢献と大学の存在価値

本学の地域貢献活動が地域社会の課題を解決するのに貢献している例として、「新たな働き方に対応した移住促進施策」（令和 4 年度地域交流連携推進事業）では、静岡市の交流人口を増加させ、移住・定住促進策の一助とすることを目的にし、「テレワーク」「ワーケーション」に対応した冊子制作を行った。この事業では、静岡においてこれまで取り組んでこなかった清水・三保・蒲原地域の移住促進策として、学生の視点を取り入れて冊子の企画・制作を行い、静岡市からは「移住の促進」や「関係人口の創出」などの取組に大いに活用させていただくと評価を得た。また、本学が静岡県内の多文化共生教育の拠点となることを目指して「多文化共生ファシリテーター育成プログラム」（令和 4 年度地域交流連携推進事業）の設置を目的に静岡県焼津市と連携して行った多文化共生活動も、日本語教室の開催、国際フェスティバルの開催、多言語による絵本の読み聞かせなど、焼津市の多文化共生に向けての各種事業を安定的に遂行することが可能となった。

その他、本学の地域貢献活動は各種の賞の受賞や新聞などのマスコミにも取り上げられている。受賞の例では、学生たちが走りながら防犯に協力する「ランニングパトロール」の経験を生かした標語で静岡県防犯協会標語コンクールの最優秀賞（資料 9-23【ウェブ】）、地域の文化活動や奉仕活動などに積極的に取り組んでいる青少年や団体の活動を賞賛する浜松市青少年の表彰「善行賞」などがある（資料 9-24【ウェブ】）。また、新聞などで取り上げられた例では、「自転車のためのオクシズ」や「外国籍市民向けの日本語教育法提言湖西市長らに推進会議」、あるいは「食べてる！泳いでる！ タガメ生態 児童驚き 常葉大生ら講師 絶滅危惧種 地域の“宝”『川を汚さないように』北区・引佐北部小中 観察－浜松」といった取組がある（資料 9-25【ウェブ】）。さらには、「SDGs 大学プロジェクト×常葉大学」（LIVIKA 2023 年 11 月掲載）、「大学にとっての SDGs」（『カレッジマネジメント』vol. 236、リクルート 2023 年 4 月掲載）や「大学による地方創生の取り組み事例集」（文部科学省 2021 年 3 月 発行）などにも取り上げられ、本学が地域や社会の課題解決などに大いに貢献し、本学の存在価値を高めることにつながっていると考えている（資料 9-26【ウェブ】）。

以上のことから、本学では学外の諸機関とも連携しつつ社会貢献活動を行い、教育研究成果を適切に社会に還元している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

●地域連携・社会活動の点検・評価と改善・向上に向けての取組

社会連携・社会貢献の適切性については、地域連携推進委員会にて定期的に点検・評価し（資料 9-27）、『常葉大学地域貢献センター活動報告書』（資料 9-28）にまとめている。

また、学長からの諮問に対する答申についても地域連携推進委員会において協議し、年間

計画の進捗状況を点検・評価し、次年度への課題を含めて答申している。未実施の事項については、次年度の学長諮問に盛り込まれ、再度、取り組むことにしている。さらに学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画などを踏まえ、大学として策定している「常葉大学運営方針（重点事業等）について」にも地域貢献の項目が設けられており、毎年11月の法人主催監事監査の中間報告及び3月の結果報告のために点検・評価を行っている。以上の点検・評価の結果はそれぞれの報告書にまとめられており、年間の取組や課題は十分に把握している。なお、点検評価に当たっては、「地域連携に関する目的・計画に基づく活動指標及びアウトカム指標」を設けて客観的な評価に努めている（資料9-29）。

点検評価の結果、新たな事業としては、地域のボランティアリーダーとして活躍できる人材を育成することを目的とした「ここは人材育成プロジェクト」を開始し、その高校生向けの「ここは人材育成プロジェクト for High School」も設け、地域の高大連携活動にも取り組んでいる。また、これまで以上に学部学科の教育研究の成果を社会へ還元することを目的に「公開講座」のありかたも検討も開始した。

最も向上したのは地域貢献センターの全学的な組織体制である。平成30年の静岡草薙キャンパス開設を機に、同キャンパスに地域貢献センターを設置し、それまであった浜松キャンパスの地域貢献センター（社会貢献・ボランティアセンター（HUVOC））と組織上は統合し、常葉大学地域貢献センターとして再出発をした。当初は両キャンパスの運営方針の違いがみられたが、令和3年度の地域連携推進委員会への学長諮問「2. 常葉大学の地域貢献活動の拠点としての組織的な運営の確立-新センター長及び課長の下、これまで以上に指示連絡システムを明確にし、常葉大学の地域貢献活動の拠点としての組織的な運営を確立する。」（資料9-30）を通し、相互に連携をとった全学的な活動が推進できるように体制の整備を図った。その結果、現在では、地域貢献センター運営委員会（地域連携推進委員会）が定める方針に従い、全学的に社会連携・社会貢献が実現できるようになっている。

また、本学は「常葉大学・常葉大学短期大学部地域連携・交流推進基本方針」に基づき、地域貢献活動については積極的に推進しているが、同基本方針の「4. 地域連携・交流の事業内容」の「(3) 産官学連携による地域連携・交流事業の展開」のうち、② 地域課題解決のための共同事業の実施と④ 地域活性化のためのイベント・実践報告会などの実施及び支援は実施しているものの、① 共同研究（商品開発等）の実施と③ 起業及びベンチャービジネスなどへの支援活動については十分ではなく、研究推進のための仕組みづくりと合わせて、課題解決のための方策を検討している。

●点検・評価の結果と効果的な取組

これらの点検・評価から次のような効果的な取組が行われるようになっている。まず、学生対象の「ここは未来塾-TU can Project-」では、令和4年度から事業をさらに推進するために、活動の第一歩を支援する「ライトプラン」を新設し、従来からの発展性のある活動を支援する「ベーシックプラン」と合わせて2つのコースを設定している。また、令和4年度から学生の地域貢献活動を全学的に集計するためのフォーマットを統一し、「ボランティア・地域貢献活動集計表」（資料9-31）として年次・月次の活動状況を共有することによって学生の活動の活性化を図っている。さらには、地域貢献活動の成果指標を作成し、報告書と合わせて、地域貢献活動の客観的な評価に努めている（資料9-29）。

地域貢献活動に関する広報活動では、本学の地域貢献の取組を学生及び教職員のみならず、多くの方々に知っていただくために、令和5年から本学公式ホームページの「地域貢献センター」のページに「新聞・各種刊行物等 掲載情報」のページを設けた（資料9-25【ウェブ】）。さらには、産官学連携研究の広報と外部からの相談対応のために「産官学連携研究」のサイトも設けた（資料9-32【ウェブ】）。これらも自己点検・評価の結果、地域貢献活動のさらなる活性化のために改善された例である。

以上のことから、社会連携・社会貢献活動の状況については定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると評価できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

平成30年に大学認証評価を受けた時点で「大学全体として統制のとれた活動を実現させること」を問題点として挙げていた。その後、平成30年4月に静岡草薙キャンパスに開設した「地域貢献センター」が県内に所在する4つのキャンパスの中心的な組織となり、地方自治体、大学、企業など幅広い組織と地域を対象とし、学部学科に留まらない総合大学としての特性を活かした地域貢献活動の拠点となった。開設後7年が経過し、静岡と浜松の両キャンパスにおいて、それぞれの教育研究組織の特色を生かした地域貢献活動を積極的に行ってきた。

コロナ禍にあって対面での地域貢献活動ができないときにも、地域貢献センターを拠点として「とこはWeb通信－新型コロナウイルスを考える－」の発刊を通して地域貢献活動を継続して行い、さらにコロナ禍の副産物であるウェブを利用した「常葉大学×SDGs－地域とともに持続可能な社会の実現へ－」の情報発信へとつなげていく企画力と行動力も長所といえる。このような力がなければ、新たな事業の展開は不可能である。

また、現在の活動範囲は、キャンパスの所在する静岡県中部及び西部地区だけでなく、平成29年度末に閉鎖した富士キャンパスでの活動を継続する形で、静岡県東部地区においても活動を行っている。このように連携する自治体や活動の範囲が県内全域にわたっていることも本学の特色であるといえる。さらに、静岡草薙キャンパスでは、令和4年9月23日の台風15号で冠水被害を受けた近隣地域の復旧・支援活動も実施し、地域に根差す大学の使命も果たしている。

本学ではすべての部署で教職協働を進めており、地域貢献活動においても担当する教職員が協働で企画や各種公募の審査を行い、令和4年度の大学設置基準などの改正によって求められている教職協働体制が整っている点も長所である。

課題は、10学部19学科4研究科を要する総合大学としての幅広い資源をさらに活用できるよう、教員の研究と地域社会とのマッチングを能動的に行う体制の構築が求められていることである。大学のもつ専門性を共有し、地域課題と結びつけていくためには、幅広い人脈や創造性を兼ね備えた専門的な人材、コーディネーターが必要である。また、静岡県の総合大学として地域で活躍できる人材の育成は、大学の使命であり、カリキュラム又は単位取得と連動した環境づくりも整備していく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、大学として体系的に社会連携・社会貢献に関する活動を推進し、地域社会から様々な課題や要望を受け、それに応えるべく基本情報一覧「常葉大学地域連携・交流推進基本方針」に則り、各機関との連携体制を構築し、様々な社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組み、様々な活動を行っている。また、大学公式ホームページへの掲載や地域連携事業実施報告会、とこは未来塾事業報告会などを通して活動を広く地域社会に対し発信し、新たな連携へとつなげている。地域貢献センターを拠点としたこのような取組によって、学生、教職員の個々の社会連携・社会貢献活動は着実に大学としての組織的な活動に移行してきている。

課題となっている起業及びベンチャービジネスなどへの支援活動については、産官学連携研究の広報と外部からの相談対応のために、地域貢献センターのサイト内に「産官学連携研究」のページも設け、学外との共同研究を推進する道を開きつつある。また、静岡県内の産学官金で構成し、大学発ベンチャーの発掘・育成などに取り組むことを目的とした大学発ベンチャー支援協議会に令和6年度から参画した。これによって、本協議会の運営機関である静岡県産業振興財団のコーディネーターを活用し、県内企業との共同研究などの連携を強化し、共同研究(商品開発等)の実施と起業及びベンチャービジネスなどへの支援活動に関する課題の解決を図っていく予定である。

以上、本学では、教育理念の一つである「地域貢献」を実現するために社会連携・社会貢献に関する取組を実施し、教育研究成果を社会に還元するとともに、その成果の定期的な点検・評価を通して、活動状況を改善・向上させるように努めている。現在、都田地区に位置する浜松キャンパスは、令和10年度に浜松駅南口徒歩7分のところに移転する予定である。この新キャンパスは「地域に根差し、若者の夢をかなえ、新たな街を創造する」をコンセプトしており、その立地条件を生かし、「地域貢献」という教育理念をなお一層具現化し、「常葉があって良かった」と地域の皆様から信頼を得て、愛される大学づくりにまい進していく。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等 令和6年度学校法人常葉大学事業計画書	https://www.tokoha.ac.jp/tokohawp/wp-content/uploads/vision-plan1.pdf https://www.tokoha.ac.jp/tokohawp/wp-content/uploads/r06_bp.pdf
学長選出・罷免に関する規程	学校法人常葉大学 大学・短期大学学長選任規程	学校法人常葉大学 大学・短期大学学長選任規程
役職者の職務権限に関する規程	学校法人常葉大学 組織規程	学校法人常葉大学 組織規程
教授会規程	常葉大学 教授会運営規程	常葉大学 教授会運営規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人常葉大学役員・評議員（令和6年度）	https://www.tokoha.ac.jp/disclosure/officers
学長選考会議又は学長選考・監察会議の名簿	令和6年度学校法人常葉大学理事名簿	令和6年度学校法人常葉大学理事名簿
職員採用規程	学校法人常葉大学 大学・短期大学の事務職員就業規則 給与別記1-2 学校法人常葉大学事務職員職階基準（学校法人常葉大学 職員給与規程） 令和7年度採用学校法人常葉大学事務職員募集要項	学校法人常葉大学 大学・短期大学の事務職員就業規則 給与別記1-2 学校法人常葉大学事務職員職階基準（学校法人常葉大学 職員給与規程） 令和7年度採用学校法人常葉大学事務職員募集要項
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	独立監査人の監査報告書	独立監査人の監査報告書
事業報告書	令和5年度学校法人常葉大学事業報告書	https://www.tokoha.ac.jp/tokohawp/wp-content/uploads/r05_br.pdf
備考：		

第10章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評定：S

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

●大学の理念・目的、中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針の教職員間の共有

大学運営に関する方針については、基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」に記載のとおり、常葉大学の長期ビジョン及び中期計画として、平成28年2月22日付の「学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等」に記載されており、令和元年にはその中期計画の実施状況（資料10-1-1【ウェブ】）、令和3年には中期計画実績報告（学校法人常葉大学第1期（平成28年度～令和2年度）を、それぞれ法人の大学公式ホームページにて公表している（資料1-12【ウェブ】）。また、令和3年には、学校法人常葉大学第2期（令和3年度～令和7年度）中期計画（資料10-1-2【ウェブ】）の策定に合わせて本学の中期計画も策定し、同じく法人の公式ホームページにて公表している。

これら学校法人常葉大学の長期ビジョン及び中長期計画などを踏まえて策定された大学の「中期目標」を実現するために、毎年、「常葉大学運営方針（重点事業等）」を策定し、学長から年度当初の全学合同教授会にて示されている。この全学教授会には大学職員も参加し、情報の共有を図っている。また、重点目標は各種委員会の学長諮問事項とも連動し、委員会活動を通して情報の共有に努めている。令和6年度は、教育力の向上と学生支援の強化、研究活動の推進、学生募集の強化と高大連携の推進、地域貢献活動及び同窓会との連携活動の充実、業務運営等の充実及び改善の5つの項目について、運営方針を示した（資料1-8）。

●規程に従った大学運営及び役職者の役割分担の規程、その選任、意思決定や権限執行などの適正な手続のもとの実行

これらの方針に基づいた適切な大学運営を行うために、基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」に記載のとおり、組織並びに事務分掌などを学校法人常葉大学組織規程に定め、事務の適正かつ効率的な遂行を図ることとしている。これによって、大学運営に必要な組織及び学長などの役割を次のとおり明示している。

第2節 職制

(大学学長)

第27条 大学に学長を置く。

- 2 学長は、学則等の定めるところに従い、大学の教育及び研究等の業務（以下「学務」という。）を総理し、大学教職員を総督する。
- 3 学長が理事長の承認を得てあらかじめ指名した副学長は、学長に事故あるときはその職務を代行し、学長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 学長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学副学長)

第28条 大学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の教育及び研究等の学務を司る。
- 3 学長が理事長の承認を得てあらかじめ指名した者は、副学長に事故あるときはその職務を代行し、副学長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 副学長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(学長特命補佐)

第28条の2 大学に学長特命補佐を置くことができる。

- 2 学長特命補佐は、学長の命を受け、特定の事項について学長を補佐する。

(大学学部長)

第29条 学部に学部長を置き、教授をもってこれに充てる。

- 2 学部長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学の学部における学務を統括する。
- 3 学部長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(大学院研究科長)

第30条 大学院研究科に研究科長を置き、教授をもってこれに充てる。

- 2 研究科長は、学長を補佐するとともに、学長の命を受けて、大学院研究科における学務を統括する。
- 3 研究科長の任期及び選考等に関する事項は、別に定める。

(学科(課程)長等)

第31条 学科(課程)に学科(課程)長を置き、教授又は准教授をもってこれに充てる。

- 2 学長が必要と認めたときは、学科(課程)に副学科(副課程)長を置くことができる。

(研究所長)

第32条 第14条の研究所に所長を置き、教授又は准教授をもってこれに充てる。

(センター長)

第33条 第15条のセンターにセンター長を置き、教授又は准教授をもってこれに充てる。

(大学院研究科専攻長)

第34条 大学院研究科専攻に専攻長を置き、教授をもってこれに充てる。

(主幹)

第35条 大学の教学組織に教育研究活動を担当させるため、主幹を置くことができる。

2 主幹は、教授、准教授又は講師をもってこれに充てる。

(部等の職制)

第36条 第13条に規定する部等の組織の職制として、教務部に教務部長を、学生部に学生部長を、入学センターに入学センター長を、キャリアサポートセンターにキャリアサポートセンター長を、図書館に図書館長を、地域貢献センターに地域貢献センター長を、情報センターに情報センター長を置き、教授又は准教授の職にある者をもってこれに充てる。

2 教務部長、学生部長、入学センター長、キャリアサポートセンター長、図書館長、地域貢献センター長及び情報センター長を補佐するため、それぞれの部等に副教務部長、副学生部長、入学センター長、副キャリアサポートセンター長、副図書館長、副地域貢献センター長及び副情報センター長を置くことができる。

3 教務部、学生部、入学センター、キャリアサポートセンター、図書館、地域貢献センター及び情報センターに次長、課長及び課長補佐等を置くことができる。

(職務内容)

第37条 第27条から前条までに掲げる職の職務内容は、別表第2(大学の教学に関する職の職務内容)のとおりとする。

(大学・短大本部事務局の職制及び職務内容)

第38条 大学・短大本部事務局に大学・短大本部事務局長を置く。

2 大学・短大本部事務局長を補佐するため、必要に応じて同事務局に大学・短大本部事務局長補佐を置くことができる。

(学長室)

第39条 学長室の事務を処理するため、学長室に学長室長を置く。

2 学長室に次長、課長及び課長補佐等を置くことができる。

(キャンパス事務局の職及び職務内容)

第40条 静岡草薙キャンパス事務局、静岡水落キャンパス事務局及び浜松キャンパス事務局(以下これらを総称して「各キャンパス事務局」という。)にそれぞれキャンパス事務局長を置く。

2 各キャンパス事務局の課に課長を、室に室長を置く。

3 前2条及び前2項に掲げる職を補佐するため、各キャンパス事務局に事務局次長、事務主幹、課長補佐、係長、事務主任等を置くことができる。

4 前2条及び前3項に掲げる職の職務内容は、別表第3のとおりとする。

また、学長の選任については、基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」に記載のとおり

に定め、副学長、学部長の選任については、「学校法人常葉大学 大学副学長選任規程」（資料 10-1-3）、「学校法人常葉大学 大学学部長選任規程」（資料 10-1-4）において定めている。

学長による意思決定及び教授会の役割などについては、平成 27 年 4 月からの学校教育法などの改正の趣旨を踏まえ、学則において定めている。併せて、学校教育法第 93 条の規定に基づき、学長が学生の入学などの決定に当たり、教授会及び大学院研究科会議の意見を求める事項についても「常葉大学教授会及び常葉大学大学院研究科会議の意見を求める事項に関する細則」（資料 10-1-5）に定めることによって明確になっている。

なお、学長が決定する重要な事項については、各学部などの意見を十分に聴くことができるように、全学部の学部長又は研究科長が構成員になっている部長会又は研究科科長会の議を経た上で、学長が決定し、執行している。学則において定めている部長会及び研究科科長会などに関する規定は、次のとおりである（資料 10-1-6 p.6、資料 10-1-7 p.4）。

大学学則抜粋

(部長会)

第 57 条 本学に部長会を置く。

- 2 部長会は学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、及び学長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 部長会は別に定める部長会規程により、学長がこれを招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 教育及び研究に関すること。
 - (2) 大学の将来計画に関すること。
 - (3) 入学試験に関すること。
 - (4) 教員組織に関すること。
 - (5) 全学に関する各種委員会等に関すること。
 - (6) 学則、大学諸規程の制定、改廃及び運用に関すること。
 - (7) 学生の賞罰に関すること。
 - (8) 学長の諮問に関すること。

(教授会)

第 58 条 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は専任の教授をもって組織する。ただし、学長は、准教授その他の教職員を加えることができる。
- 3 学長が必要と認めたとき、学長は合同教授会を招集することができる。
- 4 教授会の所管事項は次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法第 93 条第 2 項各号の規定に基づき、学長が次の各号の事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - ア 学生の入学及び卒業
 - イ 学位の授与
 - ウ 学生の再入学、編入学、転入学、転学部・転学科・転課程
 - エ その他教育研究に関する重要な事項で、学長が別に定めるもの
 - (2) 学校教育法第 93 条第 3 項の規定に基づき、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができるものとする。
 - (3) 次の事項について審議し、学長に意見を述べるができるものとする。
 - ア 学則及び教育研究に係る諸規程の制定又は改廃に関する事項
 - イ 学生の指導及び支援に関する事項
 - ウ その他本学の教育研究に関する事項
- 5 教授会に代議員会を置くことができる。
- 6 教授会、合同教授会及び代議員会の運営に関する事項は別に定める。

大学院学則抜粋

(大学院研究科科長会)

第 26 条 本学に、大学院研究科科長会を置く。

2 大学院研究科科長会は学長、副学長、各研究科長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、及び学長が必要と認めた者をもって組織する。

3 大学院研究科科長会は別に定める常葉大学大学院研究科科長会運営規程により、学長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する基本方針
- (2) 大学院の将来計画に関する事項
- (3) 入学試験に関する事項
- (4) 教員の採用・昇任の内容・方法・実施及び第一次選考会議の設置に関する事項
- (5) 全学に関する大学院の各種委員会等に関する事項
- (6) 大学院学則、大学院諸規程の制定、改廃及び運用に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 学長の諮問に関する事項
- (9) その他本学大学院の運営に属する重要な事項

(研究科会議)

第 27 条 本大学院の各研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議は大学院担当の専任の教授及び学長が必要と認めた者をもって組織する。

3 学長が必要と認めたとき、学長は合同研究科会議を招集することができる。

4 研究科会議の所管事項は次のとおりとする。

(1) 学校教育法第 93 条第 2 項各号の規定に基づき、学長が次の各号の事項を決定するに当たり、意見を述べるものとする。

ア 学生の入学及び課程の修了

イ 学位の授与

ウ 学生の再入学、転入学、転学

エ その他教育研究に関する重要な事項で、学長が別に定めるもの

(2) 学校教育法第 93 条第 3 項の規定に基づき、学長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができるものとする。

(3) 次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

ア 学則及び教育研究に係る諸規程の制定又は改廃に関する事項

イ 学生の指導及び支援に関する事項

ウ その他本学の教育研究に関する事項

5 研究科会議、合同研究科会議の運営に関する事項は別に定める。

●法人の組織及び役職者の権限と責任の明確化、大学の適切な管理、規程に従った役職者の選任及び運営、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能

本法人は、「学校法人常葉大学 寄附行為」(資料 10-1-8) に私立学校法に沿った内容を定め、この寄附行為及び「学校法人常葉大学 組織規程」(基本情報一覧「大学運営関係資料・

規程)に則り役職者の選任及び適切な運営を行っている。

その他、建学の精神に則り、学生・生徒などの利益を確保するとともに、教育・研究活動を保障するため法人の規程体系の基本的な枠組を定め、もって法人の健全な業務運営に資することを目的とした「学校法人常葉大学 基本管理規則」(資料 10-1-9)、事務の運営管理についてその体系及び方針を定めている。これによって、人的管理及び物的管理に関する規程などと相まって、個々の業務が適正に遂行されることを目的とした「学校法人常葉大学 運営管理規則」(資料 10-1-10)、規則などの制定改廃などについて必要な事項を定め、かつ、法人における規則などを体系的に整備することを目的とした「学校法人常葉大学 規則等管理規則」(資料 10-1-11)を定め、大学を含めた法人内の各種学校などを適切に管理している。

また、法人組織(理事会など)の付議事項などを「学校法人常葉大学 理事会運営規程」(資料 10-1-12)及び「学校法人常葉大学 常務理事会運営規程」(資料 10-1-13)において、次のとおり定め、権限と責任を明確化している。

学校法人常葉大学 理事会運営規程抜粋

(付議事項)

第3条 付議事項とは、法人の業務執行に当たっての重要かつ基本的な方針・計画及び実施に関する事案で、理事会の議決(評議員会の承認、議決を得るものを含む。)を要する下記事項をいう。

- (1) 寄附行為等基本的規程の制定・改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び予算、決算、借入金等財政に関する重要事項
- (3) 組織の設置、改廃に関する重要事項
- (4) 人事に関する重要事項
- (5) 学部・学科等の新設・改廃、定員の増減等重要事項
- (6) 重要資産又は所轄庁に届出をすべき資産の取得、処分に関する事項
- (7) 学則・園則の制定・改廃等重要事項
- (8) 授業料・入学金・施設費・入学検定料等納付金の制定・改定等重要事項
- (9) その他理事長が必要と定める事項

学校法人常葉大学 常務理事会運営規程抜粋

(審議事項)

第3条 常務理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 理事会、評議員会の議案に関する事項
- (2) 理事会決定事項の執行に関する事項
- (3) 日常的な管理運営に関する事項
- (4) 理事会から委任された事項

意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能としては、法人本部に監査部を設置し、「学校法人常葉大学内部監査規程」(資料 10-1-14)及び「学校法人常葉大学内部監査実施細則」(資料 10-1-15)に基づき、毎年、各キャンパス単位に内部監査を実施している。内部監査は、法人内における運営諸活動の状況を適法性及び効率性の観点から、公正かつ独立の立場で検討・評価し、その検討・評価結果に基づく情報の提供並びに改善及び合理化のた

めの助言・提案を通じて、法人の社会的信頼性の保持と健全な運営を確保することを目的として実施している。内部監査の実施は、監査部の他に法人本部の会計課、人事課、管財課などの職員が同行し、専門的な視点から適切な監査が行われている。

内部監査は、業務監査、会計監査、コンピュータシステム監査を含む業務全般について行われ、その結果を理事長に報告する。その後、大学に書面で監査結果が報告され、大学内において改善方法を検討し、学長が課題並びに解決策に責任をもってあたることができるように、学長を經由して法人本部監査部へ改善計画書を提出する。これらの改善計画を踏まえて各関係部署が改善に努めていく。改善内容については、次年度の内部監査にて改善状況が確認される。このように内部監査が、大学を含めた法人内の各種学校などのチェック機能として有効に機能している。なお、年に2回、非常勤監事による監事監査も行われ、内部監査の客観性も保たれている。

以上、大学運営に関する方針に基づき、大学及び法人を含め役職者や関係の組織及び権限の規程などを整備し、それらに基づいた適切な運営を行っている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

● 予算の適正な手続と透明性を確保した予算の執行

本学では、教育研究活動の具体的な計画について、「学校法人会計基準」に準拠し、「学校法人常葉大学経理規則」（資料 10-1-16）及び「学校法人常葉大学経理規則施行規程」（資料 10-1-17）に基づいて予算編成及び予算執行をしている。

予算編成は、法人本部から提示された予算編成方針に従い行っている。各学部・学科及び事務局などの各部署は、前年度の予算額・事業評価などを踏まえ、学長が査定した上で、優先順位を付した予算要求書にて、法人本部に対し予算要求を行っている。

法人本部においては、大学から要求があった予算案を詳細に精査し、11月に理事長をはじめとする法人本部と、学長をはじめとする各キャンパスの所属上長や担当者との間で、予算折衝を行っている。一事業500万円以上を掲載した主要事業計画案とともに、3月に開催される理事会・評議員会に議案の上程を行い、承認を得た後に大学へ予算配当される。

また、事業計画の変更並びに予算の執行状況により、定例(12月・3月)開催の理事会・評議員会に補正予算案を議案として上程している。

予算執行段階でも、学校法人常葉大学経理規則（資料 10-1-16）などに基づき、適正に会計処理が行われているか確認し、適正に会計処理を行っている。

監査については、監事、監査法人及び監査部がそれぞれの立場を堅持しながら三様監査を実施している。監事による監査は、「私立学校法」「学校法人常葉大学寄附行為」（資料 10-1-8）及び「学校法人常葉大学監事監査規程」（資料 10-1-18）に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っており、これに加えて監事と監査法人との連携による監査も実施している。令和5年度の監査法人（会計監査人）の監査は、予算の執行状況について、大学から認定こども園までの学校の内7か所の現地調査を実施し、法人本部においても人件費、学生生徒等納付金の処理手続などについて調査を行った。さらに、会計監査状況に

ついて監事及び監査部に説明し、意見交換も行っている。

予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組の設定として事業別予算を導入していること
によって、各事業については、事業ごとの実績や効果を分析・検証することができる。この
ため、事業ごとにその効果を検証しながら予算付けを行うことが可能となっている。こうし
た予算査定の事務処理を円滑に行うため、事業ごとの前年度実績額や予算要求額に加え、事
業を行うことによって表れた効果が測定できるよう、入学者数・就職率などの資料を併せる
など、予算査定の資料について工夫している。これによって、各学部及び事務局の各部署か
ら要望する新規事業、継続事業を大学全体の教育計画の見地からその採否を決定し、予算化
することによって、無駄な経費を削減し、適切な予算付けを行うことができる。

また、継続性のみを重要視した予算編成は硬直化を招く恐れがあるので、効率的かつ適正
な予算執行のために、事前の目標設定、事業終了後の達成度の測定、必要性、費用対効果な
どの視点から、評価・検証を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行は適切に行われているといえる。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設
け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援
等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・
ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

●大学運営に必要な組織の整備、運営及び教育支援に必要な人員の配置

大学運営に必要な組織として、第3章図3-A 教学組織図及び図3-B 常葉大学・大学院 運
営（教学マネジメント）組織図に示した組織を整備し、大学の運営に関する業務、教育研究
活動の支援を実施している。これらの組織を適切に運営するために大学などの包括的な事
務を処理する学長室を設置している。学長室は、大学・短大の将来構想の立案に関すること、
大学・短大の入試・広報戦略に関すること、研究推進・研究倫理に関することなどを司り、
学長のリーダーシップの下、大学運営の中核を担っている。教職員数は、専任教員が323人
で、ST比23.05、専任職員は144人となっており、年度当初は、学生支援に支障のないよう
に、教務部や学生部を中心に必要に応じて非常勤職員なども配置している。このように必要
な組織及び業務内容に応じた人員を配置している。

●円滑な大学運営のために教職協働及び連携

教学・大学運営における教員と職員の連携を深め、教職協働を推進するために、教学面の
最高意思決定機関である部長会及び研究科科長会は、学長、副学長、各学部長又は研究科長、
教務部・学生部・入学センターの各部長や大学・短大本部事務局長、キャンパス事務局長な
どによって構成し、大学職員も配置している（資料6-5）。

また、大学の運営方針を決める際に、学長を補佐し、また学長の指示を受けて、企画・調

整を担うことを目的とした大学企画運営会議の構成員には、教員の他、大学職員も必ず配置され、教職協働で連携した運営体制を整えている（資料 6-7）。

その他、学長の下には、教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、FD・SD 委員会、地域連携推進委員会などの各種委員会を設置し、「常葉大学各種委員会等の運営規程」に基づき、それぞれの目的・役割に応じて運営している。委員会はいずれも専任教員及び事務職員によって構成し（資料 6-9）、教育・研究及び大学運営において、教職協働の体制を構築している。このように大学運営が円滑かつ効果的に行われるように教職協働・連携を図っている。

●専門的な知識及び技能を有する職員の育成と配置

学生の事件事故に対応するために、学生部に学生担当課長を配置し、事件や事故が生じたときには、学生担当課長をリーダーとして学生課の職員と学生部を担当する教員とで対応している。また、学生募集などの広報活動はますます重要度を増してくるので、広報用のパンフレットやチラシなどのデザインに関して専門的な知識及び技能を有する職員を学長室に配置している（資料 10-1-19）。さらにはキャリア支援課には産業界に精通した職員を配置し、企業とのパイプ役となって学生のキャリア支援にあたっている。さらに入学センターには高校教育に通じた募集担当者を置き、高校教育現場からの情報収集並びに本学の教育の特色などに関する広報を担っている。今後はアドミッションオフィサーの配置も検討中である。

このように学内に専門の職員を配置することによって、学生支援並びに大学全体の広報活動を強化している。

その他、業務内容の多様化、専門化がもたらす法律上の諸問題に対応するために、顧問弁護士による法律相談窓口を設置し、週に一度、法人本部に顧問弁護士が常駐する時間を設けている（資料 10-1-20）。顧問弁護士による法律相談の受付対象は、協定書、契約書などの内容についての相談、業務に伴い発生した事故などへの対応についての相談、学生・生徒などに対する指導、処分、職場における人事労務など、多岐にわたっており、専門家への相談を通して、新たな知識や対応策を得ることとなり、職員のスキルアップにも繋がっている。

●適切な職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく適切な処遇改善

職員の採用については、基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」に記載のとおり、「学校法人常葉大学 大学・短期大学の事務職員就業規則」及び「令和 7 年度採用学校法人常葉大学事務職員募集要項」において定めている。この定めに基づき、常葉大学をはじめとした学校法人常葉大学の各所属が求める職員像として、次の 2 点をあげて公募を行っている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 本法人の建学の精神を理解し、学校事務に対する知識や技能を高め、自己啓発に積極的に取り組む人材。2. 社会人としての常識や高い倫理観を身に付け、使命感とリーダーシップをもって仕事に取り組む人材。 |
|--|

こうした人材を求めて公募を行い、書類審査、適性検査、個別面談、グループディスカッ

ション、面接審査などを実施し、採用者を決定し、必要な組織の整備に努めている。

また、採用後の昇格についても基本情報一覧「大学運営関係資料・規程」に記載のとおり、「給与別記 1-2 学校法人常葉大学事務職員職階基準（学校法人常葉大学職員給与規程内）」において定めている。専任事務職員に任命した者で一定の期間勤務に精励した者に職務の等級を定め、職階の格付をしている。格付については、本人の学歴、法人などの実施する研修の成績、実務能力、職務の責任、所属上長の評価及び登用試験結果を含めた格付所定事項を考慮の上、理事長がこれを任命している。なお、人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善としては、「学校法人常葉大学職員の勤務評定に関する規程」（資料 10-1-21）及び「学校法人常葉大学 職員勤務評定実施要領」（資料 10-1-22）に基づき評価を行い「給与別記 2 学校法人常葉大学職員昇給基準（学校法人常葉大学職員給与規程内）」（資料 10-1-23）によって、前年度における勤務評定の考課実績の判定に基づき、昇給格付けを行っている。

●教員及び職員に対する組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動の実施

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、毎年、「新任教員研修（大学・短大教員対象）」（資料 10-1-24）、「新任教職員研修（副主務基本研修）」（資料 10-1-25、料 10-1-26）、「新任管理職事務職員基本研修」（資料 10-1-27）、「学校法人常葉大学 教職員研修会」（資料 6-14）及び「学校法人常葉大学 管理職研修会」（資料 6-15）を法人内全体で組織的に実施し、意欲・資質の向上を図っている。

また、大学独自でも教育・研究活動などの適切かつ効果的な運営を図り、「主役は学生」の大学運営を推進するため、教職員が必要な知識及び技能を習得し、能力及び資質の向上を図るための SD の機会を設けている。研修会の内容については、FD・SD 委員会を中心に協議され、FD 研修も含めて年に 6 回の研修会を開催し、学生支援、カリキュラム改善、研究倫理などのテーマで研修を行っている（資料 2-10）。令和 7 年度からは本学の大学職員が本学で開講している科目を受講することによって、専門的な知識を得るための学内聴講制度の整備を計画している（資料：10-1-28）。

以上のことから、法人及び大学の運営や大学の教育研究活動の支援に必要な組織を設け、人員を配置し、それが適切に機能しているといえる。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

●適切な大学運営のための監事監査、監査法人による財務監査の実施とその結果の活用

監査については、前述のとおり、監事、監査法人及び監査部がそれぞれの立場を堅持しながら三様監査を実施している。監事による監査は、「私立学校法」「学校法人常葉大学寄附行

為」(資料 10-1-8) 及び「学校法人常葉大学監事監査規程」(資料 10-1-18) に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行っており、これに加えて監事と監査法人との連携による監査も実施している。令和 5 年度の監査法人(会計監査人)の監査は、予算の執行状況について、大学から認定こども園までの学校の内 7 か所の現地調査を実施し、法人本部においても人件費、学生生徒等納付金の処理手続などについて調査を行った。さらに、会計監査状況について監事及び監査部に説明し、意見交換も行っている。

また、法人本部に監査部を設置し、「学校法人常葉大学内部監査規程」(資料 10-1-14) 及び「学校法人常葉大学内部監査実施細則」(資料 10-1-15) に基づき、毎年、各キャンパス単位に内部監査を実施している。

これらの監査結果は、以前は法人監査部から各キャンパスに直接送られていたが、より実効性を持たせるために、令和 4 年から大学学長あてに本部事務局長を経由して送付され、大学・短大本部事務局長から各キャンパス事務局長へ送付することとした。また、改善計画については、直接監査部へ届けず、大学・短大本部事務局長を経由し、学長の承認を経て、監査部へ届けることとなった。その結果、全キャンパスで共通する深夜勤務などの労務管理の問題や周辺団体会計の管理などの会計処理の課題の把握がなされ、改善につながった。

また、監事監査を年に 2 回実施、そこにおいて出された助言に従い、改善・向上に努めている。

●大学運営にかかる組織や事項の定期的な点検・評価と効果的な取組と課題の把握とその活用

大学運営にかかる組織のあり方などを含む大学運営に関わる事項の定期的な点検・評価に関しては、「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」(資料 8-28) に沿って実施している。ことに組織に関しては、全学委員会から上がってくる答申と課題について学長・副学長会議や大学企画運営会議で検討し、より実効性のある委員会へ組織替えを行っている。令和 6 年度には、教養教育に関して一定の改革の方向性が出されたので、教養教育協議会を廃止し、教養教育運営委員会へ組織替えをし、また、高大連携をさらに進めるために、高大連携委員会を高大接続教育委員会へ改変し、委員に附属高校の進路担当の教員を含めた。また、次年度は入試広報企画運営会議の創設や教職員の負担軽減を考慮し、入試委員会を廃止することとしている。

以上のように、自己点検・評価を活用し、課題を適切に把握し、組織的に大学運営ができるように改善に努めている。なお、令和 6 年度から学長直属の大学企画運営会議のメンバーについて教員の一部と大学職員の入れ替えを行った。これによって教職協働をさらに進むことが期待される。この会議の構成員については、次年度も見直しを図り、なお一層教職協働を推進していく予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本法人は、幼・小・中・高等学校、短期大学及び大学・大学院と多様な学校種を設置している法人であり、平成 27 年度に設置した常葉学園将来構想検討委員会(常務理事、学長・副学長及び校長・園長などから構成)によって、法人全体の将来構想に関する事項を審議した。これは本法人の長所・特色の一つで、高大連携をはじめとする各学校種間の連携を意識した有意義な取組であったといえる。

また、法人と大学の共通理解を図り、円滑な大学運営を行うために、大学運営戦略会議を設置している。この会議には「教務」「入試」「人事」に関わる事項を主に扱うが、入試については、定例的に会議を行い、有効に機能している。しかし、教務及び人事については、なお一層機能できるように点検と見直しが必要である。大学は法人と強い協力関係が構築されなければ、予算の執行や教職員の任用・昇任といった重要な事項が円滑に進まない。そういう点で、入試のみとはいえ効果的に機能している本学の大学運営戦略会議は長所といえるものである。人事については令和7年度に今以上に機能させる予定であり、教務関係についても機能強化を進めていきたい。

また、監査は往々にして形式的になりがちであるが、本法人並びに大学においては、監査部からの結果は学長に確実に届けられる仕組みを整え、4キャンパスに共通する課題については大学・短大本部事務局長が整理し、各キャンパスの事務局長へ通知し、同じ課題を指摘されないように改善の組織的仕組みを整えた。また、改善計画はそれぞれのキャンパスを担う副学長が確認し、大学・短大本部事務局長に届けられ、学長が確認したうえで、監査部へ報告し、監査部からの指摘の改善が確実に行われるように努めている（資料10-1-29）。

専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置については、業務内容の多様化、専門化が進んでいく中で、一部の部署でしか対応ができていない部分がある。18歳人口の減少に伴い教育研究活動の維持が難しくなっている状況下で生き残っていくためには、さらに専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置が不可欠になってくるであろうと考える。また、大学における研究活動や教養教育の一層の推進が期待されるが、大学職員を増やせない状況にあって、それを専門に担う組織をどう整えるかは今後の課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

大学の理念・目的、大学の将来を見据えて作成した「学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等」を踏まえ、毎年、学長から年度当初の全学合同教授会にて「常葉大学運営方針（重点事業等）について」として、運営方針（重点事業等）を全教職員に向けて示している。これが、大学運営の指針となっている。令和元年には、「学校法人常葉大学の長期ビジョン・中長期計画等」に基づく中期計画の実施状況、令和3年には、学校法人常葉大学第1期（平成28年度～令和2年度）中期計画実績報告及び学校法人常葉大学第2期（令和3年度～令和7年度）中期計画を策定し、こちらも法人のホームページにて公表している。今後も計画などを着実に実行しつつ、実施状況の確認を行い、計画の見直しや新たな計画の立案などを継続して実施していく。

専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置については、法人本部人事部とも連携して検討を進めていく。法人全体で策定を進めている長期経営計画に大学教員や事務職員の適正な要員計画が盛り込まれる予定である。この策定計画と連動して、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置についても各部署における必要性を見極めながらその方針を定めていく。

大学の組織的な運営に関しては、令和6年度現在、学長・副学長会議及び大学企画運営会議のほか22の委員会を設置し、これらの委員会が学長の諮問事項を審議及び答申し、関連業務を遂行している。これらの組織によって、大学の運営に関する業務、教育・研究活動の支援、その他の大学運営が有効に機能している。大学運営を適切かつ効果的に進めるために

は、本学の定めている自己点検・評価とそれに基づく FD・SD 活動及び教職協働が重要である。本学では平成 29 年 4 月の大学設置基準の改正を受けて、大学職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、より一層、FD・SD 活動及び教職協働を推進している。

本学は自己点検・評価や監査によって課題を明確にし、各部署や各種委員会などによって組織的に課題への対応策を恒常的に検討している、また、FD・SD 研修などの有効活用や教員と大学職員の適切な協働・連携によって、計画的に改善・向上策を実施している。目下、順調に機能している大学の組織の弱点を是正しつつ、今後も学長のリーダーシップの下、適切な大学運営を続けていく。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	<ul style="list-style-type: none"> ・資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・人件費支出内訳表 ・活動区分資金収支計算書 ・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表 ・貸借対照表
財産目録	・財産目録
事業報告書	・事業報告書
監事による監査報告書（6カ年分）	・監査報告書
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	・独立監査法人の監査報告書
備考：	

第10章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評価： A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

●具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画の策定と指標の設定による健全な運営の確保

本学では、教育研究活動を安定的に遂行するために、法人の財務部と協力しながら、以下のように取り組んでいる。

ア. 中期の財政計画の策定

令和2年度に策定した第2期中期計画（令和3年度～令和7年度）（資料10-1-2【ウェブ】）に基づき、法人本部、各学校（園）及び常葉大学リハビリテーション病院は、事業計画の策定、遂行及び見直しを毎年行い、監事監査及び評議員会・理事会にて報告している。その内、財務計画に関しては、財務基盤の強化や事業の効率的執行などを中心に遂行してきた。

また、法人本部の各課において、大学をはじめ、法人傘下の各学校の円滑な運営を念頭に、より具体的かつ実現可能な計画を策定するため、第2期中期計画と連動させた第2期中期計画ロードマップ（資料10-2-1）を作成した。法人本部財務部会計課においては、中期計画名「財務に関する計画」とし、令和3年度から令和7年度を最終目標として具体的な数値を用いた財政計画を策定した。計画内容は、教育研究活動への投資を強化できる財政基盤を構築すること及び施設計画に柔軟に対応できる財源として、減価償却引当特定資産の積立を行うこととした。それぞれの計画を遂行するための必要な数値として、「事業活動収支計算書」「貸借対照表」から必要項目を抽出した。収支の均衡、金融資産の積み上げに重点を置き計画を推進している。決算確定後には、計画と実績を比較した表（資料10-2-2）を作成することによって、現状把握及び分析を行うことが可能となり、予算編成に反映するなど、大学の運営に生かしている。

イ. 本学の財務関係比率に関する指標

事業報告書において、事業活動収支計算書及び貸借対照表の財務比率の中で、経営にとって特に重要と思われる項目を抽出し、財務関係比率を掲載している。日本私立学校振興・共済事業団は、全国の学校法人を対象に「学校法人基礎調査」を行い、財務関係について集計した結果を「今日の私学財政」として公表しており、本法人の財務関係比率と全国平均との比較が可能になっている。過去5年間の決算数値の推移に着目し、全国平均と比較をすることによって、本法人の成長度合いや長所、短所を把握することが可能となっている。財務比率は、全国平均を目標値としているが、数値が全国平均を著しく下回った場合は、その要因を追求し、内容によっては、その課題を改善するための方策を検討している。健全な運営、施設設備の充実及び収支の均衡などの観点から、財務分析を行い、経営体制を整えている。

具体的には、「表10-2-A」のとおり、事業活動収支計算書関係比率において、事業活動収支差額比率（基本金組入前当年度収支差額／事業活動収入）は、全国平均より高く、自己資金の充実及び財政面の安定を表している。経常収支差額比率（経常収支差額／経常収入）は、直近5年間において全国平均を大幅に上回り、臨時的な要素を除いた経常的な収支は安定しているといえる。さらに、学校法人にとって本業である教育活動に関する教育活動収支差額比率（教育活動収支差額／教育活動収入計）においても、全国平均を大幅に上回り高い水準を維持している。教育活動外収支などに頼ることなく、教育活動のみでも安定した経営が可能であることを表している。

貸借対照表関係比率においては、負債比率（総負債／純資産）が、全国平均に比べ低い数値を維持しており、他人資本に依存することなく、安定した経営を行っていることを表している。また、資金の調達財源を分析する上で重要な指標である純資産構成比率（純資産／総負債＋純資産）についても、全国平均を上回っており、良好な水準を維持している。

以上の点から、本学は、教育活動を安定して遂行するために、長期計画に基づく中期計画を策定し、健全な運営を確保している。

【表 10-2-A】 本学の経営状況

比率区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均
(事業活動収支計算書関係比率)						
事業活動収支差額比率	21.9%	20.8%	24.5%	23.9%	23.5%	7.5%(※1)
経常収支差額比率	21.8%	21.5%	24.3%	23.8%	23.2%	7.4%(※1)
教育活動収支差額比率	21.7%	21.4%	23.9%	23.1%	22.1%	5.9%(※1)
(貸借対照表関係比率)						
負債比率	7.6%	6.8%	6.6%	6.0%	5.7%	13.3%(※2)
純資産構成比率	93.0%	93.7%	93.8%	94.3%	94.6%	88.3%(※2)

※1 日本私学振興・共済事業団調べ 医歯系大学を除く大学部門の令和4年度実績

※2 日本私学振興・共済事業団調べ 医歯系法人を除く大学法人の令和4年度実績

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

●教育研究水準の維持・向上のための安定的な財政基盤の確保

経常的な大学運営の収支状況及び利益を表す経常収支差額「表 10-2-B」は、大学にとって重要な損益の指標の一つであるが、過去5年間において、黒字を維持している。経常的な事業活動が安定的に行われているとともに、安定的な財政基盤を確保している。本業の教育活動の収支状況である教育活動収支差額が黒字であることに加えて、資産運用を主とした財務活動収支の状況である教育活動外収支差額においても、経常収支差額の黒字化に貢献している。

【表 10-2-B】 本学の事業活動収支差額（令和元年度～令和 5 年度の状況）（単位：千円）

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育活動収支差額	2,139,379	2,212,197	2,509,405	2,452,320	2,302,477
教育活動外収支差額	12,617	24,606	55,664	104,825	152,196
経常収支差額	2,151,996	2,236,803	2,565,069	2,557,145	2,454,673
特別収支差額	15,747	△65,448	29,335	23,311	57,642
基本金組入前当年度収支差額	2,167,743	2,171,355	2,594,404	2,580,456	2,512,315
基本金組入額合計	△323,702	0	△583,750	0	△19,410
当年度収支差額	1,844,041	2,171,355	2,010,654	2,580,456	2,492,905

●学外からの資金の受け入れなどの収入の多様化とそれによる財源の確保の把握

収入構成については、「表 10-2-C」のとおり、経常収入の大部分を学生生徒等納付金が占める。直近 5 年間の学生生徒等納付金比率は全国平均を上回り、常に 80%台を維持し、安定的に推移している。今後、さらに外部環境が厳しくなる状況が見込まれるため、引き続き安定的に学生を確保する必要がある。

補助金比率と寄附金比率は、令和 5 年度は、全国平均と同程度であるが、令和元年度からの推移からは、比率が大きくなっていることが見て取れる。補助金、寄附金及び受託研究費などの外部資金の積極的な獲得を進めていることが徐々に成果に繋がっている。

また、学校法人常葉大学資金運用規程（資料 10-2-3）を厳格に遵守した上で、資金運用による収入源の確保にも取り組んでいる。「表 10-2-D」のとおり、「受取利息・配当金収入」については、「その他の特定資産運用収入」を中心に、令和元年度 19,130 千円から令和 5 年度においては、約 8.2 倍の 156,277 千円となっており、納付金への依存度を緩和している。

安定した学生生徒数の獲得を前提とし、以上のように収入の多様化を図り、学生生徒等納付金への過度な依存を避けるよう努めている。

【表 10-2-C】 本学の収入構成

比率区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	全国平均※3
学生生徒等納付金比率	89.5%	87.1%	85.1%	83.5%	83.9%	79.3%
補助金比率	4.4%	7.4%	8.0%	10.6%	9.3%	10.5%
寄付金比率	1.2%	1.4%	1.6%	1.2%	1.8%	1.7%

※3 日本私学振興・共済事業団調べ 医歯系大学を除く大学部門の令和 4 年度実績

【表 10-2-D】 受取利息・配当金の推移

(単位：千円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受取利息・配当金	19,130	30,512	60,961	109,514	156,277
(内訳)					
第3号基本金引当 特定資産運用収入	29	33	76	105	104
その他の受取 利息・配当金	7,359	6,678	6,547	4,293	11,295
その他の特定 資産運用収入	11,742	23,801	54,338	105,116	144,878

支出構成については、「表 10-2-E」のとおりである。

人件費は、学校法人の費用項目の中で最も大きな比重を占めているが、全国平均に比べ、人件費比率（人件費／経常収入）は低い。学生の満足度にも配慮した上で、財政を圧迫しないよう運営を行っている。

教育研究経費比率（教育研究経費／経常収入）は、令和5年度の全国平均に比べ9.7ポイント低いことから、より効果の高い教育研究事業においては、積極的に投資するよう努めている。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、遠隔授業の円滑化による学修効果の向上を目的として、大学・大学院及び短大部の学生全員に対して一律5万円の「特別修学支援金」（資料 10-2-4【ウェブ】）を支給し、教育環境の向上に努めた。

管理経費比率（管理経費／経常収入）は、全国平均に比べ安定的に低い数値を維持している。学生の募集事業において、前年度に行った広報活動の効果を検証し、費用対効果の観点から事業の見直しを行い、経費削減に努めている。

借入金等利息比率（借入金等利息／経常収入）は、借入金残高自体が少ないことを反映しており、利息支出についても、経営に影響を及ぼすことが無いことを表している。

【表 10-2-E】 本学の支出構成の妥当性

比率区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均※4
人件費比率	46.2%	43.2%	43.2%	42.6%	43.9%	47.1%
教育研究経費比率	27.1%	31.0%	27.9%	29.4%	28.5%	38.2%
管理経費比率	4.8%	4.2%	4.5%	4.1%	4.3%	7.2%
借入金等利息比率	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%

※4 日本私学振興・共済事業団調べ 医歯系大学を除く大学部門の令和4年度実績

収支のバランスについては、「表 10-2-F」のとおり基本金組入後収支比率（事業活動支出／（事業活動収入－基本金組入額））で判断している。収支均衡となる100%前後が望ましいとされているが、将来の教育活動への蓄えとして、収入超過による財務体制を整えているため、70%台後半の推移となっている。臨時的な固定資産の取得などによる基本金の組入れ

が著しく大きい年度もなく、計画的であり安定した経営となっている。

【表 10-2-F】 本学の収支バランス

比率区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全国平均※5
基本金組入後収支比率	80.8%	79.2%	79.9%	76.1%	76.6%	100.4%

※5 日本私学振興・共済事業団調べ 医歯系大学を除く大学部門の令和4年度実績

2. 分析を踏まえた長所と問題点

ア. 資産運用

本法人の本業である教育研究水準の維持・向上のために、学生生徒等納付金以外の財源確保に努めている。

資金運用に関しては、理事長、法人本部事務局長、法人本部財務部長及び法人本部財務部会計課長で構成される資金運用委員会を設置し、学校法人常葉大学資金運用規程に則った委員会を年に2回開催している。資金運用委員会の目的は、法人の資金を安全かつ効率的に運用することによって、法人の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに将来の教育研究に資することである。

これまで、規程を厳格に遵守した上で、金利変動に対応するべく、債券取得時期の分散化や、償還期限までの期間が短い債券を優先して取得するなど柔軟に運用を行い、結果として減価償却引当特定資産を中心とした金融資産の積み上げとなっている。

また、施設・設備整備に関しては、学生・生徒などが学習と生活の場として一日の大半を過ごす重要な場所であるばかりか、災害時には、近隣住民の緊急避難先にもなる重要な施設としての性格も併せもつ。通常時や緊急時においても安心・安全な施設としての機能を維持することを最優先とするとともに、急速な少子化や情報化社会の進展など、様々な社会環境の変化に的確に対応できるよう、計画的な整備を行っている。

イ. 予算制度の精緻化

令和5年度から、予算編成時期について、従来の12月から1か月程度前倒し、11月から手続きを進めるスケジュールを組むこととした。これによって法人本部は、所属から提出された予算要求案に対して、より深い査定が可能となり、財務状態を正確に把握した上でより精度を上げた予算配分を行っている。加えて、予算管理だけにとどまらず、予算執行の前段階である原議書の審議において、法人本部の関係部署が専門的知見をもって確認し、事業の効率的執行と経費の節減を図っている。

ウ. 適正な予算執行を目的とした分析・検証

予算は法人の事業活動を勘定科目と金額で示すものであり、予算及び年度途中の補正予算の編成によって資金面での年次計画の策定及び年度途中の事情変化による調整を行い、事業の実施をコントロールする役割を担っている。その中で、本法人は予算と実績の乖離について着目し、適正な予算配分、執行を目指し、ひいては予算の縮減に繋がるようにしている。

令和5年度決算における予算と実績の差異理由について分析を行った。抽出条件は、中科目において予算と実績の乖離が「法人全体で30百万円以上」かつ「執行率80%未満」とした。分析後の対応策として、「予算執行の前倒し」「年度末の適正な予算執行の徹底」「補正予算編成にて執行残を返納」などを挙げ、より適正な予算執行を目指している。

また、昨今の長期化しているエネルギー価格や物価の高騰に対応し、令和4年度の補正予算によって、「エネルギー価格・物価高騰対策枠」として、各所属に特別予算として配分を行った。また、変動する状況下にも柔軟に対応し、法人本部にて、電力会社による電気料金の予測値や総務省の消費者物価指数などを参考に、当初予算及び年度途中の補正予算の編成の際に、予算配分の見直しを行い、調整を図っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

18歳人口減少や大学進学率の頭打ちなど、学校法人にとって厳しい経営環境の中にあるが、安定的に教育研究活動に投資できるよう、財務の健全化に努めている。

教育研究活動を永続的に保つための資産に相当する金額を維持した上で、事業活動収入と支出の均衡を図り、より強固な財務基盤を構築していく。引き続き、リスク分散を重点に置いた安全な資金運用を行い、経済の動向に柔軟に対応することによって運用益を確保していく。

この先、浜松キャンパスの移転に伴う大型投資が見込まれるが、これまで積み上げてきた有価証券や現金預金などをはじめとする金融資産を原資に事業を遂行していく。

また、予算編成方針においては、教育環境の充実を確保した上で、収入の獲得に繋がる予算配当を優先するとともに、限られた予算を有効活用するため、執行段階においても慎重に精査を行っていく。

終章

1. 理念・目的・教育目標の達成状況

本学の教育理念、「知徳兼備」・「未来志向」・「地域貢献」は、学校法人常葉大学の建学の精神「より高きを目指して～Learning for Life～」を踏まえたものである。本学は10学部19学科、4大学院研究科6専攻からなる地域に根差した総合大学として、「教育」「研究」を柱に、未来の国や社会、地域のために真に貢献し、時代の変化に対応できる人材の育成・輩出をするために、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した教育を展開し、学生の個々人の事情を踏まえたきめ細かな支援・指導を実践している。

今回の自己点検・評価の結果から、大学全体としては、10の大学基準をそれぞれ満たし良好な状態にあると判断しているが、今後はさらに、継続的に、様々なレベルでPDCAサイクル機能を発揮させ、魅力ある大学づくりに向けて大学改革を進め、更なる高みを目指して取り組んでいく。

2. 優先的に取り組むべき課題と今後の展望

(1) 内部質保証システムの強化

本学は、「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」及び「常葉大学自己点検・評価実施方針」において、内部質保証のための方針に基づき、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組み、大学基準に照らして良好な状態にあると判断している。

「常葉大学全学内部質保証推進組織と内部質保証の指針」においては、「部長会」、「大学企画運営会議」、「(全学)自己点検・評価委員会」、「(全学)FD・SD委員会」それぞれの役割を明確にし、学長をトップとした大学ガバナンス体制による大学運営を行っている。また大学の諸活動の状況に係る情報の公表、定期的な学生代表や外部評価委員会からの意見聴取、魅力のある大学づくりを目指して策定した「とこは未来プラン」など、内部質保証システムを効果的に機能させて積極的に自己改革・改善に取り組んできている。

今後は、さらに内部質保証システムを恒常的に機能できるようにするために自己点検・評価体制を見直し、常に課題を認識・解決し、改善・向上に努め、この効果的なサイクルを継続して実施していくことによって、より強固な組織体制を作り上げるとともに、システム強化を図る方策等を検討する。

(2) 学習成果の可視化

学生が、「何を学び、身に付けることができたのか」を学生・教員が共有し、教育の質向上を図るために、ディプロマ・ポリシーに示した学習成果を可視化する取組をさらに充実させる。

具体的には、授業科目ごとの厳格な成績評価に加えて、コモンルーブリックなどを用いて、学生の学習成果を多元的に評価・把握し、それらを可視化できるようにする。

(3) 学生の受け入れの公正確保

学生の受け入れの公正性・適切性の確保については、本学の教育理念や「教学マネジメント指針(追補)」などの社会的要請に従って適切に設定されている。このアドミッション・

ポリシーにもとづき、学生募集の体制および入学者選抜の体制は整備されており、公平かつ公正な入学者選抜が実施されている。

また学生の受け入れに関する状況は、「大学運営戦略会議」、「部長会」、「研究科科長会」、「入試委員会」などの各レベルで定期的に点検・評価するとともに、またその内容についても各学部や各研究科と情報共有しながら継続的に改善と向上に努めている。

しかし、一部の学部、学科、研究科においては入学定員、収容定員を満たしていないため改善・是正を図っていく必要がある。

（４）教員組織の充実及び研究の推進

教員組織の編制や教員の任用及び昇任については、規程・基準などを整備し、適切に行われている。今後は、基幹教員制度の運用を含め、大学教員や大学職員の適正要員計画を検討していく。

また、教員の資質向上のために、大学と法人が連携し、相互補完しながら組織的に FD・SD 活動が実施されている。今後はさらに組織的な取組により、科研費をはじめとした各種助成事業への積極的な応募・申請を活性化させ、最先端の研究成果を社会に還元できるようにする。

（５）学生支援の強化

本学では、学生支援に関する大学方針のもと、学生が教育理念に沿って学修に専念し、安定した学生生活を送ることができ、人間的な成長と学生の満足度の向上が図られるように支援を行っている。

今後 18 歳人口の減少により、これまでに経験したことのない学生に係る様々な課題への対応が必要になってくる可能性も考えられる。そのため時代の変化や学生の多様化に柔軟な対応ができる支援体制について大学全体で継続的に進めるとともに、令和 6 年度に策定した「授業のユニバーサルデザイン取組方針」に基づき、全ての学生が本学での学修に適應できるように配慮・工夫された授業の実施に努め、学修者本位の個別最適な学びを支援・実現する。

（６）社会連携・地域貢献活動の推進

本学は、「地域と連携し、地域創生に貢献する」という長期ビジョンのもと、「地域連携・交流推進基本方針」を制定し、地方自治体や学外機関との協定締結や、地域社会の動向やニーズに応じた多様な取組を実施している。

平成 30 年 4 月には、これらの中核的な役割として地域貢献センターを設置し、4 キャンパスの地域貢献活動を体系的に推進することが可能となった。これにより、大学の教育・研究成果や学生たちの取組を広く社会に還元するとともに、学生一人一人の「社会人基礎力」の向上に努め、地域社会の発展と活性化に寄与し、大学の存在価値を高めていくことができるよう、積極的な取組を推進していく。

3. おわりに

大学を取り巻く環境や大学への要請等が変化しようとも、本学の建学の精神「より高きを

目指して「～Learning for Life～」、そして「知徳兼備」・「未来志向」・「地域貢献」の教育理念による次代を牽引し、地域に貢献する人材育成の目的はぶれることはない。美しい心を持ち、より高い目標に向かってチャレンジし、学び続ける姿勢こそ、常葉の精神だからである。

今後も本学は、常に将来を見据え、自ら改革することを怠らず、教育・研究の質を高め続け、地域に根差した総合大学として、一層、人材育成と社会貢献に邁進していく。